649
37

0005067000

3

0005067-000

649－37

民権発達史

清水金八・著

西濃商業学校出版部

昭和8

ABC

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年５月１５日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

ヨ-31457
649-37

拓務大臣 永井柳太郎閣下題字
遞信政務次官 牧野良三閣下序文

清水金八著

民權發達史

永井拓相題字

649-87

序

我國の民權發達史論こいふやうなものを書いてみたいとおもつて居る私に、友人清水金八君から民權發達史の稿完く成ると告げられて、すこぶる驚き、且、大に羨む。

濃飛鄉土史の著者である清水氏に、その『民權發達史』は、鄉土史的探求がゆきとゞき、その方面の資料が豊かに盛られて、懐かしみを感ぜしめられることが洵に深い。

開國の偉業には何人も胸が躍る。その事蹟の一つ一つから、いろいろなことがらを唆示せられて、いま私は、じつ、

と考へさせられる。當時の急迫した外患、深刻を極めた内憂、その險惡な世態の中から、生き生きとして芽を出し、潑溂として發達を遂げたものが、すなはち自由民權論である。その健實にして組織的にして、而してその實行的な點には、全く驚歎畏敬せしめられざるを得ない。この人々にして、初めて維新の大業が完成せられたのだと、今更の如くに反省させられる。

著者は、この自由民權史の偉容を叙して、すこぶる昂然たるものがある。

まづ

第一　民權運動の擡頭

と題して、維新の大業の苗圃となった當時の世態から筆を起し、世情を叙し、徐ろに民選議院設立運動に及んで、當時の非常時の難局を明にし、次に

第二　政黨の興起

第三　議會前の藩閥全盛期

と順次筆を進めて、

第十　昭和の新時代

の章に入り、犬養首相の遭難から齋藤内閣の成立、第六十四議會の内容、縣會の狀態等、具さに吾等の所謂非常時に まで及んで居る。

過去を愉快に回顧せしめつゝ、將來に無限の感興を覺えしめるものが、すなはち本著である。

謹みて著者清水金八君に敬意と感謝の意とを表しつゝ

昭和八年の盛夏

牧野良三

自序

兵馬の政權武門に歸してより七百年、而もその後半は海外との交はりを絶ち、鎖國逸樂を擅にせる事三百年、一度び警鐘北に西に將た南に響くや、瞰然として揮ひ起てる大和男子は、三千年來不屈不撓の眞精神を發揚して、上下君臣の分を明かにし、王政は神武の昔に復古し、憲政は施かれ、昭和の今日に於て實に世界の一等國に列し、自主的態度に邁進する所實に世界に冠たるやを想はしむるに至つたのである。實に上に聖天子坐しまし給ひ、天祐よく保全せりとは云へ、而も君臣不可分たるべき貴き大和魂の所有者よりの熱血迸り出づる赤誠は、凝つては志士となり論客となり、碩儒は一世を指導し、偉人は將來を卜し、而も幾多無名の士はその間に介在して、徒に血氣のみに逸らず、新奇にのみ趨らず、さり迚蠢動以て因襲の殼に彷徨ふ事のみを敢てせざりし爲め、茲に健全なる發達を遂げて、悠久なる將來を、朗かなる希望を以て仰望するを得るに到れるものである。羅馬は一日にして成らず。世界に國を列するもの六十有餘、治亂興亡その極まる所を知らず朝生暮消有爲轉變。此間に處して奇蹟的に復活、世界の局面に雄飛するもの、一人の英傑の故に非

す、永井先輩の所謂大衆立國、萬人協力の賜に外ならないのである。過去に於て然り、將來亦更に其緊切の度を加ふるものである。憲政施されて現に四十四歳、議會を開く事六十四回、永遠の將來に對しては未だ其一歩を踏み出したるに過ぎざるが如しと雖、開國か攘夷かと國を擧げて狂奔せし當時の世情と、今日とを比較して、驚異的に變化進展を招來せし事を回想せば、實に縷々盡きざるの史實事蹟の腦裡に溢るゝ想ひがある。素よりこの小冊子說いて盡す事能はずと雖、民族の創始憲政の胎生期より現在に至るまで、漸を逐ひ序に基て聚錄したのである。殊に鄉土の地濃飛の縣下に於ては國會に縣會に、其議員並に議事沿革を悉く網羅し、その足跡を鄉土人に銘せしめ、如何に吾人の代表者が政治に參與し其の權利を如實に示し、其義務を遂行せしかを語らんとしたのである。

擧國一致國運隆昌の素因は、抑も自由民權の完全なる發達に歸する。今や國を擧げて國難に面し非常事に處すべきの秋である。本書の上梓亦奉公報國の微衷の發露であり、惹て以て江湖の發奮と懷古、反省と協力の資たらん事を切望して已まない次第である。敢て序言となす。

昭和八年夏　　明治大帝聖蹟保存着手の日

著者識

例言

一、本書發刊に際して、我國大衆政治家の驍將雄辯界の泰斗拓務大臣永井柳太郎氏、並に本縣出身の俊猛政友會內閣に於て必然大臣たるべき遞信政務次官牧野良三氏の兩先輩が、國務多端の折柄、特に本書の爲め其健筆を揮はれたる御厚意に對して、著者は只管感銘の念を禁ずる能はず、茲に謹で兩氏に深甚なる感謝の意を表する。

一、本書は終始不偏不黨の立場に於て、公平に縷說するに努めた。右は政民兩派の代表的政治家の厚意に於ても之れを立證する事が出來ると思ふ。斯る政治史に在りては、專ら公平を主とすべきを力說するものである。

一、本書を成すに當り、知賢よりの貴重なる史實文獻を寄せられたる御厚意に對し感謝すると共に、各地殊に大垣圖書館、縣會事情に於ては岐阜縣廳務課等の配慮に與る事多大なりし事を特記して、謝意を表する。

一、資料蒐集の爲め、各般に亘り涉獵する所多かりしが、就中左記書目に負ふ所多きを併記し、感謝の意を表すると共に、同學研究の士の參考とする。

大日本帝國議會誌、大日本政戰記錄史、政友會史、憲政會史、岐阜縣會沿革誌、同議事錄、

同速記錄、濃飛兩國通史、陸實著近時政論考、國家學會編明治憲政經濟史論、林田雲悌著日本政黨史、尾佐竹猛著日本憲政史、植原悦二郎著日本民權發達史、小野梓著國憲汎論、野村秀雄著政黨の話、山浦貫一著政局を繞る人々、高橋清吾著現代の政黨、五來素川著現代の政治等。

一、徒らに尨大にして、末節枝葉に亘る事を避け、極めて要領よくをモットーとせる爲め、或は案外なる事實の脫漏あるやを辭み難い。菲才淺學寡聞は殊にこの感を深うする。篤學現實の士に依つて完璧を望む。御忠言に吝かならざらん事を特にお願ひする。

一、曩に公にせる「濃飛鄕士史」に於て、政治の部を割愛した。右は本書の中其部分を詳記せる事に依り、其補ひをなし得たものと信ずる。御併讀を乞ふ。

民權發達史目次

題字……永井柳太郎氏……
序……牧野良三氏……一
自序……五
例言……七
緒言……一七
第一民權運動の擡頭
一 明治維新以前の世情……二一
二 御誓文と政体書……二六
三 維新當時の政情……三〇
四 民權議院設立運動……三五
五 自由平等論の唱道……四〇
六 西南戰爭前後の政情……四四
七 政府部內の衝突……四七
八 初期の縣會事情……五三

第二　政黨の興起

一　自由黨の創立……
二　改進黨の組織……
三　帝政黨の成立……
四　板垣の遭難……
五　集會條例の改正……
六　自由・改進兩黨の軋轢と其解黨……
七　明治二十年以前の縣會……
八　當時の世情……

第三　議會前の藩閥全盛期

一　華族の新設と內閣官制の創造……
二　歐化政策と保安條例……
三　大隈の入閣と後藤の大同團結……
四　憲法の制定と其發布……
五　後藤の入閣と大同團結の分裂……
六　大隈の條約改正策……
七　民黨會同の失敗……
八　國會開設以前の縣會……

第四　議會開設時代

一　第一回の總選擧……一七一
二　第一議會の政戰……一七五
三　第一議會後の內閣內訌と松方內閣の成立……一八二
四　民黨の提携と大隈の免官……一八六
五　第一議會の解散……一九一
六　第二回總選擧に對する激烈なる選擧干涉……一九七
七　第三議會の成行……二〇一
八　伊藤內閣の成立と第四議會……二〇八
九　第五議會の解散……二一一
十　第三回の總選擧……二一五
十一　第六議會の解散……二一八
十二　縣會施行以前の縣會……二二五

第五　日淸戰爭後の十年間（其一）

一　平穩なる第四回の總選擧と第七・八議會……二二七
二　第九議會と政變……二三一
三　進步黨と松隈內閣附第十議會……二三八
四　第十一議會の解散と松方內閣の瓦解……二四八
五　第三次伊藤內閣の出現と第五回總選擧……二五二
六　第十二議會の解散……二六二

七　憲政黨の成立と伊藤内閣の辭職……一八三
八　所謂政黨内閣の出現と第六回總選擧……一八七
九　憲政黨の分裂と大隈内閣の破滅……一九〇
十　縣制施行後の縣會……一九四

第六　日清戰爭後の十年間（其二）

一　第二次山縣内閣の成立と第十三議會……一九七
二　帝國黨の成立と第十四議會……二〇一
三　伊藤博文の政友會組織と第四次伊藤内閣の成立……二〇四
四　第十五議會と伊藤内閣の瓦解……二〇八
五　桂内閣の成立と第十六議會……二一一
六　新選擧法に依る第七回總選擧……二一四
七　第十七議會の解散と第八回總選擧……二一五
八　第十八議會……二一七
九　政友會總裁の更迭と第十九議會の解散……二二九
十　日露戰爭以前の縣會……二三一

第七　日露戰爭より明治末期に至る

一　第九回總選擧と平穩なる第二十・二十一の帝國議會……二三八
二　日露講和條約に於ける政變と第二十二議會……二四〇
三　第二十三議會と第二十四議會……二四四

四　第十回總選擧と西園寺内閣の辭職……二五七
五　第二次桂内閣の成立と第廿五・六・七議會……二五九
六　第二次西園寺内閣の成立と第廿八議會……二六三
七　第十一回總選擧と明治大帝の御登遐……二六六
八　當時の縣會……二六七

第八　大正の初期より世界戰爭まで

一　御大葬費可決の第廿九議會と其後の政變……二七五
二　第三次桂内閣の成立と瓦解
　附護憲運動と第三十議會……二七八
三　山本内閣の成立と政黨の移動……二八一
四　第三十一議會と山本内閣の沒落……二八五
五　清浦内閣の流產と第二次大隈内閣の成立
　並に第三十二・三・四議會……二八七
六　第三十五議會の解散と第十二回の總選擧……二九二
七　第三十六議會と大隈内閣の改造……二九五
八　第三十七議會と大隈内閣の辭職……二九八
九　寺内内閣の成立と第三十八議會の解散
　憲政會の結成……三〇一
十　第十三回の總選擧と第三十九議會……三〇四
十一　第四十議會と寺内内閣の辭職……三〇七
十二　原内閣の成立と第四十一議會……三一〇
十三　大正年度の縣會（其一）……三一二

第九　世界大戰の終結より大正の末期に至る

一　普選に依る第四十二議會の解散と新選擧法に依る第十四回總選擧……一九九
二　第四十三議會と第四十四議會……二〇四
三　原首相の横死と高橋内閣の成立……二〇七
四　第四十五議會と高橋内閣の瓦解……二〇九
五　加藤友三郎内閣と第四十六議會……二一一
六　第二次山本内閣の出現と第四十七議會……二一五
七　清浦内閣の成立と政友會の分裂……二一七
八　護憲運動と第四十八議會の解散……二一九
九　第十五回の總選擧と加藤内閣の成立……二二一
十　第四十九議會と第五十普選議會……二二七
十一　政黨の移動と憲政會の單獨内閣……二三一
十二　第五十一議會と若槻内閣の出現……二三七
十三　大正年度の縣會（其二）……二三〇

第十　昭和の新時代

一　第五十二議會と田中内閣の成立……二三二
二　第五十三議會と民政黨の結成……二三六

三　第五十四議會の解散と第十六回普選最初の總選擧附無產黨の出現……二三九
四　第五十五議會と第五十六議會……二四四
五　濱口内閣の成立と第五十七議會の解散……二四九
六　第十七回總選擧と第五十八議會……二五七
七　濱口首相の遭難と第五十九議會……二六〇
八　第二次若槻内閣と犬養内閣……二六二
九　第六十議會の解散と第十八回總選擧……二七〇
十　第六十一議會と犬養首相の遭難……二七四
十一　齋藤内閣の出現と第六十二・第六十三議會……二七八
十二　平穩なる第六十四議會……二八一
十三　昭和の縣會……二八七
十四　國運の推移と政治の動向……二九一

結辭……二九三

民權發達史

緒言

清水金八著

開國の偉業成つて此十年、文盲野に滿ち、文字を解するものその十の一に如かずと稱せられし明治の初年より、海外の文物を巧みに輸入し來り、而も夫れを完全に咀嚼し、議會政治を敷き、普選を斷行し、今日世界列强に伍して何等遜色を認めざるに至れるその推移を顧る時、誰か驚嘆せざるものあるべき。草莽幾萬年、上古幾千載、變らざること實に日月の如き時代もありしに、如何に世運の進歩といひ、人心發露の結果といへ、僅に一世紀に滿たずして、斯くも震天慟地の發展を敢てなしたる、抑我が大和民族の偉大さは、實に世界の驚異に非ずして他の何物でもないのである。然しながら斯くも幸ある變遷も唯天祐にのみ依るものでもなく、尋常一樣の

手段に依りて獲得し得たものではない。斯る創業建設の時代に於ては、幾多の經世家志士論客碩儒俊猛が、或は身を犧牲にして公事に盡し、環境を顧みずして世運の進展に邁進せしもの數知れず、頑迷と戰ひ因襲と爭ひ、特權階級と鎬を削り、或は時に獄屋に呻吟し、時に流血の慘を呈したる事幾回なりし。而して遂に今日の果を生んだのである。されど未だ健全なる發達を遂げたと云ふ事は出來ない。否政弊は多くの禍害を伴ひ來つたのである。乍併是等の生きた經驗は專制主義者を退け、特權階級を排し、一般國民の自由と權利の範圍が著しく擴大された事は爭ふべからざる事實である。古往今來特權階級者は其不當なる地位を保持せんが爲めに、有力なる政治組織或は社會制度の變革を希望せないものである。それが爲めに世の進歩發達を希はず、またある点まで庶民の無智を望むものである。然るに政治上に於ける民族の發達は、是等固有なる彼等の頭腦を破壞し、新氣運の新空氣を鼓吹せしむるにあるので、其努力の多大なる事は言ふを俟たぬ。德川二百六十余年の極端なる專制鎖國主義を排して、文明の必然たる過程に進みし我國の立憲君主政体は、決して一個人や少數者に依りて建設せられものではない。外に歐米諸國の壓迫に遇ひ、畢世の力を致して一方彼等の地位に進み、內に胚胎せる大和民族固有の負けじ魂を世界的に釀成して民權思想を扶植し、以て立憲への基礎を建設するに至らしめたのである。實に是等破天荒の企てを目論見、よく彼等を完成せしむるに至つたその行程に就ては、曾に中央に馳驅せし有數の政治家の力にのみ功を壟斷せしむべきではない。大厦の將に覆らんとするや一木のよく支ふる所に非ず、一將功成るの日萬卒支柱の力を忘れてはならない。地方に於ける隱れたるの志士、無名の逸客の名を逸してはならない。彼等を想ひ是等を偲び、民權發達以て悠久なる我が芳ばしき國家の運命を萬代の安きに置かんと志すの念、之れ本書發刊の意に外ならないのである。

然るに世人動もすれば、最近起れる諸種の黨弊を嫌惡するの餘り、我憲政の前途を悲觀し、寡頭政治賢人政治を謳歌主張するものがある。反動の思想が出る所、他山の石としてよく內に顧みる必要ありと雖、我憲政の前途は必ずしも悲しむを要せない。また一度び多數國民の獲得したる自由平等の權利は、決して容易に放棄し少數の專制政治家に委ね得べきものではない。人は到底人である。多數は時にモッブとなり、衆愚となる事も知る。然し衆智を聚め多數人の福利の增進を計る事、實に之れに如くはない。人智の退歩を前提とするに非れば、憲政の前途を悲

觀する事は出來ぬ。普選實施既に年あり、近く年齡を低下し、性別を廢し、治く衆智への途を開かれんとしてゐるのである。我憲政の發達未だ不健全に、黨弊漸く多きを加へんとするが如きは、畢竟我國民が我國に於ける立憲政体の歷史に詳かならず、支葉末節の短に囚はれ過ぎたるの故であると信ずるのである。著者亦聊か本書に依つて眞正なる民權發達に貢献する所あらんとするのである。

幸に渺たる本書未だ盡さゞる所多くある事を信ずれども、世にこの種の著必ずしも多からず、また徒に黨臭の耐へ難きもの少しとせず、不偏不黨の立場より世に公にする亦緊切なりと信ずる。尙鄕土の政情を織り交せて以て我國憲政の歷史を縷說したのである。世の識者希くば本書の缺を補ふに呑ならず、進んで世界に於ける理想の憲政國たるの域にまで到達せしむべく、共に俱に努力あらん事を衷心希望して已まないものである。

第一　民權運動の擡頭

一　明治維新以前の世情

我が三千年の國史中、明治維新ほど大なる變革はあるまい。確かに空前である。蓋し歐米の先進國に於ても、亡國や併合を除いては餘り多くの類例を見出し得ないのである。而も夫等が完成して今日の隆運に向つたに於て尙更である。德川幕府倒れて、明治の新政府樹立し、鎖國政策滅びて開國進取の旗幟の下に諸般の施設に入つた當時に於ては、立遲れたる我國民は何人も暗黑より黎明を望むが如く、戸惑ひしながらも何とかして外國の侵掠を免れ、國内を統一したいといふ意識はあつたのである。その爲め新政府を組織するに當り、賴朝以來約六世紀間封建の時代を經過したが、その以前の政治組織に則り、天皇を中心となし、公鄕を其補佐とし、大名武士を之れに從屬せしめた制度を採用したのである。

しかし幕府倒れ新政府起らんとする當時に於ては、所謂内憂外患一時に起つた

もので、決して坦々として推移したものではない。幕府として最初より倒れる事を豫想せず、專心更生へと努力を怠らないの養成したものである。しかし時局に在來の方法をのみ踏襲することの到底收拾し能はざることを判るに至つたのである。米艦の渡來や英露の邊境を窮ふにつれ朧氣ながら外國の事情も判明するに到り、愈幕府のみの力に依つて解決し能はざる事を知り、有力なる藩主數名を國政に參與せしめんとの意見を抱くに至り、また數藩のみにては專橫に流るる虞れあり、宜しく列藩會議を開くべしとの議論も出る樣になつた。寄つて議する議會制度、これが豫て聞く西洋の議會制度なるべしと考ふるに至つた。

既に列藩の意見を聽くとなれば、同時にまた庶民の聲にも聽く必要がある。人材の登用には門閥の如何を問ふべきでない。然しながら當時の社會組織では庶民といつても人材といつても士族級を除いては他に多きを求むる事が出來ない。故に一方に藩主の會合があれば、一方に士族級の會議も必要である。これが彼等のいふ上院下院であらうなどと有識者は判るに至つた。

さて衆智を集める爲め列藩會議を開く事が必要なる事を認むるや、幕府は諸大名を召集して會議を開く事數回であつたが、一向名案も出なかつた。續て事は危急を要し、茫茫歲月を徒費する事を許さぬので、臨時會議では不充分なので、常設列藩會議を開かうとの議が起つた。然し常設とすれば諸大名の意見を聽く事が不可能であるから、事實上數藩を代表する實力ある大々名を集める事が適當であるとして、慶應三年五月二條城會議が成立した。一橋慶喜、越前藩主松平春嶽、土佐藩主山内容堂、宇和島藩主伊達宗城、薩藩島津久光に參與を命ぜられ、孝明天皇の簾前に伺候せしめられる事があつた。朝庭に於ける常設的列藩會議がこれである。

これより先數年、即ち萬延元年日米條約批准交換の爲め正使新見豊前守、副使村垣淡路守、監察小栗豊後守を米國に派遣した事がある。仝年四月四日使節一行は序を以て米國議會を傍聽した。我國民にして議會見物をせる最初である。その感想の一節に振つたのがある。「股引腹掛にて大音に罵るさま、副統領の高き所に居る體など、我日本橋の魚市のさまによく似たりと、ひそかに語り合ひたりし」と。兩刀を帶しチョン髷姿いかめしく、洋服姿を股引腹掛と見立てたところ頗る奇拔、蓋し何れより見るも正に奇觀と云ふべきであらう。

また列藩會議の外に、福澤諭吉の唱へた聯邦組織的意見といふのがあつた。文

久二年竹內下野守一行の歐羅巴派遣に際し隨員として同行した福澤は、獨逸聯邦の樣にしては如何との意見であつた。福澤は一昨年（萬延元年）の新見使節の時にも隨行し、今回は二度目の洋行で豫備智識もあつたが、普露亞議會を傍聽しても中々議會制度の事は分らなかつたと自白してゐる。

當時我國の有識階級と云へば全部漢學者であつて、洋學は頗る稀であつた。從て歐洲の議會政治の如きも漢學を經て我國に紹介されたものである。文政十年（紀元二四八七年第百廿代仁孝天皇）青地林宗が幕命を奉じ蘭書を飜譯し「輿地誌略」を稿したなどは異數とすべきである。其中に把爾列孟多（Parliament）パルレメント。昆蒙斯（Commons）コンモンスなどがある。これ恐らくは歐米の議會政治を紹介したものゝ中の最も早きものであらう。引續き議會並に種々の政治組織に就て說明された出版物を見るに至つた。斯る方面より歐米に對する智識慾が旺盛となると一方、最も我國人を刺戟したものは我が天保十一年に起れる支那の阿片戰爭である。それまでは聖賢の國、理想の沃土、中華の國として我國上下崇敬の的となつてゐた隣邦支那が、阿片戰爭に依り理不盡にも蠻夷英吉利の爲めに、而も詭くも敗られたといふ事は、眞に青天の霹靂であつた。愈歐洲を研究しそれに摸倣するの必要を感じたのである。

幕府は斯くして相當に世界の大勢に對して調査をし、智識をも有つてゐたが、薩長土肥の諸藩に維新の功業を獨占せられ、傳ふべき事蹟の漂滅せらるゝに至つたのは、古來敗者の常に蒙る悲哀なる結果で、此点同情すべきである。尤も薩長土肥以外の藩に於ても相當調査の歩を進めたものがあつたが、何分右四藩の勢力が旺盛であつたので、他は押され氣味となり、遂に表面に現はれずして濟んだなどの例も少くない。流石肥前に於ては、鍋島藩主が英邁であつた丈けに偉才に富み、彼の副島二郎（種臣）大隈八太郎（重信）が長崎に於てフルベッキに就き米國憲法の大要を學び、慶應三年土佐の後藤象次郎に會つて「大政奉還と議事院」の事を語つたなどは、流石に先覺者たる所以である。

斯る狀勢の間に、敢然起つたのは土佐藩であつた。この行詰れる時局を收拾すべく議會論は、實際の政治問題となり、遂に聰明なる將軍慶喜は、難局打解の方法として、遂に憲法思想に基く政權奉還を斷行した。此大勢と土佐藩一派の自由民權に對する活躍は、遂に民選議院建白まで進んで行つたのである。

一　御誓文と政体書

斯くして萬物維れ新たなる維新の大業を遂げ、當時十五歳の　明治天皇は奠都に亞で、左記五箇條の誓文御聲明となつたのである。

一　廣ク會議ヲ興シ、萬機公論ニ決スヘシ
一　上下心ヲ一ニシ、盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一　官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ、人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
一　舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クヘシ
一　智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯國是ヲ定メ、萬民保全ノ道ヲ立テントス、衆亦此旨趣ニ基キ、協心努力セヨ

當時新政府の基礎未だ全からず、内外多事多難、殊に朝廷の周圍に集れる薩長、土肥の青年藩士が、佐幕黨より政權横奪の嫌疑を受け、國家存亡の危機に瀕せることを自覺せる爲め、如何にもして國論統一各藩協力以て國是を宣すべく、實に五箇條の御誓文は新政府創設者の意見表示であつたのである。しかし未だ之を以て夙に立憲政体の本源となすは當らないのである。即ち我國の大方針大抱負を示したもので實に我國をして世界の一等國たらしむるの素地を爲したものである。而して當時に於ける我國民例へ藩閥の歴々と雖、未だ自らの政治を自ら行はんとするが如き思想は有し居らず、只管國内統一に腐心してゐたのである。」

即ち如何に時勢とは云ひながら、三百年來の武力政府を倒したのであるから、その鼻息の荒かつたことは想像も及ばない。建武中興は不可、神武創業の古に復すといふ聲明、即ち國家社會の根本的改造を現實化せんとして、新興政府の權力を以て法令を發布すれば、海内皆靡く立所に改造が出來るといふ意氣衝天の勢ひであつたから、從つて幕府方又は未だ眞相を熟知せざる多くの立遲れせる諸藩の人々に知悉信服せしむべく、御誓文は、唯一の武器としての御聲明であつたのである。

斯く五箇條の御誓文は、何れも明治新政府の政綱として千古を贖うする大文章萬古不滅の經典ではあるが、其主眼とする所は萬機公論の一條に在るのである。其他の箇條は開國進取、社會改造の大精神であるのである。實に御誓文の前には其淵源する所が實に深いのである。斯くして明治元年三月十四日を以て、堂々と

中外に發布せられたが、右は抽象的なる政綱の聲明に過ぎずして、其施行方法とも云ふべき具体案は、同年閏四月二十一日發布せられた政体書にあるのである。政体書は次の通りである。

政　體

一　大ニ斯國是ヲ定メ制度規律ヲ建ツルハ御誓文ヲ以テ目的トス

一　廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

一　上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

一　官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス

一　舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一　智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振基スヘシ

右御誓文ノ條件相行ハレ不悖ヲ以テ旨趣トセリ

一　天下ノ權力總テ之ヲ太政官ニ歸ス卽チ政令二途ニ出ルノ患ナカラシム太政官ノ權力ヲ分テ立法行政司法ノ三權トス則偏重ノ患無ラシムルナリ

一　立法官ハ行政官ヲ兼ネルヲ得ス行政官ハ立法官ヲ兼ネルヲ得ス云々

一　（畧）

一　各府各藩各縣皆貢士ヲ出シ議員トス議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ

一　（略）　一　（略）

一　在官人私ニ自家ニ於テ他人ト政事ヲ議スル勿レ若抱議面謁ヲ乞フ者アラハ之ヲ官中ニ出タシ公論ヲ經ヘシ

一　諸官四年ヲ以テ交代ス公選入札ノ法ヲ用ユヘシ但今後初度交代ノ時其一部ノ半ヲ殘シ二年ヲ延シテ交代ス。斷續宜シキヲ得セシムルナリ若其人衆望ノ所屬アッテ難去者ハ猶數年ヲ延サルヽヲ得ス

（下略）

それより官制がある。議定官を立法官とし、行政官、神祇官、會計官、軍務官、外國官を行政官とし、刑法官を司法官とし、外に地方官がある。日進月歩といふ言葉があるが、實に其頃は破天荒のスピードを以て進んで行つた。三權分立、諸官選擧任期四年制などを實施するに至つたのである。また「天下ノ權力總テ之ヲ太政官ニ歸ス」とあるが、別に太政官といふ最高の官職を設置したのでなく、七官を總括し

て稱したものに過ぎない。

三　維新當時の政情

凄じき意氣と急速を要する施設は、種々の企てを以て進んだ。明治二年五月十三日には、東京城に於て、今日でもない官吏公選など云ふ事を行つた。仝年七月には、立法行政の區別を廢し、大賓令其儘の官制と變更した。實に極端から極端への變化である。實に王政維新と王政復古との兩極端の爭ひが、如何に根强かつたかゞ分る。卽ち七月の官制には、神祇官は太政官の上にあり、各省の官名の大部分、職務權限まで大賓令その儘である。從つて苟くも官吏たるものは、必ず源平藤橘を名乘らねばならぬ事となり、素性不明のものは俄かに姓名を製造したなども少くなかつた。民部大輔兼大藏大輔從四位守菅原朝臣重信。民部少輔兼大藏少輔從五位行越智宿彌博文と云へば、奈良朝時代の公鄕かと思はれるが、これが憲政の偉人當時の大隈侯、伊藤公の姓氏であつたから恐入る。

何分維新の原動力となつた各藩は、藩主は朝廷の大官に、藩士も夫れ〳〵樞要の地位に就いた。これが大体藩論の代表、藩の勢力の代表であつたが、この外に別に藩主の會合と藩士の會合があるから、下院的會合に於ける藩士は所謂政府與黨として藩主の爲めに盡すの熱と力とはあるが、上院的會合に於ける他の藩主は同盟的友誼はあつても、同列の藩主に盡すことは到底此の比ではないから、藩主の會合は冷淡となり、藩士の會合は勢力ありといふことになる。然るに此下院的會合の藩士の內でも有力なるものは朝廷の官吏となり勢力を振ふ樣になるので、この會合本來の意義と權威も漸く失墜するに至つたのである。これが上の議事所と下の議事所と稱せられたものである。

明治元年正月右議事所の官制實施あり、仝十二月には公議所を設けられ、純然たる歐米式の議會が開かれた。明治二年三月七日開院諸藩公議人二百二十七人參集、議事を進めたのであるが、當時は新舊思想混沌の時代の事とて議事は頗る滑稽なものであつた。穢多非人稱號廢止論も出づれば、廢刀論、切腹禁止論なども論議せられた。切腹禁止論は贊成者三名反對者二百名にて否決せられ、廢刀論は滿場一致にて否決せられたなどの事もあつた。

以上の如く輿論を聽くべく議會を設けた以上は、善言を容るゝに階級の制限を

附すべきではない。唯當時の社會組織に於て、また文化の程度に於て、士族を以て下院を組織したるに止まり、百姓町人の所謂庶民階級を絶對に排斥するの趣意であるから、右公議所に於て一般の建白を受付くる計りでなく、また別に明治二年三月待詔局といふ獨立の役所を設けたのである。

下院の組織が上述の如く整頓すると同時に、上院の組織も亦整つて來たのである。初め上の議事所が設けられ、次に議政官上局となり、公議所が設けらるゝと同時に上局會議が開かれたのである。

明治二年七月の官制大改革に依り、守舊派が勝を制し、千數百年以前の古制度たる大寶令式に則ると、新しかつた議會思想も頓挫を來し、上局會議は廢せられ、公議所は集議院となり、待詔局は待詔院と改められ、共に權威は縮小し、恰も行政官の一顧問たるに過ぎなくなつた。三權方立論も隨分墮落したものである。

◎太政官（民部省・大藏省・兵部省・刑部省・宮內省・外部省・待詔院・集議院・公議所

集議院の議員は公議所の引繼であるが、公議人の稱呼は廢止し、各藩の正權大參事の內一人が在京し、議員となる事とした。議事は明治二年九月七日に初まり同年十二月二十七日閉院、明治三年五月二十八日開院九月十日に閉院された。

神祇官などの權限が擴充せらるゝにつれ、集議院の權威は失墜したが、之れに反し一般の建白は非常に增加した。これは數百年來言はんと欲して、言ふ能はざりし言論の發露場を見出した爲め、或は政治上、社會上の不平を洩すもの、或は好奇心に出づるもの、虛榮心に出づるものがあつたが、眞に國家を患ふるものも少くなかつた。

中央政府が一方議院設置に努力したと同時に、各藩に對しても議事の制を設くべく達したので、各地方にも議會なるものが設けられた。

佐倉藩・丹南藩・鴨方藩・尼崎藩・成羽藩・長島藩・郡上藩は議事所。櫛羅藩・鳥羽藩は藩議院。秋月藩・岩村藩。大津縣は議事。芝村藩・明石藩は集議所。西大路藩は會議堂。龍野藩は議事局。宇和島藩は衆議院。犬山藩は議事方。吉田藩・三草藩は集議局。舘林藩・岡山藩は議事院。佐嘉藩・中村藩は會議。高松藩は議政堂。高崎藩は議職、議郎。龍岡藩は駿議職。久保田藩は會議所。金澤藩は會議局、集議掛。等である。」

斯く觀ると明治元年に既に中央に帝國議會あり、明治二年以後に地方議會があつたと速斷さるゝかも知れぬが、今日の時代と異り德川幕府は政權を奉還したる

に止まり、地方の諸藩籍は未だ奉還されず、一方新政府の基礎は尙十分ならず、故に地方の各大名は儼然たる有樣であつたので、封建と憲政との對立の如きもので、古來東洋に於て諮問的に衆議を聽くを善政とせられて居つたので、此意義に於ける新しき制度として歡迎せられた程度である。未だ民論を政治に參與せしむるといふが如き概念は存在する余裕は無かつたのである。勿論名案の提出される事もなく、無用の閑職となり、一向效果を見るに至らなかつた。

明治四年廢藩置縣となるや、藩を代表したる集議院は存在の理由がなくなつたので、之に替つて左院が設けられた。之が後の元老院、樞密院となつたものである。我國最初の憲政論、議會論は何れも藩を單位としてゐる。當時一般庶民の民度進歩せざりし爲めとは云へ、現に今日に於ても尙藩閥などの聲を聞く位であるから、當時に於て藩を重要視した事は當然である。一般民衆に基礎を置くものなりとの結論には未だ前途はあるが、それに達する中間程度として左院の存在は重なる地位を占むるものである。

明治四年七月官制の改革あり、太政官正院、左院、右院の制度となつた。正院は從來の太政官である。左院は立法官で、右院は各省を以て組織されてゐる。議官は一等、二等の大官で、三位、四位の顯位を有する巨然たる一大機關である。議長は後藤象次郎、副議長は江藤新平である。

太政官
- 正院（庶政總判）　太政大臣　左右大臣　參議
- 左院（立法權）　議長　副議長　大中少納言
- 右院（行政權）　諸省長官　大輔少輔

正院は元老院、左右兩院は今の內閣の萠芽である。

行政の衙門を分置する置省の制は、孝德天皇の大化五年正月に初まる。即ち中務省、式部省、治部首、民部省、兵部省、刑部省、大藏省、宮內省の八省がこれである。

後王家は衰へ相門の權盛んとなり、諸省百官唯其名を存するのみとなり、降つて鎌倉幕府以後は、或は門注所、侍所を置き、德川氏に至りては寺社奉行、町奉行、巡檢使、大目附、目附等の諸官を置いたが、明治維新となつて初め（慶應三年）神祇、內國、外國、軍防、會計、刑法の六事務局を置きて初めて現時置省の前驅となしたが、明治元年の夏これを神祇官、會計官、軍務官、外國官、刑部官と爲し、翌二年五月始めて民部省、大藏省、兵部省、刑部省、內務省、外務省、大學を置く。降つて四年七月之を改めて神祇省、外務省、大藏省、兵部省、文部省、工部省、司法省、宮內省と爲

し、翌五年十一月更に改めて外務省、大藏省、陸軍省、海軍省、文部省、敎部省、工部省、司法省、宮內省とした。八年に至り內務省を置き、前の九省を併せて十省と爲し、十年に及んで敎務省を廢して其數を減じ、十三年農商務省を新設して再び十省とした。

遠き千三百年の昔、冠位十九階八省百官を新定せる大化の改新より、明治維新以來政治思想の漸く進化し時勢の進展に伴ひ廢官置省せる當時の狀況は、以上の如くであるが、尙昭和の現代に於て、更に其面目を變ふるに至れるは後に述ぶる通りである。

斯く中央に左院の設置があつたに刺戟され、地方にもその氣運が釀成さるゝに至つた。明治五年より七年までに地方に於ける民會は左の如く勃興したのである。

愛知縣、滋賀縣、鳥取縣、大津縣は議事所。宇都宮縣は議事。奈良縣、山梨縣は會議所。木更津縣は代議人議事。印藩縣は大小區集會。小田縣は小區會。對馬は議事筵。筑摩縣はバルレメント。千葉縣は議事會。新潟縣、名東縣は大小區會。飛驒は議事者。兵庫縣は公選議事。熊谷縣は大小區會議。濱田縣は會同議事。盤前縣は民會。

此頃になれば政情は安定し、智識慾は燃え、列國對峙の爲めには之に倚らずんば能はずといふ自覺に依つて、朝野共眞劍に成功熱と研究熱が擡頭したのである。明治八年の地方官會議に於て、議長木戸孝允は「全國府縣の民會を開くもの七縣、區戶長會を開くもの一府二十二縣」と報告してゐるのを見ても、當時の大勢を知る事が出來るのである。

四　民選議院設立運動

討幕の一途に對しては、在野各派は一致協力したが、事成るや前に述べたる如く維新派あり復古派あり、遂に武斷派となり、文治派と分るゝに至つた。封建割據の風に養成せられたる偏狹なる性情は、到底久しきに渉つて一致する可能性なきは、當時の人士に通有の弊であつた。

是等兩派の爭ひは遂に征韓論となつて表はれた。當時武斷派の西鄕等は征韓論を唱へ、文治派の大久保等は非征韓論を說き、兩々相下らざりしも遂に征韓黨は敗れ、明治六年十月連袂廟堂を去つた。當時兩派の顏觸は（括弧內は年齡）

征韓黨　三條實美(三六)　西鄉隆盛(四七)　板垣退助(三六)　後藤象次郎(三九)　副島種臣(四五)
江藤新平
非征韓黨　岩倉具視(四二)　木戸孝允(四三)　大隈重信(三五)　大久保利通(四四)　大木喬任(四二)

征韓論に敗れた西鄉・江藤・後藤・板垣は夫々故山に歸り、遂に江藤・西鄉は叛賊の名を殘して、徒らに反對派に名を成さしめたのみであつたが、慧眼なる板垣は內外の趨勢を察して「政府の覇權を握るには最早兵馬に依つてなすべきではない。よろしく國民の中に住み、國民と共に語り、國民の力に倚らねばならぬ」と感じ、國民運動にとりかゝつたのである。即ち武力鬪爭に依る政權掌握を夢るものは悉く失敗したるに反し、言論鬪爭を以て起たんとしたるものは、漸次政界の地步を占むるに至つた。斯くて愈憲政の實施期に入るのである。

木戸孝允の一行が歐米漫遊より歸りて、明治六年我國の政体組織、制度、法律等の制定に關する建白書を奉つた。之が政府側よりの政体建白書の初めである。亞で板垣退助は國民政治運動の素志あり、恰も同じく下野せる後藤象次郎が局面打解の方策を廻らせると會し、共に民選議院の開設を主張すべしと謀つた。偶英國より歸朝せし小室信夫、古澤迂郎(滋)の主張に聽き、副島種臣、江藤新平の贊成を得、越前藩士前東京府知事由利公正、及び前大藏大亟岡本建三郎と共に相會して討議し、八名連署の許に民選議院の建白を、明治七年一月十七日を以て左院に提出し、翌十八日左院より正院へ進達されたのである。その一節に「此議院を立る、天下の公論を伸張し、人民の通義權理を立て、天下の元氣を鼓舞し、以て上下親近し君臣相愛し、我帝國を維持振起し、幸福安全を保護せんことを欲してなり云々」とある。「勿論時機尙早本末顚倒などの理由で一蹴さるゝ事なども覺悟して居たのである。抑これが我國に於ける民權運動の第一聲であつたのである。尤も當時の先覺者と雖未だ智深からず識廣からず、此運動が後年偉大なる憲法發布の果を結ぶとまでは思ひ及ばなかつたであらう。

この民選議院に反對する代表的論客は、御用學者加藤弘之であり、贊成論者の代表的人物は大井憲太郎であつた。右建白書の結果として、國內に於ける政論は漸く沸騰して來た。後藤・板垣・副島・江藤・由利等は右建白をなすと同時に、一方一大政黨を起して民間の輿論を喚起せんと欲し、京橋區銀座三丁目に倶樂部を置き、幸福安全社と稱した。後更に政黨の組織成り愛國公黨と命名した。敢て公黨の名を冠したのは區々たる私黨との區別を明かにしたもので、土佐の福岡孝弟、奥宮慥齋、

松山の長屋忠明等來り會し、盛んに政府に於ける有司の横暴を批難攻撃し、遂に立憲政体建設の時代を成熟せしむるに至つた。

五　自由平等論の唱道

民選議院設立の建白書出るに及び、その建白の眞の意思は那邊にあるにしても、在朝の有司まづ驚き、堂々たる聲明に世論太く之に共鳴し、頗る當時の機に投じた。尤も大久保・木戸・伊藤の如き政府の要路者は、最近歐米各國を歴遊し、親しく彼地の文物を研究し、歸朝した計りなので、案外その趣意に同情した。可成り激烈なる文字を連ねたる建白書に對する返答の如きも實に穩當を極め、毫も反對の意志を示さなかつた。而して當時新聞雜誌等の言論機關は、殆ど拘束を受けてゐなかつたので、最も大膽に自由に且熱心に、殆ど擧つて民選議院設立運動に應援したのである。

また一方當時我國に於て最も多く讀まれたといふ福澤諭吉の「學問のすゝめ」などは、如何ばかり民權の思想を當時の無智なる國民の頭腦に深く印象せしめたか分らぬ。その第一編の劈頭に「天は人の上に人を造らずと云へり。天の人を生ずるには、萬人皆同じ位にして、生れながら貴賤上下の差別なく、萬物の靈たる身と心との働きを以て、天地の間にある萬の物に資り、以て衣食住の用を達し、自由自在人の妨げを爲さずして、各安樂の世を渡らしめ給ふ趣意なり」と。

次に第二編に「抑政府と人民との間柄は、唯強弱の有樣を異にするのみにして、權理の異同あるの理なし、百姓は米を作つて人を養ひ、町人は物を賣買して世の便利を達す。是れ百姓町人の商賣なり。政府は法令を設けて惡人を制し、善人を保護す。是れ即ち政府の商賣なり。この商賣をなすには、莫大の費を要すれども、政府には米もなく金もなき故、百姓町人より年貢運上を出して政府の勝手方を賄はんと、双方一致の上相談して取極めたり。是れ即ち政府と人民との約束なり。故に百姓町人は年貢を出して、固く其法を守れば、其職分を盡したりと云ひ、政府は年貢運上を取りて正しく其使拂を立て、人民を保護すれば、其職分を盡したりと云ふべし。双方已に其職分を盡して約束を違ふことなき上は、更に何等の申分もあるべからず云々」と。

實に當時ルーソーの民約論の如き極端なる思想が一般に歡迎され、福澤翁の「此所論の如き實に民約主義の宣言である。現今の世態なれば斯る書籍は發賣禁止

となり、著者亦嚴罰を免れなかつたであらうに、當時の時代にては一向その科をも受けず、忽ち數萬部を賣り盡し、洛陽の紙價を高からしめたものである。尤も歐化主義に心酔せる一部人士は隨喜の涙を流したものであるが、未だ一般の國民は「自由、平等、民權などの如き抽象的の文字を理解すること能はず、馬の耳に念佛の程度で何等の影響をも受けなかつたのである。」

民選議院設立の議論が盛んになると間もなく、木戸孝允は岩倉、大久保等の專横を憤り野に下つた。また江藤新平は佐賀に於ける憂國黨の暴動を鎭定せんとして、却て之に擁立せられ遂に反旗を擧ぐるに至つた。一方にまた武市熊吉等土佐の士が、岩倉公要擊の事あり、爲めに愛國公黨は彼等と通謀せるが如く猜疑され、運動中止の說が出るに至つた。板垣はこの機會に於て、輿論政治の本領は人民の自覺自動に在り、先づ地方に模範政黨を作り、各地方に於て各個獨立して民權を唱へ」しむるの素地を成し、然る後天下の同志を中央に會して一大政黨を組成し、以て我黨の目的を達すべしとて、古澤滋を伴ひて土佐に歸り、立志社を創立した。これが後年の自由黨の源泉となり、國憲開設運動の根據をなすもので、盛んに自由民權の說を唱道したものである。殊に當時扶持に離れ、職業に馴れざる浮浪の武士は、如

何にもして活路を見出さんと蠢動し、何等か禍亂に乘じ、自己の失意と無聊を轉環せんとするの形勢穩かならず、國內何となく殺氣に充ち滿ちてゐた。政府は此時局を收拾せんものとて、明治七年五月臺灣征伐の議を決行した。

土佐の一角に自由民權の旗幟を揭げたるに對し集れる重なるものに片岡健吉」、古澤滋、大石正己、林有造をはじめ、頭山滿、河野廣中、杉田定一等地方一流の民權論者來り會し「自由ハ土佐ノ森林ヨリ生ル」と唱へながら、土佐を指し板垣を慕うて集り、遂に千名の多きに達したと云ふ。之が爲めに一時土佐は志士の淵叢にして同時に間諜の巢窟となり、混亂と紛擾、名狀すべからざるものがあつた。人あり「板垣に注告する所があつた。板垣答へて曰く「愛國社再興は勢なり、偵吏牒奴も亦來つて其頭數を以て我黨を斃ならしむ、我黨は彼等をも化して同志たらしむべし、また我黨の會合に議論多くして紛擾を來すは、これ國民自覺の徵證にして寧ろ喜ぶべきの現象なり」と。當時昇天の意氣を知るべきである。

六　西南戰爭前後の政情

自由民權論の勢力旺盛となり、過激の言論漸く普及し、各地に暴動の起るを見るや、廟堂の當路者はその歸趨する所を恐れ、抑壓の力を逞うするに至つた。その第一歩として言論の自由を拘束するを以て捷徑とし、明治八年七月二十八日、新聞條例の改正を行つた。この爲め當時言論界の雄「曙新聞」の末廣重恭を初め、「東京日々新聞」の成島柳北、「報知新聞」の岡敬孝等、筆禍を買ひし者實に數十名に及び、新聞は發賣禁止され、雜誌の發行停止の厄に遭ふもの瀕々たるものがあつた。

政府の政策はあくまで壓迫酷烈を極むるものがあつたので、その必然たる反動の結果は民心の激昂となつた。まづ熊本に大野鉄平の率ゐる神風連の亂を起すあり、長州萩に前原一誠の反旗を飜すあり、常陸に伊勢に農民一揆の聲を聞くに至り、物情騷然風雲容易に收まるものとも見えなかつた。是に於て政府も唯鎭壓のみの奏効せざるを見て、地租輕減の詔勅を煥發して、不穩なる人心の緩和を計つたが、煥發後一ヶ月に至らずして明治十年、薩南私學校の健兒の一團は維新の元勳西鄕隆盛を擁立して、新政厚德の大旆を高揚して、反政府の旗幟を宣明した。

政府は頗る震駭困惑し、全力を擧げて之が鎭定に力めたので、間もなく平靜に歸したが、民權運動者は此機に乘じて動搖せる人心に刺激を與へ、更に新運動を開始した。彼の愛國社は既に再興せられ、地方政社統一の業畧ば緖に就き、以て大政黨創立の基礎が出來た。當時地方政社の主なるものは熊本の相愛社、名古屋の羇立社、三河の交親社、出雲の尙志社、伊勢の公共社、久留米の共勉社、福岡の正倫社並に共愛會、京都の正心社、東京の親睦社、丹後の天橋義塾、鳥取の共立社、福島の三師社並に石陽社、越前の自鄕社、土佐の會立社、南山社、岳洋社等で、是等は互に相呼應し相聯結して、國會開設運動に着手した。尤も是等は政黨といふに至らず一の結社に過ぎなかつたのである。

明治十一年四月、愛國社大會を大阪に開かんとし、土佐の立志社之が盟主となり、遊說員を諸道に派遣し、既に一旦廢絕したる舊盟を尋ね四方に馳驅した。然るに是歲五月十四日、島田一郎等大久保利通を暗殺した。當時政府は島田等の擧を以

て土佐人と通謀する者なりと爲し、之を強辯する爲めに朝敵、國賊等の言を以てし、官權は到る所の旅館を壓迫して、土佐人と云へば宿泊を拒絶せしめたので、愛國社再興の遊説員は風餐露宿、加ふるに間諜身邊に纏ひ、探偵日夜に急にして、殆ど荊天棘地の思を爲した。斯くして九月十一日第一回を、翌十二年三月二十七日第二回を、仝じく十一月七日第三回の大會を大阪江戸堀に開いた。此會合に於て明春三月愛國社の名を以て國會願望書を闕下に捧呈すべき事、全國各區に亙り大遊説を行ふ事の二案を決定した。」

國會願望は輿論の中樞となり、諸道の山澤競ふて起ち蛟龍將に天に注せんとするの慨があつた。十三年三月全國の同志約を守つて大阪に集るもの二府二十二縣二十七社、八萬七千餘名の代表者百十四名に達した。月の十五日開會、議長に片岡健吉、副議長に西山志澄、幹事に杉田定一・内藤魯一を推し、國會願望書を起草し、右捧呈委員に片岡健吉・河野廣中を擧げ、四月九日に至つて閉會した。

本縣よりは羽栗厚見、方縣、各務、山縣、席田、本巣、石津、加茂、惠那十郡の有志九百二十六名は名古屋の荒川定英を總代として加はり、早川啓一・山脇銳郎・岩田德義・筒井辨治・別に柴山忠三郎參加した。

四月十七日片岡、河野の兩委員は、重大の任務を双肩に荷ふて上京、まづ太政官に至り國會請願の上書を闕下に捧呈するの執達を乞ふた。太政官は未だ政治に關する人民の請願書を受理する成規なしと稱して受付ない。更に元老院に到りたるが、同院は建白の外上書は一切受理せず、剩へ人民に請願の權利なしなどゝ傲語する。茲に於て片岡・河野等は、國民の輿論が俗吏の爲めに擁塞され宸聽に達する能はざるを歎き、九重の天を仰て空しく慷慨の涙を呑み、奔走すること二十余日、上書の途全く絶えたる顚末を全國の同志に報告し、深く同志の負托に背くことを陳謝した。斯くして不幸上書天聞には達しなかつたが、國會願望の快擧は藩閥の專横を憤り、官僚の跋扈を怒れる民心を激發して、天下の同情蝟集し、終には滔々たる輿論の大勢力となつたので、政府は太く恐れをなし、俄かに集會條令を發布し、各政治結社に對し嚴重なる制裁を加ふるに至つた。

七　政府部内の衝突

輿論の沸騰に鑑みる所あり、明治十二年十二月右大臣岩倉具視は太政大臣三條實美と謀り、窃かに欽定憲法の調査を爲さんと欲し、上奏する所あり、當時木戸既に歿し、大久保は刺され、獨り外務卿兼大藏卿たりし大隈重信、政府の實權を握り、伊藤博文と共に政府の中心をなしてゐた。世態の推移と人心の歸趨を見るに敏なる大隈は、外に民權運動の勢力盛んなるを看取し陰に之と手を握り、薩長の獨占せる現勢を挽回せんと志すが如くであつた。十三年二月有栖川熾仁親王の左大臣に任ぜらるゝに及び、三條、岩倉等が全參議に對して、立憲政体に對する意見を奏陳せしめらるゝの事があつた。時に大隈は、明治十五年末に於て議員を選舉し、十六年の初めに於て國會を開設すべしとの建議をした。然るに黒田清隆、山田顯義、井上馨、伊藤博文、大木喬任、山縣有朋の面々は或は時機尚早論を、或は國會無用論を主張して動かない。維新の宏謨に則りて根本的に公議輿論の政治を斷ずるもの、一大隈あるのみであつた。而も是等反對者は非難攻撃を息らす、指彈之を極めた。

偶北海道官有物拂下事件起るに及び、大隈は内部より其陰謀を暴露し、專ら輿論に依つて此無暴の擧を中止せしめんと策した。時恰も海南を出でて、天下の形勢を指導せんとして起てる板垣退助は、憤然專制横道なる政府攻撃に熱中した。國

論忽ち沸騰、政府その非を判り遂に右拂下の許可を撤回せしめた。

次で十月十二日、薩長の諸參議は憤慨し、共同して以て大隈を政府の謀叛人なりとなし、遂に放逐するに至つた。大隈の大小の諸官は悉く職を退いた。その重なる者は農商務卿河野敏鎌、統計院幹事兼太政官大書記官矢野文雄を初め、統計院少書記官牛場卓造、統計院權少書記官犬養毅、同尾崎行雄、外務權大書記官中上川彦二郎、會計檢査院一等檢査官小野梓、農商務大書記官牟田口元學、外務權少書記官小松原英太郎、農商務權少書記官中野武營、文部大書記官島田三郎、同權少書記官田中耕藏、大藏權少書記官森下岩楠、驛遞總監前島密、判事北畠治房等に至るまで三十名、悉く下野、政府部内復た大隈一派の片影をも見ざるに至つた。

尤も彼等の辭職は決して無意義ではなかつた。斯くの如き政府部内の大動搖は、人心の不安を惹起すること多大なるに鑑み、政府はその緩和に腐心し、彼等辭職の翌日、即ち明治十四年十月十二日、遂に明治二十三年を以て國會を開設すべきの大詔を煥發せらるゝに至つた。この詔勅一度び發せらるゝや、狂瀾怒濤の如く渦巻いて居た國會開設運動者も一時に鳴りを鎮めて、民權論者の萬歳を叫びその前

途を祝福した。

斯く輿論の刺戟に依つて國會開設を國民に約せし以上、政府はその準備に着手せざるべからずとして、明治十五年二月十五日參議伊藤博文は憲法制度調査の爲め歐洲に出發を命ぜらるゝに至つた。時の隨行員の主なるものは伊東巳代治・河島醇・平田東助・三好退造・西園寺公望・岩倉具定・大垣の舊藩主戸田氏共等總て十一人であつた。彼等は最初憲法の祖國英吉利に航せんとしたが、同國は成文憲法なきため獨逸に赴いた。獨逸は鐵血宰相ビスマークを首班として、官僚政治と武斷政治とを以て天下に冠たる國柄丈けに、その報一度び我國に傳はるや、數多き民權論者は甚しく反抗した。しかし彼等一行は、夫等に顧慮する筈なく、殊に伊藤博文はビスマークに畏服心醉し、獨墺兩國の官僚制度を謳歌し、極端なる國家主義者となつて歸るに至つたのである。

八　初期の縣會事情

國會開設を中心として、政府民間共に國論の統一が困難で爭論が絶えなかつた間に、內部の整備は漸次緒に就くに至つた。以下岐阜縣の政治上の沿革を縣會を通じて研討する事とする。

岐阜縣は美濃・飛驒二國の管轄であるが、最初より兩國同縣ではなかつた。即ち美濃國は明治四年十一月二十二日、飛驒國は同九年八月二十一日筑摩縣を離れて合併されたもので、之が今日の岐阜縣の最初である。縣廳舍は初め美濃國厚見郡今泉村（本派本願寺西別院）に假廳舍を設けたが、明治七年六月十一日、現在の岐阜市今泉西都賀佐町の廳舍に移轉したのである。縣會は明治十一年七月布告第十八號府縣令規則の公布により、翌十二年一月より實施せられた。即ち縣會は地方稅を以て支辨すべき經費の豫算、及び其徵稅方法を議定し、又前年度の出納決算の報告を受け、縣內利害に對し政府に建議し、又は知事の諮問に答へ、議事細則を議定するの權利を與へられたのである。現在の縣會議員制度とは稍趣を異にしてゐるが、十二年三月各郡に亘り縣會議員の總選擧を行つた。定員は五十名で、第一回の當選者は左の通りである。

厚見郡　塩谷　新吾（江崎）　柳原五右衞門（細畑）　山田省三郎（佐波）
各務郡　山田平次郎（鵜沼）

方縣郡　加藤小三郎（安食）　大野　茂作（長良）
羽栗郡　近藤小傳次郎（南宿）　赤塚治太郎（田代）
中島郡　野口喜左衞門（大浦）
海西郡　安田伊左衞門（大和田）
下石津郡　吉田　耕平（高須）
多藝郡　益谷　代衛（大野）　柏淵祐次郎（島田）
上石津郡　桑原孫太郎（一ノ瀨）
不破郡　山口　左入（大瀧）　矢橋宗太郎（赤坂）
安八郡　脇坂　文助（大野）　國枝小左衞門（中郷新田）　和田平右衞門（落合）
池田郡　松原樹太郎（萩原）　岡崎朝之輔（沓井）
大野郡　辻　高司（古橋）　林　藤四郎（北方）
本巢郡　井上　源衛（穗積）　白木兵八郎（下眞桑）
席田郡　井上與三二郎（春近）
山縣郡　梅田　英一（平井）　林　儀兵衛（東深瀨）
武儀郡　小坂宗十郎（上有知）　花村　平吉（谷口）　小寺　又藏（富之保）

郡上郡　中島宇兵衛（土京）　池戶彥三郎（美山）　和田彥左衞門（市島）
加茂郡　塚原茂三郎（富岡）　林　小一郎（太田）　木下喜右衞門（下川邊）
可兒郡　野呂万次郎（御嵩）　丹羽　仙治（今渡）
土岐郡　山村兵次郎（久尻）　伊納　忠治（肥田）
惠那郡　淺見與一右衞門（岩村）古屋善平治（大井）　曾我五郎十郎（坂下）
益田郡　新井久兵衞（朝日）　中井長四郎（朝日）
大野郡　平田中次郎（高山）　福田吉郎兵衞（高山）
吉城郡　渡邊　章（古川）　後藤　重彥（古川）

【十二年縣會】　明治十二年四月二日を以て第一回通常會を開き、議長に吉田耕平、副議長に加藤小三郎を擧げ、圓滿に地方財政協贊の實を擧げ、地方稅支出豫算總額金貳拾七萬餘圓を議決した。尙縣會內部の規則及び地方稅賦課法等を議了し、六月三日閉會した。

當時の縣令は小崎利準である。實に初代田內盛德・長谷部甚平・林左門・再び長谷部甚平・長谷部怨連・村田壽の後を享けて、第七代目である。

【十三年縣會】　十三年四月縣會規定の改正があり、五月二十一日第二回通常會

を開き、營業稅雜種稅規則、土木費支出規程等を議了し、貳拾八萬參千餘圓の地方稅支出總額を議決し、尙縣會議員數改正案は修正の結果現員に一名を增加して、五十一名と爲すことに確定し、終りに半數改選退任者抽籤を執行し、七月二十三日閉會した。

同年十月四日第一回臨時會を開き、備荒儲蓄金規則の制定及び其處分法、道路橋梁修築費等を可決し、尙縣會議員數を通常會議決に尙三名を增加し、結局定數五十四名となす事に確定し、同月十日閉會した。

當時縣會議員の向背を概觀するに、大体治水派と山嶽派に分れてゐた。即ち西濃一帶及び北濃の一部は前者に屬し、吉田議長、加藤副議長之に屬し、脇坂文助、山田省三郎等の遠謀深慮に富める闘將を有し、縣會に多數を制してゐた。後者山嶽派に在つては林小一郎首領となり、淺見與一右衛門、遠く高山の福田吉郎兵衛等が相通じて、治水堤防費地方負擔の利害を異にする爲め、常に爭論をしてゐたが、多くは多數たる治水派の勝利に歸したのである。

十四年二月議員の第一回半數改選を行ひ、左の通り當選した。（同時の補欠當選を加ふ。以下同前）

厚見郡　柳原　五平（細畑）
各務郡　後藤　甚吾（芥見）
方縣郡　加藤小三郎（安食）
中島郡　黑田　誠郎（八神）
下石津郡　伊藤　又吉（內記）
多藝郡　柏淵祐次郎（島田）　安田　彌兵（船付）
上石津郡　桑原孫太郎（一ノ瀨）
不破郡　吉田　贊三（長松）（定員二名より五名に增員）
安八郡　增田　精一（川口）　杉山又一郎（神戶）　脇坂　文助（大野）（定員二名より三名に增員）
大野郡　加納莊兵衛（五ノ里）　高木　郁助（政田）
池田郡　坪井　伊助（草深）
席田郡　堀部　義德（佛生寺）
山縣郡　梅田　英一（平井）　宮川　文吉（葛原）（定員三名より四名に增員）
武儀郡　小寺　又藏（富之保）　森　俊一郎（下之保）　梅村龜三郎（大矢田）
郡上郡　玉井　文桂（越佐）　和田彥左衛門（市島）
加茂郡　佐伯龜右衛門（切井）　服部彌左衛門（加治田）

可兒郡　丹羽　仙治（今渡）
土岐郡　山村兵次郎（久尻）　深萱盛一郎（土岐津）
惠那郡　村上虎五郎（明知）　熊谷孫六郎（付知）　古屋　善造（大井）
大野郡　日箇原清吉（高山）　森　佐兵衛（高山）

【十四年縣會】　十四年三月十六日第二回臨時會を召集し役員改選を行ひ、加藤小三郎（方縣）議長に當選し、常置委員設置規則を議定し、其選擧を行ふた。野呂萬次郎・加藤小三郎・脇坂文助（安八）副議長に當選し、常置委員設置規則を議定し、其太郎當選し、豫備員として五名を擧げ、此經費八百十七圓を議決し、同月十九日閉會した。要するに常置委員設置の爲めに開會したものである。

三月二十日臨時會に引續き第三回通常會を開會した。治水費國庫負擔問題に就て議論が百出したが、依然治水派は多數を制してゐるので其所論を貫徹した。豫算額四拾參萬五千餘圓を可決した。前年度に比し著しく增加せるは治水費目の創定及教育費の膨張其他諸經費の擴張に因るのである。斯くして六月六日閉會した。

第二　政黨の興起

一　自由黨の創立

薩長の藩閥に桔抗して、孤立圓滿なる國運の進展と健全なる民權の發達に努力せし大隈重信も、事意の如くならず、瞭然下野するに至るや、轉禍作福、國會開設の詔勅となり、政府は伊藤參議一行の外遊となり、在野の志士はまた夫れ〳〵その準備にとりかゝり、何れも九箇年後に處すべく努力を怠らなかつた。

曩に大阪に於て國會期成同盟會の開設せらるゝや、既に政黨組織の必要を說くものがあつた。然し當時に於ては實際國會が開かるゝものなるや、又その時期は何時頃なるや、殆ど見當が着かなかつたのである。然るに明治十四年の詔勅によつて之が開かるゝと決するや、愈政黨の必要が起つた。尤も嚴格なる意味に於ての政黨と云へば、議會に議席を有せざる政黨、又は議會を通じて其政策を行ふ事を目的とせざる政黨は、其名は政黨であつても、立憲的に行動する政黨とはなり得ない、

寧ろ徒黨と云ふべきではあるが、然し一般に政黨として取扱ひ、また事實今日の政黨の始祖となるものであるから、茲にも亦之を政黨とするのである。

我國の政黨は、明治十四年十月二十九日、東京に於て組織された自由黨を以て嚆矢とする。最早國會期成同盟を存續するの必要なく、即ち自由黨の創立となり、十月十七日より會議を開き、後藤象次郎を議長に推し、自由黨盟約及び規則を議決し、總理以下の役員を選擧し、二十九日に至り閉會したのである。

總理　板垣　退助　　副總理　中島　信行
常議員　後藤象次郎　馬場　辰猪　末廣　重恭　竹内　綱
幹事　林　正明　山際　七司　内藤　魯一　大石　正己　林　包明

國會開設詔勅の發布後僅か十日である。自由黨盟約なるものが左記三章より成る。

第一章　我黨は自由を擴充し權利を保全し幸福を增進し社會の改良を圖るべし
第二章　我黨は善良なる立憲政體を確立することを希望するものとす
第三章　我黨は日本國に於て我黨と主義を同じくするものと一致協合して以て我黨の目的を達すべし

何等具体的の政策を示さず、自由の擴充、民權の保全、幸福の增進、社會の改良善良なる立憲政体の確立などゝ、まるで西洋の思想そのまゝを享け傳へた様な有様である。尤も當時の自由黨員としても、眞の立憲政体は如何なる者なるか、その結果は如何に國利民福に貢献する者なりやの適確なる自信を有してゐなかつた様である。唯藩閥醜くさが先に立つた様である。然し板垣總理を初め、黨員の一部に於ては頗る堅固なる意思と寧ろ空想的とも見える佛蘭西流の理想に邁進して、長く逆境に在つて藩閥と戰ひ、一死民權の發達に努力した功績は著しいものである。唯時は明治の初期であり、人民は封建の遺風存して官僚に盲從するの裡に在つて、主義の爲めとは云へ、餘りに過激に行動し、時に社會の秩序を亂したが爲め、自由黨員は動もすれば壯士と呼ばれ無賴漢と同一視され、太く毛嫌ひされたが爲めに、却て民權發達への功績をも沒却輕視さるゝに至つた事は遺憾に堪へない所である。

既に斯く自由黨結成せらるゝや、古澤滋等關西の自由主義者を糾合し、大阪に立憲政黨を組織し、自由黨副總理中島信行を推して總理と爲し、自由黨の別働隊とし

た。また九州に在りて自由主義を奉ずる頭山滿・柏田盛文・武富陽春等は、十五年三月九日を以て熊本に會し、九州改進黨を組織した。此黨改進黨の名を冠せるも、後に起りたる大隈一派の改進黨と全然異り、純然たる自由黨系に屬せるものである。

一　改進黨の組織

明治維新に際して、新政府に活躍したものは云ふ迄もなく薩長土肥の四藩であつた。其中で最後まで政權を把握し得たものは薩長であつた。土肥は結局彼等より追ひ出されて在野黨を造つた。板垣の自田黨、大隈の改進黨がそれである。抑も明治の新日本を建設する上に於て、政府に殘つた薩長の功が多かつたか、野に叫んだ土肥の功が多かつたかは、容易に判斷する事は出來ないが、少くとも我國の立憲政治の上に於て、板垣・大隈二氏の功は、他の何人よりも光彩燦然たる事は事實である。

改進黨は明治十五年三月十四日其組織を發表し、四月十六日東京木挽町の明治會堂に結黨式を擧げた。その趣意書中に

「政治の改良前進は我黨之を冀ふ。然れども急激の變革は我黨の望む處にあらず。蓋し其順序を追はずして遽かに變革を爲さんことを謀るは、即ち社會の秩序を紊亂し、却て政治の進行を妨碍する者なればなり。是を以て彼の急躁を競ひ、好んで激昂を務むるものゝ如きは、我黨の卻けて共に其冀望を與にせざるものなり。」

と云つて暗に自由黨との對抗を匂はしてゐる。然し四月十六日の結黨式に於て、河野敏鎌は「吾人の改進黨を組織するは、自由黨の別働隊を作るに外ならぬ。蓋し自由黨は正義を標榜し、剛直にして平等を唱ふ。故に必ず貧民の味方ならん。我黨は之を喜ばざるの富豪學者・其他殘存分子を糾合し、他日合同の素地を作るものである」と述べてゐる。約束として左記を聲明してゐる。

一　王室の尊榮を保ち人民の幸福を全うする事
二　政治の改良を主とし國權の擴張に及ぼす事
三　中央干渉の政畧を省き地方自治の基礎を建つる事
四　社會進歩の度に隨ひ選擧權を伸濶する事
五　外國に對し勉めて政畧上の交渉を薄くし通商の關係を厚くする事

六、貨幣の制は硬貨の主義を持する事

而して總理に大隈重信、副總理に河野敏鎌、小野梓、牟田口元學、青木義彰を掌事に推した。其組成分子には沼間守一の率ひる嚶鳴社があり、同志には末廣重恭、田口卯吉、島田三郎、肥塚龍、波多野傳三郎があつた。

嚶鳴社と並んで矢野文雄の率ゆる犬養毅、尾崎行雄、箕浦勝人、藤田茂吉、加藤政之助等慶應出身者の中堅となれる東洋議會あり。尚一つ小野梓が率ゐる高田早苗、天野爲之、山田一郎、山田喜之助、岡山兼吉、市島謙吉、砂川雄俊等大學出身者の青年團體鷗渡會の一團があり、これは後年大隈直參黨となつたものである。その外に大隈補佐派として前島密、北畠治房、成島柳北、中野武營の諸氏がある。

結黨式の翌月即ち五月十三、四日の兩日に亘つて、大演說會を同じく明治會堂に開いた。演說は要するに黨是の敷衍であつて、藤田は內治の改良と國權の伸張に就て、犬養は外交との關係に就て、沼間は社會進步の度と選擧に就て、鳩山和夫は教治學一班に就て、島田三郎は王室の尊榮と人民の幸福とに就て、小野梓は貨幣の制度と硬貨の主義とに就て、尾崎行雄は民權と國權とに就き、夫々熱辯を揮つた。實に堂々たる政治演說會の嚆矢である。立憲改進黨は斯くして比較的穩健なる中流階級智識階級の人士を集めて組織されたものである。

當時縣下に於ては飛驒の一部、惠那、土岐、可兒、加茂、武儀、郡上の一部、本巢、山縣、席田、大野（美濃）の一部に自由黨の加盟者多く、厚見、各務、方縣、本巢、池田、安八、海西、羽栗、中島等西濃諸郡には改進黨の加盟者が多かつた。

固より改進黨はその初め、自由黨に對抗するが爲めに出來たものではない。唯其性格、感情、境遇、氣分等に於て、自由黨員と一致する事能はずして一派を作つたものである。微温と熱烈との相違こそあれ、藩閥政府に對抗する上に於ては同一である。唯斯く成立の素質を異にせる爲めに、目的は一つで、異つたものは兩者の手段方法であつたのである。

三　帝政黨の成立

斯くて立憲政体建設の詔勅が降つてから、僅か五箇月以內に自由黨、改進黨の兩在野黨が出來た。是に於て政府は斯く民間政黨の氣運澎湃として起り、獨り警察や法律の力のみに依つては制壓することを能はざるを見、遂に俄に政府黨を組織し

て、之に當らしむることに決し、夙に東京日々新聞に於て政府に隷從したる福地源一郎、並に水野寅次郎、丸山作樂等をして立憲帝政黨を組織せしめた。これ曩に熊本に起つた紫溟會、及び土佐に於ける谷干城、佐々木高行或は安場保和、井上毅等吏權派を根據として集成せる團結で、改進黨結黨後四日即ち明治十五年三月十八日、○其黨議綱領を發表したのである。時人唱つて之を三人政黨と呼ぶ。彼等は實に藩閥政府を謳歌し、官僚政治に隨喜し、今日の內閣は政黨內閣とは云はぬが、主義が同じであるから立憲帝政黨內閣と云つてもよいなどゝ、政府の忠實なる番犬振りを發揮した。斯くして是等三派は等しく天下民衆に呼びかけたのである。

帝政黨は民衆の力に依りて生れたるものに非す、官僚天下りの政黨ではあるが、其綱領に「內は萬世不易の國體を保守し、公衆の康福權利を鞏固ならしめ、外は國權を擴張し、各國に對して光榮を保たんことを冀ひ、漸に循て步を進め、守舊に泥ます、躁急を爭はす、恒に秩序と進步の併行を求め、以て國安を保し以て改進を計畫せんことを主趣とす」と述べてゐるので、一意自由民權說を目して國體を破壞する者と信じたる頑迷なる勤王者、村夫子、或は神官、僧侶、公吏を初め利祿の爲めに說を變じたる民權論者、就官の希望者、官權に阿附して利を得んとする寵商等其旗下に集まつた。勿論他の二黨に比しては少いが、それでも聊か天下三分の形をなしたのである。

此頃各地に於ける政黨の勃興は、中央に刺戟され驚くばかり增した。今系統的に記すと次の如くである。

自由黨系

岳南自由黨（靜岡）	海南自由黨（高知）	但馬自由黨（但馬）	淡路自由黨（淡路）
愛知自由黨（愛知）	三陽自由黨（三河）	大津自由黨（近江）	石陽自由黨（石見）
頸城三郡自由黨（越後）	自治黨（越中）	東北七州自由黨	

改進黨系

兵庫改進黨（兵庫）	靜岡改進黨（靜岡）	水戶改進黨（茨城）	若越改進黨（福井）
越中改進黨（越中）	大分改進黨（大分）	秋田改進黨（秋田）	新潟改進黨（新潟）
柳川改進黨（福岡）			

帝政黨系

紫溟會（熊本）	宮津漸進黨（丹後）	立憲中正黨（東京）	扶桑立憲帝政黨（東京）
中正會（岡山）	立憲保守黨（山梨）	高陽立憲帝政黨（土佐）	

其　他

公議政黨（熊本）　立憲眞正黨（金澤）
博愛黨（鹿兒島）　慮愛會（越前）
知憲會（福井）　立憲帝政黨（筑前）　能登自田改進黨（能登）
扶植會（愛媛）　同友會（和歌山）

四　板垣の遭難

明治十五年三月初旬、自由黨總理板垣退助は黨員を率ひて、兩毛地方より東海道の諸縣を遊說し、靜岡を經、四月名古屋より東濃に入り、一日安田節藏等主催の岩村懇親會に臨み、三日市岡政香、林淳一郎等主催の中津川懇親會に出席し、四日林小一郎主催の太田町に於ける懇親會に臨み、五日岐阜に入つた。翌四月六日午後一時金華山麓神道中教院の濃飛自田黨員大懇親會に於て、滔々二時間に渉る大演說をなした。其要旨は、世に遠心力と求心力あり、二者能く其權衡を失せざる所に天体の完全なる循環あり、若し其軌道を違はんか不測の變事に萬物湮沒せん。社會國家に於て尙且然り、國家政權の求心力と人民自治の遠心力と相平均して、始めて平

等の自由を保ち公共の福祉を全うする所以なるに、中間の閥族階級介在して以て敢て此天理に背かしむ。切に我黨諸君に企望する所は、上一君を奉じ、有司の專横を郤け、下萬民同等の權利を得る所の公議政体を樹立し、維新改革の大勢に順應すべきなり、と熱辯を揮つて警告するのであつた。

彼は連日連夜の奮鬪に心身俱に疲れ、坐に耐へず、會半ばにして單身其席を退去し、將に旅宿に向はんとする午後六時、春陽漸く沒せんとして天地蒼溟、徒歩すること僅か二三歩、一壯漢突如物陰より躍り出で「國賊」と叫び、短刀を閃かして彼の胸間を刺した。彼屈せず刀を奪はんとして格鬪す、黨員內藤魯一驀奔し來り、兇漢の頸を攫んで仰向に之を倒す、白刃闇を劈いて數歩の外に墜つ。彼刺客を睥睨して「板垣死すとも自由は死せず」と悲痛の中に發せる壯烈なる此一語、民權史上不朽の名を千載に殘したのである。

彼の刺客は愛知縣の士族相原尙褧といふ小學校教員であつた。兩親宛の遺書には「勤王の志止み難くして國賊板垣退助を倒す」と書いてあつた。彼は平素帝政派の御用新聞「東京日々」を愛讀し、自由黨の壯士が常に政府を罵倒し、米國や佛國の歷史を引用する等より見て、國体を變革するものなりと考へ、板垣を殺さ

んと追尾して、名古屋より岐阜に至り、倒して以て國家の禍害を除かんとしたのである。彼は其後無期徒刑に處せられ、北海道に在つたが、憲法發布の時大赦に遇ひ放免された。放免後彼は板垣を訪ね、往年の其無智粗暴の罪を謝したと。彼の頑冥は笑ふべく惡むべきも、一死國に殉せんとしたる彼の心事は、また憐むべく同情すべきである。

板垣遭難の報四方に傳はるや、自由黨員は之を以て政府の使嗾する處となし、流言蜚語は憤慨激昂を帶びて訛言百出。その混亂は名狀すべからざるものがあつた。濃飛地方の有志者等は少きは一二百、多きは八九百要地に群をなし、また愛知交親社員舊加納藩士山縣郡有志家一千余名は竹槍蓆旗を立てゝ非常に備へ、内亂將に起らんとして不穩の狀勢眞に凄愴を極めた。此時東京に於ける自由黨の本部においては、幹事大石正己偶留つて黨務を處理しつゝあり、驚て後藤象二郎以下重なる黨員に傳へ、併て變を五畿八道の黨員に報じた。同志警を聞て蹶起本部に集合し、一大決心の色は面上に漂つた。後藤の如きは旅裝を整へて至り、慨然として曰く「噫板垣既に兇刃に罹れる乎、予は之より直ちに岐阜に赴き、一大演說會を開き、板垣の死屍を臺上に横へ、以て親友の爲めに弔演說を爲さん、而して予も亦斃る可く

んば共に斃れん」と。直ちに出發せんとしたが、回復の見込ありとの後報に接して其行を止め、代理を派して見舞はしめた。

而して政府も亦其夜岐阜縣令の急電に接したが、諸官既に退出後なので翌七日に到り始めて知り何れも震駭した。是日閣議の定日であつたが俄に中止し、參議山縣有朋は上聞に達した。聖上痛く宸襟を惱まされ、板垣は國家の元勳なり、捨置くべきにあらずと宣ひ、畏くも侍從一名、侍醫一名差遣の御沙汰あり、岐阜よりの後電に依り疵所淺しとの事にて、侍醫差遣の事を止め、特に侍從西四辻公業を勅使として慰問せしめられた

當時愛知縣立病院長であつた後藤新平は、頗る評判がよかつた。兇漢を捕へた內藤魯一は後藤の敏腕なると共に、其性格の豪俠なるを知り、變起るや直ちに打電後藤の來訪を求めた。後藤は直ちに赴き板垣を見舞はんと、之を縣官に謀つた。然るに頑迷なる縣官は、管轄區域外の事なれば、敢て關すべからずと頗る冷淡なる態度を示した。之が爲め後藤は大に憤慨し、其進退を賭して部下の醫員を率ゐて岐阜に到り、直ちに應急の手當を施し遂に萬一を保した。此時板垣は後藤の態度に頗る感服し、左右を顧みて「彼は快男子なり、政治家とならば必ず一世に名を成

さん」と激賞したといふ。

五　集會條例の改正

板垣遭難の報に依つて天下の同情翕然として彼に集り、自由黨系に屬する諸政社は勿論、改進黨及び之に屬する諸團体も非常に憤慨し、民黨の勢力は增大し益政府攻撃の鋒を鋭くした。爲めに政府は更に法網を嚴にし、警察力の行使に依つて一層在野黨の壓迫を企てた。政府は既に明治十三年四月八日、集會條例を發布して政治運動を取締つた。此條例は政治に關する事項を講演する爲め公衆を集むる者は、三日前に屆出認可を受くる事を必要とし、結社も亦同じく屆出認可を要し、地方長官又は警察長官は不穩と認めたる政社會員に對し、其管内に於て一年間政談を禁じ、また政事を論議する爲め其趣旨を廣告し、他の社と連絡し、及び通信往復する事を禁ずる、などの規定があつた。

此峻嚴なる法律あるに拘はらず、政府は更に明治十五年六月、右集會條例を追加改正し、一切の政黨運動を抑壓し政黨撲滅を策した。即ち内務卿は解散せられたる演説會の辯士に對し、一年間全國に於て政治論を爲すことを禁止し得る權能を與へられた。また「學術會其他何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラス多數集合スルモノハ警察官ニ於テ治安ヲ維持スルニ必要ナリト認ムルトキハ之ニ臨檢スルコトヲ得」との規定を設け、社會の秩序維持と云ふ名目の下に、警察官は如何なる種類の會合にも臨檢し、解散する事を得るの權能を與へられた。早稻田その他の私學に密偵を放ち、學園に干渉して研究の自由を蹂躙し、政府反對なるの故を以て新聞の發行停止を敢行したのもこの當時である。加之この集會條例の實施は、法文よりも更に嚴格であつたと云ふ。或地方に於て死人の通夜の爲めに集れる善男善女が、警察官の干渉に依つて解散せしめられたなどの悲慘なる滑稽も演ぜられたといふ。

反感と憤慨に依りて釀生されたる國民の政治自覺を、唯單に强制權を以て撲滅せんとするが如きは、恰も利劍を振つて幽靈を斬るが如くである。上下心を暗にして蠢動し、天下不穩の形勢に滿ちた。されど法治國民として徒に法規に反すること能はず。同六月二十九日京橋警察署の召喚に依つて、自由黨幹事大石正己は結社の屆出をなし、官許を受くるに至つた。而して改進黨も、亦御用黨の帝政黨も

等しく結社の屆出を爲さしめらるゝに至つた。斯くて各政黨は結社の屆出をなし官許を得たので、最早右の嚴重なる拘束より脫する事が出來なくなつた。爲めに制規に依り政黨は本部と支部との連絡を絶たるゝに至つた。當時自由系に屬せし小黨二十四、改進黨系に屬せしもの八、帝政黨系に屬せしもの四、其他東洋社會黨・立憲眞正黨・能登自由改進黨等があつた。是等は何れも本部との連絡遮斷の爲め、或は解散し、或は孤立し自然消滅に歸するものが多かつた。

同時に政府は新聞條例を改正して、內務卿に新聞の發行停止及禁止の權能を與へ、場合に依り印刷機械を沒收する事を得る事にした。斯くして言論の壓迫は、民間の政治運動を却て極端に惡化せしむる結果を生じた。時の內務卿は山田顯義、之を指導した政府の首謀者は右大臣岩倉具視・參議黑田清隆・山縣有朋等である。

尤も當時の政黨なるものは、年少氣銳の人々によつて組織せられ、訓練もなく秩序もなく甚だ亂暴なるものであつたので、政府の辛辣なる壓迫も、ある点所謂良民の保護になつた事もあり、止むを得ざるに出でた点もあるが、國會開設の大詔煥發以後に此事あり、世人が政府の矛盾を憤り、薩長藩閥の有志が果して聖旨に忠なるや否やを疑へるも、亦故なしとせざるのである。實に政府の此政策に依り、我國民の政治思想の發達を阻止し、憲政の發達を遲々たらしめた事は事實である。

六　自由改進兩黨の軋轢と其解黨

官權との對抗に對しては自由・改進の兩黨は揆を同じくして來たが、其他に對しては互に反目して同一の步調をとらず、却て政府に乘せらるゝ事が少くなかつた。板垣は岐阜遭難後、十五年六月東京に歸り自由新聞を創立し、盛んに其主義を宣傳した。然るに七月後藤象次郎に說かれて洋行せんと決心した。其洋行費の出所が明白でない爲めに、改進黨の新聞は板垣は政府から懷柔されて洋行するかの如く書いた。自由黨內部に於ても板垣の洋行は國內の自由黨を見殺しにする所の行動である、少くとも其時機に非ずとして反對した。馬場辰猪・大石正己・末廣重恭等は頑强に反對した。其紛爭を調停したのが星亨であつた。星は遂に此年十一月板垣・後藤の洋行を送り、馬場・大石・末廣等の如き去るものを去らしめ、自由新聞を承け繼いで忽ち自由黨內の一大勢力となつた。

星亨の政治的活動の第一步は改進黨攻擊に始まつた。それは大隈と三菱の關

係に就てゞある。三菱が日本の財界に於ける大なる富を得るに至つた原因は、臺灣征伐・西南戰爭等に際し、軍隊輸送の爲めに政府の援助を受けた爲めである。其周旋をしたのが當時參議兼大藏卿大隈重信であつたから、政府を退いた今日に於ても、大隈の運動費は三菱から出てゐるのであらうと云ふのであつた。從つて星等は僞黨撲滅を叫んで改進黨を攻擊し、曩の板垣の洋行を反對された腹癒せを企てた。全くの泥仕合である。

政府も亦宵て改進黨を操縱して板垣並に自由黨を讒謗せしめ、稍自由黨の不振なるを快とせる折柄、更にその魔手を振ひ以て改進黨を滅す爲めには其糧道を斷つに如かずと考へ、農商務卿品川彌二郎をして、新たに半官半民の共同運輸會社なるものを創立せしめ、而して三菱汽船會社に對抗せしめんと企てた。然るにこの半官的の事業は失敗し、後に三菱に合併せられて日本郵船會社となつたのみならず、自由新聞の主筆古澤滋及和田彦次郎は政府に懷柔せられつゝある事、並に自由新聞と共同運輸會社との醜關係が暴露せらるゝに至つた。斯くして是等抗爭の結果は國民の政黨に對する信用は全く地を拂ひ、自由黨も改進黨も共に其形骸を存するのみとなつた。

加ふるに此時代に於て一方に政府の壓迫に對する反抗と共に、政治運動に對する多額の費用を賄ふ爲めの其費用を生み出す爲めに、事件を惹起し暴動を企てた事が多かつた。尤も之は弊袴破帽、壯士と稱せられし自由黨に屬するものゝみである。「某が職に在らん限りは火附盜賊と自由黨とは誓つて頭を擡げさせじ」と公言した福島縣令三島通庸の下に起つた福島事件（明治十五年十一月二十八日を最高頂として前後一兩年に亘つた）高田天誅組事件・加波山の暴動、群馬千葉の一揆、或は飯田事件・名古屋事件・靜岡事件等相亞で世を驚かした。斯く事件の起る毎に世人の同情は失はれ、却て藩閥政治家の橫暴を深めしむるに至つた。是等は何れも國事に憤慨して起れるもの、即ち立憲政體の容易に創設せられず、善良なる政治運動すらも不可能なるは、頑迷固陋なる大臣參議の在るありて、聖明を壅蔽するが故なりと考へて起つたものであるが、愈事は切迫して意の如くならず、政府を倒すにはまづ軍資金を集むるを要すとして、靜岡・名古屋の兩事件の如きに至つては、斬取强盜は武士の習ひであるとの信條を實行して、實際に强盜を働いたなどの事がある。されば國事犯人が强盜殺人罪を以て律せられたのも少くない。自由黨の志士が國事に奔走して其財產を傾け盡し、尚目的を貫徹せん爲には强盜と

なるも敢て辭せずといふに至つては、其心事は憫むべきも其運動の奏効する筈はないのである。然しこれは議會なく、集會言論の自由無く、立憲制度の發達せざる國に於ける政治運動者としては、公然辿るべき運命である。是等は實に明治史上に於ける汚點ではあるが、我國民權發達史上議會政治を齎す上に於ける貢献に對しては認めてやらねばならぬ。

板垣は明治十七年六月歸朝した。自由黨は遂に黨内の混亂と政府の壓迫と運動資金の缺乏とに依り、解黨の已むなきに至つた。結黨式を擧げて滿三週年の紀念日、即ち明治十七年十月二十九日、黨員擧つて大阪北野の大融寺に會合し、片岡健吉を議長とし、總理板垣退助は最も悲痛なる告別演説をした。曰く

予や今解黨の事を終へたれば、一度び別れを諸君に告げ、暫し鄉里に歸つて午眠を爲さんとす。然れども死生常なく旦夕を計るべからず。强健予の如きも何ぞ頼みと爲すに足らんや。人は云ふ死して後止むと。故に予をして不幸にして死せしめば、諸君乞ふ、我墳墓をして秋草茫々裡に湮滅せしめよ、彼の寸効なくして妄りに壯大の墓碑を建て、恰も死後は石碑の共進會を爲すが如き、都下埋葬場の汚風を受けしむる勿れ。

聽く者皆泣き、縱令形式上黨の結束を解くも必ずや精神上に於て團結し、再起すべしと誓つた。

自由黨の解黨に次ぎ、改進黨内にも亦解黨論起り、同年十二月總理大隈重信、副總理河野敏鎌・前島密・小野梓・北畠治房等脱黨し、遂に自然に消滅するに至つた。

一方御用黨たる帝政黨も、十六年八月四日伊藤博文の歸朝するや超然主義を以て政黨に對すと放言され、弊履の如く捨てられ、何等存在の理由を失つたので、仝年九月二十四日京都に大會を開き、遂に解黨した。

斯くて自由・改進・帝政の三大政黨は短命裡に終りを告げた。大体立憲政治なるものは政黨に依つて初めて完全し得べきものである。故に一度び立憲の事起れば官民共に政黨の擁護發展を策し、之に依つて文運の開發をもなすべきである。明治二十三年國會開設の爲め、政府まづ海外に調査し、民間亦之に志したのは結構である。然るに一方國内に於ける政黨が如何に無秩序不節制で訓練も統制もとれておらぬとは云へ、撲滅の方針を以て壓迫之れ事としたのは千秋の悼事である。政府に於ても一層周到なる注意を拂ひ、指導と援助宜しきを得ば、斯くまで血醒く且は今日に迄及ぶが如き政黨不信用の禍因を醸生する必要はなかつたであらう。

政府當局者が時代の趨勢を洞察すること能はず、また伊藤博文が海外に於ける憲政調査の中心を英國に採つたならば、斯くも政黨を敵視し民意を蔑視するが如き事はなかつたであらうが、範を武斷政治官僚本意の獨逸にとり、特にビスマークに私淑するに至つて、我國の憲政發達に行き惱みを生じ、幾多將來に對する障碍を生するに至つたのも已むを得ない事であり、遺憾な次第である。

七　明治二十二年以前の縣會

政黨的色彩を地方に反影する爲め、所に依りては可成り露骨に反政府、反縣當局の反抗があつた爲め、藩閥政府の頑冥不靈なる右大臣岩倉具視の如きは、明治八年の詔勅を以て下人民が上を罔するの路を開き大權下に移るの漸を爲せる者ありとして大に之を悔ゐ、更に十一年府縣會の開設を以て其悔を再びするものなりと爲し、民黨の起つて自由民權の說を鼓吹し官に抗する所以のものは、府縣會の開設之が端を啓けるが故に、政府は宜しく陸海軍と警察の威力を以て之を中止し、以て民心をして戰慄する所あらしむべしと唱へ、明治十五年十二月を以て「府縣會中止意見書」を三條實美に提出するに至つた。しかし本縣に於ては唯土地の關係上治水と山嶽の兩派に別れて爭つたに過ぎないが、漸次政黨的色彩を反映するに至つたことは見逃し難い事實である。

【十五年縣會】　十五年二月加藤議長辭し、脇坂副議長之に代つた。仝月二日第三回臨時會を開き刑法・治罪法實施に伴ふ警察費を議決し、二月九日閉會した。三月二十六日第四回通常會を開き、五拾八萬五千六百餘圓の支出總額を議決し、其他郡長公選の議等種々の建議案を可決し、六月二十九日閉會した。

十五年三月議員の第二回半數改選を行ひ、左の通り當選した。

厚見郡　山田省三郎（佐渡）　後藤宅次郎（西莊）
方縣郡　山田甚一郎（中西鄕）　高橋儀左衛門（上西鄕）
羽栗郡　杉山　茂（笠松）　小展市郎治（下中屋）
海西郡　森川　寬衛（瀨古）
下石津郡　伊藤　又吉（內記）
不破郡　三輪　政因（今須）　佐部利武一郎（新井）
安八郡　佐久間國三郎（蛇池）　桐山　泰一（今宿）

大野郡　横山彌五郎(大野)
池田郡　髙橋　嘉吉(小島)
本巢郡　福田　十郎(上眞桑)　髙橋瀨一郎(曾井中島)
山縣郡　各務寛左衛門(北野)
武儀郡　天野　元泰(下有知)
郡上郡　和田彦左衛門(市島)　玉井　文桂(越佐)　池戸彦三郎(美山)
可兒郡　藤掛　文平(兼山)
惠那郡　橋本幸八郎(明知)
大野郡　上木甚兵衛(高山)
益田郡　武川善次郎(三郷)
吉城郡　渡邊　章(古川)　津野　保昌(神周)

同年七月十七日議員半數改選の結果として、第四回臨時會を召集し、役員の改選を行つた。議長に脇坂文助(安八)副議長に桑原孫太郎(上石津)、常置委員に正副議長、梅田英一・林小一郎横山彌五郎當選した。治水派依然優勢である。十八日閉會した。

同年九月二十日第五回臨時會を開き治水問題を討議したが、懸案の難問題丈けに紛擾事の外甚しく、欠席するもの、憤然歸鄉するもの多く、休會二十二日に亘り、遂に小崎縣令より山田內務卿に指揮を請ふに至つた。十月十九日閉會、議事日數僅に八日、間もなく脇坂議長は辭職した。

【十六年縣會】　十六年三月二十六日第五回通常會を開き議長選擧を行ひ、桑原孫太郎(上石津)議長に、熊谷孫六郎(惠那)副議長に當選した。時に小崎縣令は內務卿の訓示を奉じて、地方議會は無用の建議等の爲め時日を空費すべからずとの趣旨を達した。また政府はこれより先、縣會開會期日を三十日以內と定めた。是に於て多年紛爭の裡に終始した治水費は三大河を省き、四十二川の費額を町村土木補助費へ組込の建議を爲す事とし、總豫算支出金四拾七萬千八百餘圓を議決し、連年の難問題も漸く茲に局を結ぶに至つた。

十一月二十六日より第六回臨時會を開き、本年米價暴落に付備荒儲蓄米購買議案を可決し、同月三十日閉會した。

十七年二月議員の第三回半數改選を行ひ、左の通り當選を見た。

厚見郡　柳原　五平(細畑)

各務郡　山田　舊吾（鵜沼）
中島郡　野口喜左衛門（大浦）
多藝郡　久保田彦三郎（岩道）　足立元右衛門（大巻）
上石津郡　桑原孫太郎（一ノ瀬）
安八郡　清水　粲藏（上開發）　杉山又一郎（神戸）　桐山　泰一（今宿）
堀　祝平（西結）
大野郡　高木　郁助（政田）　矢野才治郎（唐栗）
池田郡　坪井　伊助（草深）
席田郡　堀部松太郎（佛生寺）
山縣郡　高橋　粲哉（石原）
武儀郡　山田丈太郎（下有知）　長尾四郎右衛門（笹洞）　天野　元泰（下有知）
郡上郡　玉井　文桂（越佐）
加茂郡　大畑市太郎（上古井）　神戸　彌助（東白川）
可兒郡　丹羽　仙治（今渡）
土岐郡　中島　鋼平（土岐）　保々喜重郎（大湫）

惠那郡　林　良太郎（大井）　熊谷孫六郎（付知）
大野郡　西本治郎兵衛（高山）

【十七年縣會】　十七年三月三日第六回通常會開會、桑原議長辭任に依り堀部義德（席田）補欠に當選、四拾四萬六千貳百餘圓の支出豫算を議決し、三月三十一日閉會した。

同年四月七日第七回臨時會を開き、議員の半數改選に依り、議長以下の選擧を行つた。當選者議長杉山茂（羽栗）副議長熊谷孫六郎（惠那）常置委員清水粲藏・横山彌五郎・山田省三郎・佐久間國三郎・佐部利武一郎。尙地方衛生會委員補欠選擧を行ひ、卽日閉會した。

同年六月二十二日第八回臨時會開會、通常縣會にて削除したる女學校及華陽學校費原案執行したるに付、右追加支出金壹萬貳千五百余圓を原案通り可決し、二十六日閉會した。

同年十二月十六日第九回臨時會開會、戶長役場費全部地方費支辨と定められたる結果、右追加豫算金四萬五千餘圓を可決し、同十八日閉會した。

【十八年縣會】　十八年三月十二日第七回通常會開會、會計年度の改正があり九

箇月間の支出總額四拾貳萬參千餘圓の豫算を可決し、四月十日閉會した。

仝年十一月二十四日第八回通常會開催、改正に依る翌年度の豫算を議決した。縣會開かれて茲に數年、交通機關の整備、國民敎育の普及、高等敎育の發達等逐年地方費額增大し、民力之が負擔に堪へずとして結局四拾五萬五千餘圓の支出を議決した。同時に議長熊谷孫六郎（惠那）副議長佐久間國三郎（安八）補欠當選し、十二月二十二日閉會した。

十九年一月議員の第四回半數改選を行ひ、左の通り當選した。

厚見郡	遠藤　義一（領下）	山田省三郎（佐波）	
方縣郡	坂口太八郎（木田）	栗本　權吉（則武）	
羽栗郡	馬島小左衛門（直道）	尾畑　哲造（小荒井）	
海西郡	森　　積三（大和田）		
下石津郡	內田甚三郎（帆引新田）		
不破郡	山口　左入（大瀧）	矢橋德次郎（赤坂）	
安八郡	佐久間國三郎（蛇池）	古澤　信行（西結）	
大野郡	横山彌五郎（大野）		
池田郡	松岡善兵衛（八幡）		
本巢郡	井上　源衛（穗積）	青木貞太郎（曾井中島）	
山縣郡	高橋　粲哉（石原）		
武儀郡	井上　橘平（關）		
郡上郡	武藤喜一郎（八幡）	池戶彥三郎（美山）	
加茂郡	神戶　彌助（東白川）		
可兒郡	渡邊善十郎（伊香）		
惠那郡	長谷川良次郎（岩村）		
大野郡	福田吉郎兵衛（高山）		
〃	益田郡　中島利兵衛（下原）	加藤市兵衛（下原）	
吉城郡	原田　畊平（國府）	井上利右衛門（國府）	

【十九年縣會】　十九年二月二十六日第十回臨時會開會、議員半數改選に依る役員を改選した。議長熊谷孫六郎（再選）副議長野口喜右衛門（中島）、常置委員佐久間國三郎・山田省三郎・長尾四郎右衛門・熊谷孫六郎・横山彌五郎當選し、同二十七日閉會した。此年七月十九日、縣令小崎利準改めて岐阜縣知事に任ぜられた。

同年十一月十日第九回通常會開催、四拾八萬九千餘圓の豫算額を可決し、備荒儲蓄金規則、戸長選任建議、蠶絲業組合に關する建議、負擔輕減の爲めにする娼妓營業公許の建議等を議決し、縣會之を容れ、十二月二十日閉會した。

【二十年縣會】　二十年五月二十二日第十一回臨時會に於て、道路橋梁改修費金四拾七萬圓、木曾川改修費金五拾貳萬六千餘圓の支出を決定し、同三十一日閉會した。同年十一月二十五日第十回通常會開會、豫算額六拾五萬八千餘圓を可決した。飛驒國修道費は同地方の熱望であつたが、少數の爲めに葬られた。

斯くて縣會も漸次に發達するに到つた。地勢上治水非治水の兩派に分離する事は已むを得ざる當然の成行であるが、之を政黨的に見る時は前既に述べたる如く治水派は改進黨の色彩を帶び、山嶽派は東濃を根據として自由黨員が多い。熊谷議長は東濃付知の人、御嵩の野呂萬次郎と共に自由黨員たる林小一郎（太田）淺見與一右衛門（岩村）等に反對し、多數派との調和を圖らんとして治水派に通じ、中立を標榜しその支持に依つて而して位置を保つたのである。

八　當時の世情

封建時代の束縛から解放され、西洋文明の表皮に心醉し、自由や平等と飛び廻つておつた當時の社會は寧ろ滑稽な程有頂天、上つ調子であつたのである。そこへ壯士と稱せらるゝ民權論者が肩で風切り人を切るといふ暗黑時代を實現したので、さらでだに頭の古い藩閥政治家は、やれ集會條例の追加だ、それ新聞條例の改正にと血眼になつたが、當時の新しがり屋は中々それ位で僻易しない。其思想を偶意に託し、小說に藉り、讀賣に謳ひ、或は俗謠、諧謔の方法を以て、都鄙村落に流行らせ、青年の熱血を沸かせ以て鬱憤を霽したものである。彼の「鬼啾々」矢野龍溪の「經國美談」櫻田百華園の「西洋血潮小暴風」宮崎夢柳の「自由の凱歌」「高嶺の荒鷲」「憂世の涕涙」「寃枉の鞭笞」案外堂の「自由艶舌女文章」阪崎紫瀾の「汗血千里駒」などは當時の所謂志士識者が目を皿にして讀んだものだ。今人心に膽炙し當時最も喜ばれたものゝ二三を掲げてその面影を偲ぶことゝする。

チョン髷頭を叩いて見れば　頑迷固陋の音がする

ザンギリ頭を叩いて見れば　文明開化の音がする

書生々々と輕蔑するな　今の參議は皆書生

よしやお前の仰せじやとても　權利ない身に義務はない
よしやほころび縫はんすとても　縫ふて縫はれぬ人の口
二十三年そりや大馬鹿よ　善は急げと書いてある

雨風が育てるとても雨風が　強けりや花も散るぞいな　ホンにお世話も程がある

昔思へば亞米利加が　獨立したのも藩旗
こゝらで血の雨降らさねば　自由の基が堅まらぬ

他所の花羨むばかりじや　そりや氣が弱い
與我自由否與死　碧血染出十三州
羨ましけりや咲くがよい

民權數へ歌

一ツトセー　人の上には人はない　權利にかはりのないからはーコノ同等よ
二ツトセー　二人三人の心から　我儘勝手な政事するーコノ壓制よ
三ツトセー　道にかなひし自由論　とめ立する程猶起るーコノ反動で
四ツトセー　世の開け行く有りがたさ　親が子供に教へらるーコノ反對に
五ツトセー　五つに別れし五大州　中にも亞細亞は半開花ーコノ愧づかしさ
六ツトセー　昔ゆかしき亞米利加の　革命騷ぎは知らないかーコノ勇ましさ
七ツトセー　七度びこの世に生れ來て　拂はで已むべき壓制をーコノ執念くも
八ツトセー　役にも立たないボンヤリが　政治家などゝは阿呆らしいーコノ止めよかし
九ツトセー　苦情の種まき誰がした　皆んな己れの心からーコノ考へよ
十　トセー　どうせ一度は力づく　藩旗をば擔ぎ出せーコノヤッつけろ

民權かぞへ歌

一ツトセー　人の上には人ぞなき　權利にかはりがないからは　コノ人ぢやもの
二ツトセー　二ツとはない我が命　すてゝも自由のためならば　コノいとやせぬ
三ツトセー　民權自由の世の中に　まだ目のさめない人がある　コノあはれさよ

四ツトセー　世の開けゆくそのはやさ　親が子供におしえられ
五ツトセー　五つにわかれし五大州　中にも亞細亞は半開化
六ツトセー　昔おもへば亞米利加の　獨立なしたるむしろ旗
七ツトセー　何故お前がかしこくて　私等なんぞは馬鹿である
八ツトセー　刃で人を殺すより　政事で殺すがにくらしい
九ツトセー　こゝらでもう目をさまさねば　朝寢は其の身の爲めでない
十　トセー　虎の威をかる狐らは　しつぽの見えるを知らないか
十一トセー　犬も喰はない內喧嘩　やるからけふびがやせ所帶
十二トセー　西と東はひるとよる　文明野蠻のわかちこそ
十三トセー　桑え行く世のそのもとは　民の自由にあるぞいな
十四トセー　四民一つのその中に　とぼけた華族のかへりざき
十五トセー　五大洲中の亞米利加は　自由の國のさきがけぞ
十六トセー　牢屋の中のうきかんく　惚れた自由の爲めならば
十七トセー　質にもおかない我が權利　うけだす道理があるものか
十八トセー　鼻の高いに羽がはえ　鞍馬の山で何をする
十九トセー　國にむくゆる心根は　岩より纖よりまだかたい
二十トセー　日本は亞細亞の燈明臺　消えては東洋が闇となる

コノかなしさよ
コノかなしさよ
コノいさましさ
コノわかりやせぬ
コノ罪ぢやぞえ
コノ起きさんぜ
コノ畜生め
コノばかなこと
コノくちをしさ
コノしれたこと
コノめづらしや
コノうれしさよ
コノいとやせぬ
コノしれたこと
コノ人しらず
コノうごきやせぬ
コノ照さんせ

◎辯士の受難　政府の壓迫は殆ど無法に等しいので、演說をやつて止められ、小說を飜譯物に托して悶々の情を遣り、それで主義を鼓吹するもあり、中には講釋會の講談で練り廻つたなどもある。後に「汗血千里駒」を書いた坂崎は、自由黨の崇拜者、板垣の直屬で、中々熱の男、遂に自ら馬鹿林鈍翁と名乘り「東洋一派民權講釋馬鹿林鈍翁一行」として興業した。それがある地方で看板を揭げてやつた。何か演じ終つて高座から降りやうとすると、臨監の警部が「今お前が云つた言葉には天皇陛下を侮辱してゐる筋があるから、甚だ怪しからぬ、警察に來い」といふ。其結果は遂に有罪となり監獄に打ち込まれた。其由來は何かと調べて見ると、講座の話を初める冒頭に「皆樣はお金を出しながら低い所に畏つて聽いてゐる、私は皆さんの出したお金を貰ふ役目でありながら、高い所で威張つて話をして居る、金を取りながら威張つてゐるのは、世界に帝王と講釋師と二人よりない」と云つた。坂崎のこの帝王といつたのは何も日本の天皇陛下ではない各國の帝王とか王樣と云ふ意味であるからと百方辯解し、大阪の控訴院に控訴までしたが、狙はれてゐる丈けに仕樣がない、矢張り有罪となつた。ほんの話の冒頭に誘ひとして云つた言葉で、大した意味はなかつたであらうに、六箇月の禁錮と多額の罰金は酷か

つたものである。

◎新聞の署名人　その頃の新聞雜誌に取締の烈しかつた事は驚く計りだ。讒謗律といふのがあつて、すぐに監獄へ打ち込む。筆者は政府攻撃をやるとすぐ監獄と來るので、これではたまらぬと巧みに法網を免れる工夫を講ずるに至つた。それは發行人とか編輯人とかいふものは實際と違つた人を當てはめて、監獄行の責任者とした。筆者は例令誰であらうと法律に引つかゝつていざ懲役となると、その署名人が出掛けて行く。當の筆者は一向平氣で相變らず政府攻撃の論文を書き立てる。いくら政府の方で監獄行を作つても當の筆者が行くのでないから少しも効力がない。また署名人は最初から懲役覺悟で雇はれてゐるのだから、いくら責められても自分が書いたのだと主張して當の筆者を云はぬ。自分は泰然と入獄する。斯うなると實際新聞雜誌の署名人は懲役請負者で、之を引受けるのは年の若い壯士か書生で、月給は二兩乃至三兩で、いよ〳〵懲役に行くとこれが日給に改まつて一日三十錢から五十錢となる。三ヶ月も行けば三十兩位になるから、優に一年位の下宿料が稼げるといふ話。

◎威張れる官吏　其頃の地方の知事（縣令）といつたら今の大臣どころではない。知事の管轄區内を巡回する時なぞは、土下座をして出迎へたもので、また土下座を強制したのである。封建時代のお代官の權威と維新の浪人の蠻力を加へた暴力を振つたものである。人民でも多少氣骨ある有志家氣分の者は、自然自由民權の叫びを擧げざるを得なかつたのである。その自由民權なるものも大抵は聞く人も語る人もよく分らぬ。唯悲憤慷慨や大言壯語し、政府に無暗に喰つて掛るのを能としてゐたもので、演説が面白くて先祖代々の田地まで賣つて了ひ、半世の政治運動で收穫したものは只鼻の下の髯だけであるといふ奇談は到る處にあつたものである。まだ現存せる老政治家の中には、先祖代々の田地を鼻の下の髯に換へた所謂國士が存在してゐる。

元來自由民權なるものは、佛蘭西の思想に由來するものであるが、然しあれ程に全國的に盛んになつたのは、一面に於て一種の英雄崇拜熱が余程大きに手傳つてゐるのであらう。官尊民卑の極端だつた當時知事の巡回は前に述べた樣である が、郡長位のの役人ですら人民とは同席で話をしないのを當然とし、知事に面會するには縣會議員の紹介を要するといつた樣なわけで、誰それは誰某と同席で話が

出來るといふ事は、謂はゞ偉さの標準を示す程であつた。從つて偉い人なれば偉い程、庶民などには目も呉れぬと一般に信せられて居つたのである。然るに自由黨の板垣・後藤など參議の位置に在つた人々が而も同席で話をして呉れるといふのだから、庶民から尊敬を受けるも無理はない。斯ういふ所から余程強い感化を及ぼした結果、自由黨が田舍に而も全國的にあれ丈の地盤を築いた事になつたのであらう。

第三　議會前の藩閥全盛期

一　華族の新設と內閣官制の創造

一年五箇月の漫歐に依り、憲法制度を調査したる伊藤博文の一行歸朝するや、木戸・大久保・岩倉既に無く、政治の實權は伊藤・井上・山縣等の手に移らんとしてゐた。殊に伊藤は新空氣を十二分に吸收したけれども、社會黨壓服の張本人ビスマークに私淑してゐる丈けに、極端に自由主義者の運動を抑壓し、その反動として生ずる保護主義者を保護し、之に依つて自家の勢力を張らんと企てた。即ち一方に言論を拘束し政黨を威壓し、一方に獨逸人を傭聘して獨逸式の國家主義、官僚政治を鼓吹するが爲め、御用學校帝國大學を以て官吏養成所とし、新たに華族令を設けて舊大名・公卿其他の保守主義者を網羅して、其勢力扶植に力を盡した。華族令の實施は十七年七月七日、其恩命に浴したるもの五百五名、自らは伯爵となつた。板垣・大隈・後藤・勝の如き、維新の功勞者なりしにも拘はらず、意見の相違ありしにや、其選に

洩れた。斯くして明治維新は王政復古に依り、封建制度は打破されたが、依然華族令の實施に依り、國民平等の制度よりは遠ざかり、逆轉、舊に復した感がある。しかし右華族令の實施は、立憲政体建設の準備としての前提であるとして、十八年十二月十二日を以て内閣の官制を改めた。

即ち從來の太政大臣・左右大臣・參議・卿等の太政官諸職を廢し、新たに内閣總理・外務・内務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・遞信の諸大臣を置き、宮内大臣・内大臣を別に設けて、宮中に直屬せしめた。太政大臣三條實美は内大臣に任じ、有栖川左大臣は參謀本部長に任ぜられた。第一回の内閣は左の通りである。

内閣總理大臣兼宮内大臣	伯爵	伊藤博文
外務大臣	伯爵	井上　馨
内務大臣	伯爵	山縣有朋
大藏大臣	伯爵	松方正義
陸軍大臣	伯爵	大山　巖
海軍大臣	伯爵	西鄕從道
司法大臣	伯爵	山田顯義
文部大臣	子爵	森　有禮
農商務大臣	子爵	谷　干城
遞信大臣	子爵	榎本武揚

大元勳としての伊藤博文が首相たることは何等不思議はない樣であるが、當時は正に人目を驚かしたものである。三條公さへ明治四年に太政大臣に任ぜられた時、空前の名譽として喜び、大久保が死して右大臣を贈られ破格の榮譽とした時代に、足輕上りの伊藤が太政大臣と同等の職に昇るといふので、一般は驚いた筈である。殊に宮内大臣を兼ねるに及び、非難は猛烈であつたが、内閣官制の實施は、確かに憲政の一進歩であつた。

右九省十大臣中伊藤・井上・山縣・山田は長州の人、松方・大山・西鄕・森は薩藩の士、谷は土佐、榎本は幕臣である。内閣の組織成るや福島・栃木の兩縣に於て自由黨撲滅に絶大の功勞ありし三島通庸は、一躍警視總監に拔擢され、斯くて伊藤を主とせる官僚内閣の陣容は、金城鐵壁の重きをなした。

一　歐化政策と保安條例

明治維新に先立ち締結せしめられたる安政條約なるものは、我國の未開混沌時代に成つたものなので、我國に對しては極端に不利に出來たものであつた。それで我國に於ては機會あらばこれを改正せんと企てた事一再にして止まらなかつたが、我國力未だ振はず、容易に實現が出來ない。內閣の新官制に依り外相となつた井上伯は、如何にもして此機會に條約改正を遂行せんとして百方腐心し、爲めに漸く回復の曙光が見え出した。そこで彼は益力を得ると共に、畢竟右は我國の文物制度が外國の夫れと異るが爲めに、彼等は我國をして野蠻未開の國なりと看做すものなりとなし、總てを歐化するに如かずと志し、先づ稻田に代ゆるに牧場を以てし米食を肉食に、和服を洋服に、木造家屋を洋館に、而して人種を改良する必要ありとして、外國人との雜婚をも奬勵した。上野公園を開墾して茶畑にする論や、斯の有名なる鹿鳴館（今の華族會館）の假裝舞踏會の如きは、其極端なる一の表はれであつたのである。

井上の獻策に依る政府の此政策は稍其圖に當り、條約改正案は將に成立せんとするや、保守的反動內部より起り、まづ農商務大臣谷干城は、斯くの如き極端なる歐化思想に耽溺するを快しとせずと、反對意見を闕下に捧呈して桂冠した。尙野に於ても反對論凄じく、井上は遂に二十年九月十七日辭職し、伊藤總理外務を兼攝するに至つた。

政府の歐化政策に反對せる國粹保存論者は、隨所に議論を戰はすと共に、自由改進・帝政黨の解散以來各地に離散し、天下の風雲を遙望せる志士論客は、再び帝都に集合するに至つた。板垣の痛論、後藤の煽動は、政府攻擊運動に油を注ぐに等しく、帝都一帶は忽ちにして騷擾化せんとした。政府は之を鎭壓せんとして、地方長官を召集して旨を含め、一方に新聞條例・集會條例を改正して、秘密出版を嚴重に取締つた。之に依り民間の論客は却て激昂して、鋒を緩めず、流言蜚語は四方に飛んだ。政府は遂に此形勢に太く猛狠し、事態容易ならずとして、二十年十二月二十六日を以て、保安條例を發布し、直ちに實施するに至つた。中江兆民の「三醉人經綸問答」や「平民の目さまし」などは官許されたものであり、當時一般に廣く讀まれたものである。

保安條例の實施に依り、政客黨人を帝都より逐ひ拂はんと、山縣內相と三島總監との間に策し、法文以上に苛酷に實行に着手した。皇居並に重要諸官廳を武裝せる軍隊に依つて警備させると共に、一方憲兵・巡査等を以て下宿屋・旅館・待合・料理屋等を悉く探索し、苟くも政治を語るかの如き人物をば總て警察に引致した。其數實に千を以て數へたと言ふ。而して何れも內亂陰謀の嫌疑ありと稱して、彼等に命ずるに卽時、若くは二十四時間乃至三日間を限り、東京を退去すべき事を命じた。勿論何等理由を示さず、之を拒むものあれば命令違反として直ちに未決監に送つた。「當時論客の雄、片岡健吉の如きは、之が爲めに禁錮に處せられ、彼を救はんとして其不當を訴へたるものも、亦獄に投ぜられた。或る職人の如き高知縣人なりとの理由に依つて、帝都放逐の厄に遭つた。其際退去を命ぜられたる主なる者は、星亨・尾崎行雄・片岡健吉・林有造・中島信行・中江篤介等五百七十餘名に達した。中にも林有造の如きは退去命令を拒める爲め、輕禁錮三年に處せられ、尾崎行雄は此機會を利用して歐米漫遊の途に上つた。また星亨も暫く海外に遊ばんとして準備中、秘密出版事件洩れて捕へられ、忽ち輕禁錮一年十ヶ月の刑に處せられた。」斯くて我國空前の保安條例實施の數日間は、暴壓政治の爲め全都晦冥、市民その悲痛なる光景を默視して唯啞然たるのみであつた。

三　大隈の入閣と後藤の大同團結

政府は保安條例の强制執行に依り、一時政客を帝都より放逐し、表面上の平靜を保つたが、豫約せる國會の開設も、目睫の間に迫つたので、恐るべき彼等の反動を恐れて、未然に之を防ぐの策に痛心した。聰明なる伊藤は此間の消息を熟知せるので、如何にもして野黨の偉人大隈重信を入閣せしめて人心の安定を計らんと志した。時に井上外相辭職して缺員あり、大隈は當時改進黨を脫して泰然として早稻田學園に育英の業に從ひ、冷靜沈着、大所高處に在りて論客の運動を傍觀して居つた。伊藤は黑田淸隆と謀り頻りに入閣を促した。されど大隈は曾て彼等の爲めに廟堂を追はれたる人、今更官僚の羽翼たるを潔しとせず、容易に肯んじない。約半年間その勸誘を卻けたが、遂に國家の爲めなりとの懇望もだし難く、明治二十一年二月一日外務大臣の印綬を得て入閣するに到つた。

これより先、物論囂々たる世態を鎭壓する一手段として、二十年五月九日、曩に敘

爵の選に漏れたる維新の元勳後藤・板垣・大隈・勝等に等しく伯爵を授けたのである。時に板垣は固辭したが、「授爵は陛下の叡慮に基くもの、有司の專斷に出づるものに非ず」との意に從ひ之を受けた。

當時政黨は悉く形体なく、人心漸く倦怠して永く逆境に堪ゆる能はず、多數の黨員は方に方向に迷へるの時、何人か中心の大人物を求めて集まらんとするの風潮があつた。時に野心滿々、世人を挑發激動するに妙を得たる後藤象次郎は、芝高輪の自邸に舊自由黨の星亨・中島信行・末廣重恭、改進黨の犬養毅・尾崎行雄・岡山兼吉、保守主義者の綾井武夫等を集めて、保安條例に依つて激昂せる人心に乘じて、在野各派大同團結し、以て藩閥政府に當るの必要を說いた。衆皆之に贊した。

明治二十一年四月二十二日、福島に於ける東北七州有志懇親會を初めとして、彼は南船北馬、大同團結を說いた。一方に彼は雜誌「政論」を發行して政府を攻擊した。彼の言論は各階級の群衆を魅了し盡し、何等の理由も思慮もなく、只其赴かんとする所に盲從するの有樣であり、宛然天下を風靡せんとするの慨があつた。政府は遂に十一月七日右「政論」に對し、治安妨害に依る發行停止を命じ、それに關係せる大石正己・安岡雄吉等を投獄した。然しこの運動は引續き繼續された。

四　憲法の制定と其發布

明治七年板垣・副島・後藤等に依り民選議院設立の運動に端を發したる我が立憲政体の建設は、追々時代の推移と共に進展し、伊藤博文一行の憲法調査の任を終へて歸朝したる翌年、即ち明治十七年宮内省に制度取調局なるものが設置され、愈憲法成文の起稿に着手された。當時一般に憲法の編成に腐心し、其内容を知らんとするもの多く、之が爲めに請願や批評や運動を避くる爲めに、特に當時の立法局たる元老院に附隨すべき右制度取調局を宮内省に設け、宮内大臣德大寺實則をして、間接に其事務を監督せしむる事にしたのである。而して伊藤博文は總てを指揮統轄し、井上毅・金子堅太郎・伊東己代治等が直接に事に當つた。其事務は主に相州夏島の伊藤の別莊に依りて遂行せられたのである。

明治二十一年四月二十八日樞密院を設けられ、伊藤博文は其議長となつた。憲法の草案成るや、之を右の樞密院の審議に附せられた。而して審議に列席せるは皇族・各大臣・樞密顧問官等で、その重なるものは三條實美・勝安房・大木喬任・東久世通

福島・鳥居・小彌太・副島種臣・川村純義・佐々木高行・寺島宗則・榎本武揚・品川彌二郎・野村靖・佐野常民・福岡孝弟等であつた。明治天皇は約半歳に亘り、右審議中終始臨御あり、就中十一月十二日、第四皇子昭宮崩御あらせられしは臨御中なりしも、其儘議事を繼續せしめられ、また入御になつても侍從を以て書記官に、其日の會議の修正は悉く御手許の草案に書込んで提出すべく命せられ、專心御研究になる等、實に聖德の難有さ唯々感泣せざるを得ないのである。

樞密院の愼重審議に依り、憲法及其附帶法令は悉く制定せられ、明治二十二年二月十一日建國紀元の當日、文武百官を新宮城正殿に集め、此處に最も莊嚴なる憲法發布式が行はれたのである。明治天皇は詔勅を下し給ひ、最早我國民は等しく我帝國の光榮を中外に宣揚し、祖宗の遺業を永久に發展せしむべく其負擔に堪ゆべき事を疑はずと宣べられたのである。時の內閣は左の通りである。

內閣總理大臣	伯爵	黑田清隆
樞密院議長	伯爵	伊藤博文
內務大臣	伯爵	山縣有朋
外務大臣	伯爵	大隈重信
海軍大臣	伯爵	西鄉從道
農商務大臣	伯爵	井上　毅
司法大臣	伯爵	山田顯義
大藏大臣	伯爵	松方正義
陸軍大臣	伯爵	大山　巖
文部大臣	子爵	森　有禮
遞信大臣	子爵	榎本武揚

多年の熱望茲に叶つたといふので、官僚藩閥を惡むものも、また彼等の彈壓と迫害に苦しんだものも、等しく國民は非常なる歡呼を以て憲法發布を迎へた。男女老幼の別なく歡喜雀躍滿悅至極、壯麗なる裝飾を施し、到る處盛大なる祝賀會は催された。尤も一般の國民は憲法の何物なるかを解するもの稀で、直ちに民權が伸長せられ、自由平等の道開け、政府の壓迫が止み、租稅の負擔が輕減されるであらうと考へて居たものである。而してこの式典に府縣會議長をも參列せしめられたのは非常の破格であつた。夫れまでは相當身分のあるものでも宮中に入る事が出來ず、遙かに皇居を伏拜んで、御門の砂を押戴いて來たといふ時代に、一平民た

る縣會議員が宮中に參內する光榮を得たといふ事は、非常に地方人民の氣を和やかにしたのである。

憲政發布と共に政府は明治十年西南の亂に依りて冠せられたる西鄕隆盛の賊名を除いて、正三位に叙し、同時に大赦令を發して、曩に囚はれたる幾多の國事犯人を悉く放免した。

また憲法の發布せらるゝや歐米の議會の運用を視察する爲め、同年六年樞密院書記官金子堅太郎は歐米派遣を命せられ、中橋德五郎・木內重四郎等隨行し、翌二十三年六月歸朝復命した。

五　後藤の入閣と大同團結の分裂

曩に大隈重信は井上及び黑田の斡旋に依り外務大臣となるや、勢力日に增し今や政府の實權は殆ど其掌中に歸するの有樣であつた。而して彼は井上馨の失敗せる條約改正問題を、如何にもして此機會に解決せんと企てた。時に伊藤は樞府に入り、黑田は首相であつた。斯る大事業に當りて强力內閣の組織が最も必要な

るを觀取し、彼は黑田首相と謀り、大同團結を唱へ今や在野の衆望を一身に集め活躍中の後藤象二郎を入閣せしめ、此難關を切抜けるの策を建てた。固より後藤は、確乎たる主義も主張も定見もなき場當りに巧みなる猛者なので、直ちに承諾し多年の政友も棄て、大同團結をも顧みずして、明治二十二年三月三日入閣し、遞信大臣となつた。それが爲めに中心勢力を失ひたる大同團結は、四分五裂の狀態に陷つた。大衆に素養なく個人中心に集まつた政治團體が、當然辿るべき運命を辿つたものである。

後藤の入閣を熱望したるものは勿論大隈外相であつたが、板垣も人をして其入閣を勸めたと云ひ、犬養も大に斡旋の勞を採つた。奇略縱橫なる犬養毅は、後藤の大同團結を策するや、大石正己・末廣重恭と共に其帷幕に參し、自由黨及び改進黨の民間黨を聯結せしめ、大に藩閥政府に對抗せんと企てたものである。然るに彼は先輩大隈が條約改正の難局に處するを知り、外部より之を援けて一擧に大成せしめんとし、後藤に入閣の斡旋をしたのである。

議會開設は目睫の間に迫りつゝあるにも拘はらず、首を失ひたる大同團結は遂に分裂して、大同協和會と大同俱樂部との二派に別れて、相和しない。大井憲太郎

等は此肝要なる時機に於て頼るべき政黨なきを歎じ、海南に起臥せる板垣退助を再起せしめ、舊自由黨を再興し、同志を集めて一大政黨を組織せんと企てた。之より稍後れて一方大同倶樂部派の杉田定一等は、今更舊自由黨の再興は天下に大を爲す所以に非ず、須く大同協和會と大同倶樂部を一團として、愛國公黨を再興せんと板垣に進言した。板垣は其何れにも賛成したので、内部治まらず、遂に二十二年十二月二十日大阪に開かれたる愛國公黨創立會は、舊友懇親會化し終つた。不滿なる大井等は素志の如く獨力自由黨の再興を計り、翌年二月二十日自由黨結黨式を擧げた。

當時井上角五郎・大江卓等は右の自由黨に對して快らず、別に愛國公黨を興さんとしたが、妨げられ果さず、彼是妥協調停交渉を重ねる事數次、五月十四日庚寅倶樂部を組織し、自由・大同・愛國の三派を悉く解散し、之に九州に於ける政治團体をも加へて、八月二十五日に新に立憲自由黨なるものを創立するに至つた。

六　大隈の條約改正策

井上の條約改正策に失敗したるを知れる大隈は、之と異りたる政策を用ひた。彼は米・英・佛・獨・露・伊・墺等の條約國の公使を別々に談判を試み、略ぼ夫等の承認を得るに至つた。然るに秘密に行つてゐる是等交渉が端なくも二十二年四月九日、倫敦タイムスに其内容が暴露されるや、世論俄に囂々たるものがあつた。

大隈の條約改正案なるものは、稅權の回收、内地雜居其他の法權に於ては前の井上案に比し數等優れたものであつたが、領事裁判權を存續し、大審院に外國判事數名を評定官として雇傭する云々の点は、前の井上案と大同小異で、之なかりせば相手國は承認せず、またこれあるが爲めに前の井上外相は激烈なる反對を受けたのであるから、更にこの大隈案に對しても同樣猛烈なる批難攻撃のあつたのも當然と云へば云へない事もない。然し國力充實せず議會すら開かれざる其頃に於て、當局者としては蓋し外に策はなかつたであらう。

杉浦重剛・高橋健三・三宅雄二郎等國粹保存論者に依つて編輯され居る「日々新聞」は、伊藤・井上の歐化政策に極力反對したる論鋒を此方に向け、條約改正中止、國粹保存などの好題目を以て、盛んに政府を攻撃した。而して是等の國粹保存論者は、鳥居小彌太の率ゐる保守中正派、熊本の紫溟會・國權黨、福岡の玄洋社等と相和し、

大同協和會・大同倶樂部・東京公論・東雲新聞・保守新論等と連絡して、一大條約改正反對運動を開始した。

之に對して改進黨の機關たりし報知新聞・朝野新聞・毎日新聞・經濟雜誌等は大隈の條約改正案を辯護し、我國家の現狀より諸外國の大勢に及び、筆を極めて條約改正の斷行を力說した。言論界の斯る反對は一般を殺氣立たしめ、新富座に於ける演說會の如きは演壇の周圍に竹矢來を結び、辛うじて聽衆の殺到して之を妨害するを禦ぎ得た程である。

斯く世論喧噪の間に於て、政府は十月十一日閣議を開き其方針を決定しやうとした。而して多數の閣員は世論を恐れて中止を主張したが、大隈外相は斯くも四面楚歌の裡に在つて、尙敢然として條約改正斷行を主張した。硬骨なる總理黑田清隆は、一度び大隈に贊意を表したる信義を重んじ、大隈と共に條約改正を斷行すべき事を誓つた。之が爲め議論二つに分れ、十五日御前會議を開くに至つた。當時改正の斷行を主張せしものは、黑田首相を初め、大隈外相・大木・河野等で、反對者は鳥尾・山縣・後藤・副島・三浦谷を初め、樞密院議員の殆ど全部であつた。

亞で十八日閣議を終へて大隈外相は霞ヶ關の官邸に歸らんと、馬車を驅つて此に外務省の正門前を通過せんとする際、身にフロックコートを纏へる一壯漢の爲めに爆彈を投せられ、白煙の裡に倒れたるを見るや、事既に成れりとなし、自ら短刀を以て自殺した。此壯士は福岡の人來島恒喜、早くより玄洋社に入り國事に熱中し大隈の條約改正策に反對の意見を有したるため、身を以て其中止を計つたのである。この爲め大隈は遂に隻脚を失ひ、さしもに喧騷を極めし條約改正も、齟齬挫折し、已むなく無期延期となつた。

七　民黨合同の失敗

國會の開設將に近く、政黨結社は雨後の筍の如く簇出せるも、曩の自由黨・改進黨の加く中心勢力となるべき人物に乏しく、大同團結の後藤は內閣に逃げたので、徒に喧々囂々を繰返すのである。斯くては折角獲ち得たる國會に於て藩閥內閣の堅壘に拮抗する事は、到底無力、寧ろ世人の嗤笑に値するのみである。須く民黨の大合同を策するに如かずとなし、まづ九州の進步主義者・鹿兒島同志會・佐賀鄉黨會・長崎同志會・福岡三州倶樂部・政談社・大分改進黨・宮崎大同派・熊本改進黨等は、自由黨・

大同倶樂部・愛國公黨等の舊自由黨の諸士と合同し、更に改進黨をも加へんと企てた。改進黨の島田三郎・加藤政之助・藤田茂吉・犬養毅・高田早苗等は現下の政情より見て熱心に之に贊成した。

然るに感情上より改進黨との合同を快しとせざる舊自由黨の面々は容易に贊せず、恰も朝野新聞に依れる尾崎行雄平素官僚系に接近せる井上角五郎等の巨頭は、また之に和して合同運動の妨害を試みた。斯くて九州同志聯合會員の熱心なる努力と斡旋により、八月十二日各派の代表者は河島酔三郎に會合し、熟議を試みる事になつたが、結局甲論乙駁、協同和解を見ず、遂に民黨大合同の計畫は不可能となり、小黨林立のまゝ第一回の衆議院議員總選擧に臨む事になつた。

八　國會開設以前の縣會

國會開設前十年の歴史を有する縣會は、多少の波瀾はあつたが本縣の如きは比較的圓滿に地方議會たるの實を盡して來た。

明治二十一年二月第五回議員半數改選を行ひ、左の通り當選した。

厚見郡　戸崎　仁平（今泉）
各務郡　大野龜三郎（岩瀧）
中島郡　野口　代治（大浦）
多藝郡　田中貞次郎（下笠）　栗田五左衛門（小倉）
上石津郡　日比美佐吉（澤田）
安八郡　關口　親章（大垣）　早川　啓一（大垣）　古澤　信行（西結）
清水　粲藏（上開發）
大野郡　矢野才治郎（唐栗）　高木　郁助（政田）
池田郡　樋口　守之（本郷）
席田郡　堀部松太郎（佛生寺）
山縣郡　野澤　金一（東深瀬）
武儀郡　吉田常三郎（吉田）　長尾四郎右衛門（笹洞）　天野元泰（下有知）
郡上郡　玉井　文桂（越佐）
加茂郡　林　照太郎（太田）　林　小一郎（太田）
可兒郡　藤掛　文平（兼山）

土岐郡　伊納　忠治（肥田）
惠那郡　熊谷孫六郎（付知）　市岡　政香（中津）
大野郡　江馬　彌平（高山）

【二十一年縣會】　二十一年三月二十一日第十二回臨時會を開き、議員半數改選に依る役員を改選した。議長淺見與一右衛門（惠那）副議長佐久間國三郎（海西）常置委員井上利右衛門・堀部松太郎・林小一郎・清水粲藏・日比美佐吉當選し、初めて山嶽派が多數を占めた。同二十三日閉會。

十一月十二日第十三回臨時會を開き、水害復舊費を削減し、二十一年度地方稅收入豫算案を議決したが、知事は認可を與へず、內務省に稟議したので、十一月十九日の第十一回通常會に持越し、本年水害の結果一減に削減を試み、結局四拾貳萬參千餘圓の支出を決議した。

【二十二年縣會】　二十二年六月十日第十四回臨時會開會、町村自治制は本年本月より實施の筈であつたが、其運びに至らないので戶長役場費の追加貳萬七千餘圓を可決し、衛生恩賜金、地方稅收入追加豫算を議決し、十二日閉會した。

十一月十一日第十二回通常會開會、參拾六萬貳千餘圓の支出豫算を通過し、縣立

病院費及二尋常中學校費は縣費を以て設立維持する必要なしとの理由にて廢案となし、十二月十日閉會した。

二十三年二月議員の第六回半數改選を行ひ、左の通り當選した。

厚見郡　馬淵　與曹（鏡島）　遠藤　義一（領下）
方縣郡　岩佐　祐平（下土居）　村山　照吉（安食）
羽栗郡　尾畑　哲造（小荒井）　田島　正衛（中野）
海西郡　佐久間國三郎（蛇池）
下石津郡　吉田　耕平（高須）
不破郡　松野祐次郎（青野）　佐久間藏也（靜里）
安八郡　金森吉次郎（大垣）　早川　周造（三郷）
大野郡　井深　幹（稻富）
池田郡　窪田槇太郎（中村）
本巢郡　福田　十郎（上眞桑）　關谷　貫三（本田）
山縣郡　高橋　粲哉（石原）
武儀郡　島森　友吉（上有知）

郡上郡　池戸彦三郎（美山）　三輪文三郎（爲眞）
加茂郡　兼松　德助（肥田瀬）
可兒郡　野呂万次郎（御嵩）
惠那郡　橋本幸八郎（明知）
大野郡　池ノ端惣助（大八賀）
益田郡　加藤市兵衛（下原）　都築清右衛門（川西）
吉城郡　井上利右衛門（國府）　駒田　孫市（國府）

【二十三年縣會】　二十三年三月十日第十五回臨時會開會、議員半數改選に依り役員を改選した。議長熊谷孫六郎、副議長佐久間國三郎、常置委員大野龜三郎・野口代治・神戸彌助・高木郁助・栗田五右衛門・井上利右衛門・林小一郎當選し、茲にまた治水派優勢を示した。尙二十三年度備荒儲蓄金規則改正案、地方稅雜收入增加豫算議案等を議了し、同十四日閉會した。

第四　議會開設時代

一　第一回の總選擧

明治二十三年七月一日、我國に於ける第一回衆議院議員總選擧が行はれた。政府は選擧に經驗なき事、外國の批評を慮つてゐた等の爲めに、愼重なる態度を以て臨み、國民は之また選擧に馴れざる事、また議會開會せらるゝや、忽ち藩閥政府は倒れ、壓制政治は影を沒し、租稅は輕減さるゝ者と信じてゐたので、頗る眞面目に忠實に選擧を行つたものである。

當時選擧權を有せし者四十五萬〇八百五十一人、棄權者僅に二萬七千四百五十二人であるを見ても、其緊張せる一班を知る事が出來る。而して議員の總數三百人、當時の人口約三千五百萬、大凡十二萬人に一名の割合であつた。選擧區は小選擧區制、選擧人は滿二十五歲以上の男子、被選擧人は滿三十歲以上の男子、兩者何れも直接國稅十五圓以上を納め、一年以上定住の規定があつた。斯くして人口に比

すれば選擧權を有する者極めて少く、人口の約百分の一の割合であつた。

第一回總選擧の結果は、當時の新聞に依つて區々に報せられてゐるが、候補者九百五十六人の中當選せる者を、黨派別にして凡そ左の如きものである。

大同倶樂部	五五名	再興自由黨	一七名
愛國公黨	三五名	九州進歩黨	二一名
改進黨	四六名	中立派	六七名
自治黨	一七名	保守黨	二二名
官吏	一八名	無所屬	二名
合計	三〇〇名		

右の内大同倶樂部・再興自由黨・愛國公黨・九州進歩黨は九月十五日立憲自由黨となり、改進黨と合せ合計百七十餘名が政府反對派であり、最も多數を占めたる中立派は在野黨を牽制し操縦せんが爲めに、政府に依り政府黨たらしむる爲め八月二十二日結黨し大成會と稱し、之に保守・官吏其他は概ね政府黨たるの態度を示した。しかし數に於て政府黨は三四十人少い事は事實である。尤も當時の人情より見れば、公然政府黨なりと云はるゝのは幾分恥づると云ふ氣分があつた。即ち民選議院の建白以來國民の思想には薩長政府は如何にも專横なりと云ふ一種の群衆心理狀態があり、之が國會期成同盟會となり、憲法發布となる迄には屢官民の衝突があり波瀾曲折があつたので、新聞や演説で攻撃する程政府が惡辣でないにしても、人民からは一種の惡魔の如くに誤解されてゐたので、政府黨なりと云はれる事を頗る迷惑に思つてゐたのである。殊に議員も議會が開かれたならば必ず租稅を減じてやる、官尊民卑の弊は打破すると主張し、多數の選擧民たる農民は之を信じたといふ關係があつたのである。

一方政府側に於ては民間の議論が益增長して危險を含むやうに感じた。必ずしも自己の位置を失ふ事計りを憂へたといふのではなからうが、眞に國家の爲めにまた彼等に例令少しでも一部分でも任せたならば帝國の基礎は忽ち危くするであらうなどゝ過慮し、遂に之が一種の恐怖となつたのである。一方では議會萬能を信じて樂天的であり、一方は暴論横議に對して恐怖を感じてゐた。此兩者の思想の懸隔は實に非常な者で、一方は守る一方は攻める。攻める方は國民の多數を率ひてゐるが、守る方では賴む所唯警察あるのみといふ譯である。斯くて歳末の初期議會にと進んだのである。議院内に於ては自由黨は彌生倶樂部、改進黨は

議員集會所と云つた。

飜つて本縣の狀態を見るに、當時一万百十三人（六月十五日現在）より選ばれたる第一回の當選者は

第一區	（厚見、方縣、各務）	大成會	天野若圓（厚見岩戸）
		次點	鄉　佐太郎
第二區	（不破安八）	大成會	清水粲藏（安八和合）
		次點	脇坂文助
第三區	（海西、下石津多藝、羽栗、中島）	大成會	吉田耕平（下石津高須）
		次點	野口代治
第四區	（大野、池田、本巢、席田、山縣）	大成會	矢野才治郎（大野唐栗）
		次點	堀部松太郎（自）
第五區	（武儀郡上）	大成會	長尾四郎右衛門（武儀沙田）
		次點	川俣正名
第六區	（加茂、可兒土岐、惠那）	自由黨	林　小一郎（加茂太田）
		次點	熊谷孫六郎
第七區	（飛騨三郡）	大成會	中村信夫（吉城古川）
		次點	井上利右衛門（自）

の七名である。

これより先き六月十日、貴族院に於ける多額納稅議員四十五名の選擧あり。七月十日・十一日には貴族院議員伯子・男爵の互選會あり、九月三十日勅選議員の任命あり、宮中顧問官より三名、元老院議官より二十七名、法制局より三名、帝國大學より六名、各省より十名であつて、民間よりは左の諸氏任命された。

小幡篤次郎・奈良原繁・森岡昌純・川田小一郎・富田鉄之助・岩崎彌之助・松本順・澁澤榮一・藤村紫朗

本縣の貴族院多額納稅者議員選擧は、左記の互選に依り決定した。名簿に登錄されし有資格者は、上松治郎一（厚見、鏡島）長尾四郎右衛門（前記）福田繼治郎（本巢、上眞桑）竹内與一郎（厚見、茜部）矢橋敬吉（不破、赤坂）渡邊甚吉（岐阜）鄉佐太郎（方縣、御望）各務吉左衛門（山縣、山縣）小見山儀太郎（羽栗、竹ヶ鼻）須田萬右衛門（武儀、上有知）谷傳之衛（多藝、船附）森助七郎（安八、三鄉）永田吉右衛門（大野、高山）矢橋德次郎（不破、赤坂）井上源衛（本巢、穗積）の十五名で、岐阜の渡邊甚吉多數を得て

第一回に當選した。

二　第一議會の政戰

大隈外相の遭難に依り黒田内閣は瓦解し、後繼内閣の組織は隨分問題であつた。藩閥政治家は井上・大隈の巨頭によりても、二回まで失敗したる條約改正の跡始末を着けねばならず、加ふるに開會近きに在る第一議會に對する困難を豫想して、容易に此大任を引受くるものがなかつた。爲めに已むを得ず大命に依り、内大臣三條實美が臨時首相となつて、政務を見るに至つた。しかし斯くてあるべきに非ずとして、間もなく山縣有朋内閣總理大臣となり組閣の任に當つた。次で二十三年五月一部を改造し議會に臨む事となつた。その閣員は左の通りである。

内閣總理大臣	伯爵	山縣有朋
大藏大臣	伯爵	松方正義
内務大臣	伯爵	西鄉從道
司法大臣	伯爵	山田顯義
外務大臣	子爵	青木周藏
陸軍大臣	伯爵	大山巖
海軍大臣	子爵	樺山資紀
文部大臣		芳川顯正
遞信大臣	伯爵	後藤象次郎
農商務大臣		陸奥宗光

山縣首相は、内閣組織後間もなく地方官に對し訓令して「政權執行の任に當るものは宜しく各種政黨の外に立ち、引援附比の習を去り專ら公正の方向を取り、以て職任の重きに對ふべきなり」と述べ、議會建設後と雖政治の實權を握り、政黨政派に超然たるべきものとの思想を以て、第一議會に臨んだのである。

明治二十三年十二月二十五日、我國最初の即ち第一回帝國議會は、日比谷新築議事堂に召集された。衆議院は彌生倶樂部の中島信行を議長に、大成會の津田眞道を副議長に選び、貴族院は伊藤博文を議長に推し、是日兩院は成立した。

同二十九日　明治天皇親しく貴族院に臨御、開院の勅語を賜ふた。兩院即ち大憲の條章を恪守し、所見を啓瀝して以て皇猷を贊襄し、陛下の信任に對へ、國民の委

託に酬ひんことを奉答した。

然るに多くの議員は、多年藩閥政府の橫暴彈壓に對する鬱憤怨恨を露すは此一擧に在りとなし、夫々結束して對抗したため、政府は從來の議會外に於て言論の自由を拘束したる如き調子に行かず、あらゆる議員の質問に答へ、其批評に耳を貸さねばならず、頗る苦悶の狀態であつた。尤も後年に觀る如き醜惡なる言動や不眞面なる態度は議場に漂ふ事なく、等しく眞劍味を帶びてゐた。

多數なる民黨は、最初條約改正に關する外交問題を以て政府と戰はんと試みた。然し實際上の問題として、單に言論上の攻擊をした丈けでは、其效果の少き事を覺り、遂に民力休養、經費節減の大綱を掲げ、財政問題により政府に肉薄しやうと企てた。斯くて民黨は自由黨の大江卓を豫算委員長となし、改進黨の尾崎行雄・阿部興人を以て理事となし、豫算委員六十三名中、其多數を民黨の手に收め、政府提出の歲出總額八千參百參拾六萬貳千五百參拾貳圓に對し、八百八拾八萬千七百參拾四圓の大削減を加へ、且つ政府の內容に立入り查定するが如き、各局廢合・人員配當俸給旅費給額の改正等を以て迫つた。

山縣首相・松方藏相は「斯る無暴なる經費節減は一定の國是に反し、國家の長計を誤るものなり、若し飽くまでもこの查定案を固執するに於ては、政府は憲法の命ずる所に從つて、已むを得ず決意するの外無し」と解散斷行の意を仄めかした。然し破竹の勢ひを以て驀進せる民黨は、特に後年ほどに選擧にも莫大の運動費を要せず、從つて解散を恐るゝ議員氣質なるもの未だ成らず、妥協互讓の精神に乏しく只主張に忠實であつた。結局幾多波瀾の後遂に右查定案を可決したのである。

時に二月二十日（明治二十四年）本縣選出の天野若圓は緊急動議を提出して、憲法第六十七條に規定しある歲出に就き、本院に於て廢除削減せんとの意見を定めしものは本院の確定議以前に於て、政府の同意を要すべきを主張した。自由黨員中林有造等急に態度を變じて右天野案に贊成したので、議は直ちに成立して民黨の勢力に頓挫を來した。島田三郎等大に憤慨し、政府に質問を提出したが政府答へず、結局數次交涉の結果六百參拾壹萬餘圓の削減に依つて本會議修正案を可決し、貴族院また會期餘す所僅に四日と云ふに、之が送附を受け、一瀉千里に議事を進行し、會期の最終日に之を通過し、茲に漸く豫算案の成立を告ぐるに至り、三月八日閉院式が行はれた。

〔想ふに當時の豫算八千萬圓、國勢微力なりとは云へ、現在の二十分の一にも如かず、今日東京市の豫算二億八千萬圓に比

して尙及ばざる事二億圓、轉た今昔の感に堪えぬではないか」

實に民黨は言論の雄に富み、多年の恨みに對し政府を苦しめんとのみ計畫せるに、抑壓のみを能事とせる政府當局、殊に內外政務を直接取扱ふ重大なる責任がある丈けに、猥りなる言論を弄する事も出來ず、さり迚豫算通せざれば政務の進捗を見る事能はず、議會解散の擧に出でんか外國の批評に堪ふ能はず（陸奥農相は解散不可を力說せり）官僚政治家が議會を恐れる事は今も昔も變りはないが、實に政府は困憊の極に達したのである。而して新聞紙は滿紙を政治記事に埋めて政治以外、選擧以外世間に物なきが如く、小學校の兒童に到るまで議會の國士として犬養・尾崎の名を口にし、國を擧げて政治に熱し政治に狂した。

斯くて政府は豫算案の通過を計る爲めに、政黨に對する其態度を變へる必要があつた。山縣首相の曩に地方長官に訓示した言明は、政府自ら裏切らなければならぬ樣になつた。之が爲め品川彌二郎・白根專一等をして、まづ大成會及國民自由黨を懷柔して與黨となし、陸奥宗光・後藤象次郎等をして自由黨員の切崩しに從事せしめたのである。此結果林有造・片岡健吉・大江卓・竹內綱・鈴木重遠等土佐派の寢返りと、後藤直系の裏切りに依つて自由黨の鬪士二十九名が變節したる爲め、漸くにして六百參拾餘萬圓の削減を以て豫算等が通過したのである。

實に認識不足なりし藩閥政府、議會嫌ひの山縣首相は、其第一回帝國議會に於て、政黨に超然たる能はず、却て政黨に接近し、而も之が遂に政黨を墮落させる惡慣例を作つたものである。運命の皮肉とより は我國の憲政發達上遺憾な事であり、民權發達の上に於て實に高價なる妥協と云はねばならぬ。

序でに院外團のことを述べておく。

議會が開けるやうになつてから、各政黨に院外團なるものが起つた。代議士は議院內に於ては、絕對權を持つてゐるが、政黨員としては、普通の黨員と同格であらねばならぬ。生へ拔きの黨員から代議士に當選した人は、どこ迄も愛黨の精神に燃えてゐるが、代議士になり度い爲めに新に入黨したり、代議士になつた爲めに急にはいつて來たものは、どうも眞劍味にかけ、尻の落ち付きが惡い。そこで院外團なるものが出來て、その抑へ付け役をつとめたのである。從つて院外團には、一身の利害安危から離れて、熱烈に黨を愛するものが、多く集まつて來る。院外團の眞價は卽ち其点に在るのだ。

院外團の始まりは自由黨であつて、長い間黨の中堅となつて、生命を賭して働い

て來た壯士なるものがあり、それが議會の開けた後も、相變らず黨の中堅となつてゐた。之を稱して院外團と名づけたのである。議會の大問題でも、院外團の了解を得ないと、容易に決まらない事があり、黨の問題なら猶更の事であつた。それが代議士の手先になつたり、或は代議士と一つになつて、不道を働くやうになつては院外團の權威は全然無いわけである。

各政黨とも院外團と稱するものが現存するが、最早當時の氣力なく、本部や代議士にのみ引きづられ、用心棒の役をつとめる樣に素質低下したのでは、院外團存在の價値は無いと云ふべきである。

三　第一議會後の內閣內訌と松方內閣の成立

第一議會に依り豫算額に對し約八分の減額を承認して漸く通過したる山縣內閣は、對政黨の問題が意外に困難なる事を實驗すると共に、內外諸政に關し閣員と所見を異にする點が多かつたので、閉會後間もなく骸骨を乞ふた。尤も國民は議會のお蔭で巨額の負擔輕減が出來、詰り民意を政府が容れたといつた工合である。

後任に松方伯が推選されたが、伯は我々如き微力では到底議會に臨んで折衝することは不可能であると非常に辭退したが、山縣・伊藤の兩伯は「宜しい我々が黑幕となつて助力するから奮發してやれ」といふ事になつたので、松方伯も已むを得ず受諾した。是が世に云ふ黑幕內閣なるものである。

大体我國の內閣制として局外から內閣の意思を制肘すべきでなく、國務大臣の責任は憲法に明示してあるにも拘はらず、斯る黑幕即ち換言すれば後見附といふ事は非常に誤つた事柄である。而も是は一時の過ちに止まらず永く餘弊を貽し、つまり元老制度なるものが之である。然し政權に戀々たる藩閥は遂に斯くあらしめたものである。結局明治二十四年五月六日に至り時の藏相松方正義が內閣を組織した。閣員は總て留任したが、成立後僅か五日にして所謂大津事件が勃發した。卽ち露國皇太子が我國觀光の途次、滋賀縣大津に於て襲撃されたのである。この爲め上下震駭し內務大臣西鄕從道・外務大臣靑木周藏が辭職して左の通り夫々閣員の配置があつた。

內閣總理大臣兼大藏大臣	伯爵	松方正義	
內務大臣	子爵	品川彌二郎	

外務大臣　子爵　榎本武揚
陸軍大臣　子爵　高島鞆之助
海軍大臣　子爵　樺山資紀
司法大臣　子爵　田中不二麿
文部大臣　伯爵　大木喬任
遞信大臣　伯爵　後藤象次郎
農商務大臣　陸奥宗光

新たに陣容成れる第一次松方內閣は、第一議會に於て大削減を蒙りたる豫算案に依つて實行を餘儀なくされたので、成立後間もなく官制を改革する外、行政整理、經費節減を實行した。而して品川內相の名を以て地方長官に對し訓令を發した。「內政の要は地方制度に在り、地方自治の制は國家組織の基礎なり」また「行政の目的は公利公益を增進するに在り、而して此目的を達するは專ら當局者の行政如何に依るものとす」など言辭頗る巧妙ではあるが、根本に於て代議政治の思想を包容しない。官吏といふ特種階級が人民といふ別の一階級を支配するといふのである。

一方民黨に於ては從來沿革上及び感情上より全く背馳の步調を取り來つた自由・改進の兩黨も第一議會に於て、提携して政府に肉薄する事の有利なる事を自覺するに至つた。斯く根本的に其所見を異にせる政府對政黨の關係は、自ら不穩の氣勢を膨みつゝ第二議會に向つて進むに至つた。

四　民黨の提携と大隈の免官

議會に於ける行動を統一あるものとする爲めに、立憲自由黨は二十四年三月二十日、大阪に大會を開催し、改めて名を自由黨とし、從來事實上の黨首であつた板垣伯を正式の黨首に擁立した。而して野黨としての自由・改進兩黨の感情益融和し、意思の圓滿融和益繁からんとする折に當り、加へて提携の氣運を促進せしめらるゝの事が起つた。明治二十四年十一月八日、民黨の鬪士中江兆民の斡旋に依り、自由黨總理板垣退助は、改進黨の事實上の黨首大隈重信を早稻田の邸に訪ひ、久濶を叙し、議會開かるゝも藩閥政府の橫暴は前途益多難、憲政の進步發展の爲め、大に後輩を誘掖指導し、共に相盡さん事を約した。

此兩黨首の會見に對し、兩黨員は等しく多大の滿悅を以て之を迎へ、兩黨提携の實を擧げ、政府に肉薄せんと意氣頗る軒昂たるものがあつた。この形勢を傳へ聞いた松方內閣は心頗る平かならず、殊に遭難後退官せる大隈伯は、其後樞密顧問官の要職に在りながら、政府の最も嫌惡せる在野黨の首領たる板垣と會見するが如きは、官規を紊すものなりとの理由を以て辭職せしめたのである。政府は之に依り民黨征伐の門出として得意の色があつた。大隈は最早官職の係累なきを幸ひとなし、擅に政論を吐露した。民黨の面々頗る之を德とし、益政府反對の氣勢を擧げた。

五　第二議會の解散

時に與黨大成會は黨內に內紛を生じ、黨員中政府に頤使さるゝ事を好まざる硬骨の士は、相集つて巴俱樂部なる一派を組織し、獨立民黨なる事を標榜した。之に依りて亦民黨は更に勢力を增したのである。而して大成會の殘黨は共同俱樂部と稱し、依然政府の番犬たるの地位に甘んじてゐた。

捲土重來の勢ひを以て第二回帝國議會に臨める民黨に對し、純然たる與黨としては前記共同俱樂部の外一二の小黨を有するのみで、政府は甚だ貧弱なる陣容を以て之に當らねばならないのである。必然茲に生ずべきは威壓・抑壓・買收・籠絡等々の如き、憲政の毒素の撒布に外ならぬ。實に山雨將に到らんとして風樓に滿つるの慨があつた。

首相兼藏相たる松方伯は、政府の經費が豫算案に依りて輕減せられたるに、一方歲入に於ては甚しき相違を生じて居らぬ事實に基き、之を租稅の輕減に振向くる事をせず、積極政策に於て新事業の計畫を樹てた。卽ち國防の充實・鐵道國有・製鋼所設置・治水事業等に用ひ、明治二十五年度總豫算は歲入八千六百五拾萬八千餘圓、歲出に八千參百五拾萬貳千餘圓を計上して議會に提出した。

之に對し民黨は大体前議會豫算委員會の定めたる査定方針を踏襲し、殊に新事業に對しては基礎極めて確實なる者の外は認定せざる事とし、殊に軍艦製造費・製鋼所設立費は海軍當局者に信を置く能はずとの理由に依り削減し、結局七百九拾四萬參百四拾七圓の大減額を加へた。

松方藏相は右削減に同意する能はずとし、殊に海軍側は憤慨辯疏の上、大膽に且

露骨に藩閥政治家の功績を賞揚し、彼等の萬能主義を主張した。樺山海相演説の一節に

「……現政府は斯の如く内外國家の多難を切抜けて今日迄來た政府である。薩長政府とか藩閥政府とか云ふても、今日國家の安寧を保ち、四千萬生靈の安全を保つたといふ事は誰の功であるか……（笑聲罵聲頻りに起る）……」樺山海相の演説此處まで進むや、議員の憤罵怒號其極に達し、各起つて其無禮を責め、これが爲め議場は非常なる混亂を呈し、議長は振鈴を鳴らして其整頓を圖つたが容易に鎭靜しない。樺山の降壇により漸く鎭まつた樣な有樣である。

斯くて政府對民黨の確執容易に解けず、十二月二十五日政府は遂に懲罰的に最初の解散を行つた。

元來立憲政体に於ける解散は、議會に於ける多數の意思が果して國民の意思なりや否やを試驗するが爲めに爲さるべきで、這回の解散の如く「國運の發達スルニ於テ殆ド愼重ノ顧念ヲ缺ク」「國事ヲ以テ是ノ如キ議會ノ參畫ニ託スルノ國家ノ昌運臣民ノ福利ト相容レザルコトヲ信ズ」といふが如き理由で解散する事は、國事を議了し得る能力を有するものは吾々政府當局者自身のみであつて、議會は其能力なきものとして、懲罰的の解散は、代議政治の眞義に叶ふものとは云ふを得ない。

然れどもまた一方反對派なる民黨に於ては、國民の負擔を輕減する計畫を立てずして、單に政府いじめの歳出の削減のみ之れ事とした。民黨に全然罪なしと云ふ事も出來ぬ。要するに議會の當初に於て双方共過去の習俗に囚はれ過ぎ、目的の眞髓より離れて討議爭論する事は、何れの地方何れの時に於てもある例ではあるが、決して當を得たものではないのである。遂に其結果は最初の解散斷行となつたのである。

六　第二回總選擧に對する激烈なる選擧干渉

初期の議會より胚胎せる解散の氣運は、遂に第二回に於て實現した。政府も民黨も必勝を期し、勝利の前には何物をも犧牲にして憚らざる血醒き風雲を孕んで、明治二十五年の二月十五日に於ける臨時總選擧へと突進した。

民黨は從來の藩閥政府就中松方内閣の挑戰的態度に太く激昂し、自由・改進兩黨

の結束を益固くして吏黨に當り、絶對多數を以て政府當局を壓迫せんとして選擧場裡に臨んだ。

政府側は前後二回の議會に於て、多數黨に據らざれば國務を遂行する事の至難なる事を經驗したので、如何にもして民黨を粉碎し、多數の與黨を得んと畫策之れ努めた。而して內務大臣品川彌二郎は次官白根專一と謀り、選擧干渉の方法を講じ、竊かに地方長官に命じ、政府反對の候補者を排し、專ら吏黨候補者の當選に援助を與へんとの策を施した。且政府は豫戒令を發し、保安條例を活用して民黨を壓迫すると共に、反面に於て盛んに黃白を散じ、吏黨候補者を援助した。卽ち當時金錢を以て誘ひ得る者には金錢を與へ、弱點を有する者には弱點を以て脅迫し、甚しきに至つては劍を拔き、砲を放ち、家を燒き、人を殺し、全國を通じて二十五名の死者、三百八十八名の負傷者を出すが如き慘劇を演じたのである。就中板垣の出生地高知、大隈の故鄕佐賀を初め、福岡、富山、石川、熊本、千葉の諸縣最も激烈を極めたのである。而して民黨の有權者が投票の爲めに投票場附近に接近すると、壯士が寄り集つて或は鐵拳を加へ、或は車上より地上に引下して血を流す程の迫害を加へた。

ある地方では兵隊を繰出した上に、監獄の囚人に兇器を持たせて民黨側を襲ふなどの狂態を演ずるに到り、人を殺すこと草を薙ぐが如く、家を燒くこと枯葉を燃やすが如しと報せられたなどは、强ち誇張の言でもないらしい。尾崎行雄の選擧區三重縣では、郡長、村長、警官といつた手合が「解散を受けた議員は朝廷に不首尾な事を仕でかし、勅勘を蒙つて歸つて來た者だから、さういふ人物を選擧しては第一、天子樣に對して不忠この上もない事になりますぞ」といつて觸れ廻つた。そこで尾崎崇拜の選擧民は開き直つて、勅勘とは何ですと詰り問ふと「なに勅勘を知らんか、愚かな者だ、勅勘とは陛下からの御勘當ぢや」と威丈高になつて答へたといふ。斯んな調子だから、宿屋へ泊らうとしても「國賊が舞ひ込んで來た」と計りに何處へ行つても門前拂ひを喰はされた者だと罵倒追懷談の一節を掲げておく。

政府部內に於ても餘りの干渉橫暴振りに陸奧農相、後藤遞相の如きは反對したが、何分にも猛り狂へる松方、品川、樺山の諸相は、唯騎虎の勢ひ成行に任せ徒らに看過するに過ぎない。然し如何に無暴なる干渉迫壓を擅にするも、天よりの聲正義の叫びは公平である。選擧の結果は純然たる吏黨は僅か九十五名に過ぎない。之に反し自由黨は九十五名、改進黨は三十七名、其外明かに政府反對の旗幟を示せ

る巴倶樂部は二十名、民黨は實に合計百五十二名の多數に達し、絶對過半數を占むるに對し、與黨は純然たる吏黨に無所屬・中立を加へても未だ及ばないのである。然し民黨の地盤は可なり荒らされ、松田正久・武富時敏（共に佐賀縣）などの名士で落選の憂き目を見たものも隨分あつた。

本縣に於ける當選者はの通りである。

第一區	大野龜三郎（各務岩淵）	次点	馬淵與曹
第二區	小原迪（大垣）	仝	早野柘爾
第三區	原亮三郎（羽栗平骨）	仝（改）	野口代治
第四區	高木郁助（大野政田）	仝	梅田英一
第五區	長尾四郎右衛門（再選）	仝（改）	深尾玄虎
第六區	熊谷孫六郎（惠那付知）	仝（自）	林小一郎（前）
第七區	船坂與兵衛（吉城國府）	仝	江馬彌平

此選擧干渉は獨り民間のみならず、憲法制定に與つた總ての責任上伊藤博文の感情を甚しく害した。彼はこれを以て憲法破壞の行爲なりとし、樞密院議長の辭表を捧呈するに至つた。然し御宸翰に依つて御引留になつたので留任することに

なつた。松方首相は文治派の人で元來温和なる性質の持主ではあるが、閣員中には黒幕の山縣を代表して居ると云はるゝ品川彌二郎があり、一方には、高島・樺山などいふ猛將軍も居る。是等の人々は最初から政府の威力を以て民黨を壓迫しやうと考へ、よし憲法を中止しても國家を思はざる所の黨派は滅ぼしてしまふと考へて居つたのである。殊に壯士といふ一階級が擡頭して盛んに秩序を亂した。壯士は抑も政黨が拵へたか政府が造つたかは分らぬが、浮浪の書生か何かで直ぐに亂暴をする、無識なる者共は政府と結び政府を助けて置いて反對黨を撲滅したならば何か自分に益することがあらうと考へ、また博徒の仲間などは平素警察に對し弱點があるので恐れて居るが、今度は警察の御用を勤め警察の内秘を知つたので、巾着切や野相撲などゝ呼應し至る所横行濶歩して全く手が着けられない、殆ど政治上の秩序は失はれたといふ狀態を現はしたものである。

斯る干渉の批難は朝野に喧しく、政府の同情者たる貴族院に於ても亦烈しかつたので、遂に松方首相は品川内相を辭職せしめて、副島種臣を以之に代へ、陸奥農相は代議士と大臣とを兼ね自ら英國流の政治家を以て任じて居た丈けに大に不滿、遂に辭職したので、大隈に親しき河野敏謙を加へ、以て世人の反

感を緩和するに努めた。

七　第三議會の成行

空前は勿論絶後ともいふべき大干渉を以て終始したる總選擧は、與黨の敗北を以て幕を閉ぢ、第三回特別議會は明治二十五年五月六日開會された。民黨は第二議會の解散及び選擧干渉に對する暴狀を詳述し、「内閣諸臣の擧措竟に國家の昌運、臣民の福利と相容れず」との趣旨の許に内閣彈劾の上奏案を企て、提出者河野廣中・島田三郎等は交々起つて盛んに政府を批難攻撃した。

政府は上奏案の提出は一大事なりとして、百方之が通過を妨げんとし辯解を試み、奇略を運ぐらし、頑迷無智なる議員を威嚇するに努めた。其結果百四十三に對する百四十六を以て辛うじて阻止する事を得た。然し上奏案は否決されたが、議員中上奏案の如きは不穩であるが、政府彈劾には贊成であるといふ者もあり、上奏案否決の翌々日即ち五月十四日、中村彌六の名を以て政府彈劾の決議案を提出した。此案は緊急動議として即日議題に上り、百十一に對する百五十四を以て可決

された。

大体上奏案も決議案も、其内容も意義も同じである。然るに一方に反對し他方に贊成するが如きは頗る變哲であるが、當時の議員の思想が尚頗る幼稚であつた事を證するに足るのである。

また責任を重んずる立憲國の國務大臣たるものが、一度び彈劾案が可決さるゝや、直ちに辭職すべきである。然るに松方内閣は之に對して「選擧干渉は誣妄なり、議院は資格問題を除くの外事實を審査するの權能を有しない、本案が例令可決するも我帝國國務大臣は此の如く浮々泛々たる決議に依り輕々に進退すべきものでない」と放言して、議會を一週間停會して、寧ろ議會を威嚇した。

民黨は益怒つたが政府は洒然たるものがある。甚だ非立憲な次第である。尤も政府は此議會には豫算案を提出してゐないのである。唯前議會に於て議了し得なかつた岐阜・愛知二縣下即ち濃尾大震災救助及び河川堤防工事費其他軍艦製造費・製鋼所設置費等の追加豫算を提出したのみである。衆議院は總額に對して三分の一を削減する事を議決したが、貴族院との協議、樞密院の議決の結果、製艦費のみを削減し他を可決して、第三議會は六月十五日を以て閉會するに至つた。

八　伊藤内閣の成立と第四議會

松方内閣は前議會に於て彈劾を受けながらも、天皇の信認を名として辭職せず、剩へ民黨よりも國民一般よりも選擧干渉に依り頗る威信を失ふに至つた。依て品川干渉内相に代ふるに公平なる副島種臣を以てし、辛うじて第三議會を通過したが、同議會に於て可決せし濃尾震災復興費中國庫剩餘金より支出せる貳百貳拾五萬圓の用途に頗る怪しむべきものありとの風聞容易に失せず、爲めに副島内相は實地に調査せんと主張したが、内務次官白根專一は無用の調査なりとて他の閣僚と共に之を拒絶したので、副島内相は心平かならず遂に辭職するに至つた。斯くて松方首相は一時内相を兼攝したが、後農相河野敏鎌を後任とし、樞密顧問官佐野常民を擧げて農商務大臣に任じた。此日白根次官は辭職した。

新内務大臣河野敏鎌は國民の怨府たりし白根專一の辭職を機とし、後藤遞相と謀り選擧干渉の盛んなりし地方の知事數名を更迭若くは免職した。是等の知事は地方長官の古參、且薩長の寵兒なので、憤慨直ちに上京、干渉も上司の命なりとて

高島陸相、樺山海相に訴へた。高島及樺山は河野内相に其計畫を中止せんと進言したが、内相毫も之に耳を藉さず敢て斷行したので、高島及樺山は遂に辭職するに至つた。之が爲め流石に頑強に振舞つた松方内閣も、滿身創痍、醜態の限りを暴露し、遂に内閣不統一を理由として野垂死を遂ぐるに至つた。

福岡縣選出代議士、玄洋社の頭山滿が、政界を引退したのはこの時である。彼は嘗て自由黨に活躍したが、自由黨が兎角黨爭にのみ沒頭して、支那問題に冷淡だといふ所から、自由黨を脫退して松方と圖り、曩の選擧大干渉の時には、吏黨として活躍し、大に自由黨を惱ましたが、松方が脆くも内閣を投げ出したので、飜然と悟る所あり、二度と内政のことを口にせず、政爭の圈外に遁れ去つたのである。

松方内閣の辭職に依り世評芳しからざる薩長藩閥内閣の危機到れりとなし、黑田・山縣・井上・伊藤等の藩閥政治家は民黨の勢力漸次增大したる此際、結束して失はれたる名譽を恢復し政權を固守すべしとなし、鳩首協議の結果、遂に明治二十五年八月八日、第二次伊藤内閣を組織した。之は實に松方を除きたる薩長の元勳擧つて列したるものであつて、世に元勳内閣と云ふ。

内閣總理大臣　樞密院議長　伯爵　伊藤博文

内務大臣		伯爵　井上　馨
外務大臣	樞密顧問官	陸奥宗光
大藏大臣		渡邊國武
陸軍大臣	樞密顧問官	伯爵　大山　巖
海軍大臣		子爵　仁禮景範
遞信大臣	樞密顧問官	伯爵　黒田清隆
農商務大臣		伯爵　後藤象次郎
司法大臣		伯爵　山縣有朋
文部大臣		河野敏鎌

第二次伊藤内閣斯くて成立するや、間もなく地方官に對し訓示を與へた。事の是非を顧みず、下級官吏が上官の命令に盲從するは、決して其職責を全うする所以に非ずと主張して、選擧干渉に從事したる下級官吏を詰責し、干渉の證跡歴然たり し知事部長等を罷免、轉官し、不法の行爲ありし警官等を檢索して悉く之を處分し、以て民怨及び輿論を緩和し、藩閥政治家の信を回復せんとした。

從來與黨たりし大成會は、第三議會閉會後品川彌二郎・西鄉從道指揮の下に、保守主義を指導精神とする國民協會を組織し、（本縣選出代議士は悉く之に加入してゐた）曾根荒助・渡邊洪基・阿部浩・和田彦次郎・大岡育造・安達謙藏・片岡直温・元田肇・川原茂輔・佐々友房等七十餘名の議員を網羅し、二十五年六月二十日創立大會を開き、政治上に於ける組織ある一勢力を構成するに至つた。

この國民協會創立に當つては有名な生首演説といふのがある。創立者前内相品川彌二郎は「數年來の政變續きは結局有力なる政府與黨がないからだ」といふので、自らは副首領となり、元内相西鄉從道を首領とし、共に樞密顧問官を辭して、國民協會へ入黨し、世人をアッと驚かせた。而して品川は懇親會の席上「若し西鄉が背き去るやうな事があつたら、我輩は彼の生首を取つて見せる、もし又我輩が背き去つたならば、我輩の生首を諸君に差上げやう」と有名な生首演説をやつて、黨員の度膽を抜き、西鄉と相携へて各地遊説の途に上つた。口下手の西鄉は、いつも宿屋に殘つて、酒地肉林に耽つて否耽らせられてゐたが、品川は到る所で悲憤慷慨涙をこぼしながら熱辯を揮つて黨勢擴張に努力したといふ。然し言と行とは頗る一致せず、西鄉は海相就任の爲め程なく辭任し、品川は其生首を取るよりも自らも生首を黨員諸君に差上げずして、有耶無耶に國民協會から去つた。官僚輩の

ご都合振りは昔も今も變らぬものと見える。

閑話休題、伊藤總理は超然主義を固執するの理由に依り右國民協會の如き純然たる與黨に對しても偏寵する能はずとして取扱ふに至つた。蓋し伊藤は失はれたる藩閥政府の信用を挽回し、永久に政權を持續する事を旨とし、尙來るべき第四議會に當つても、少數の與黨のみを基本としては、到底其通過の不可能なる事を觀取せる結果、食指を多少緣故を有する自由黨にも動かし、以て多數を制して議會通過を計るに如かずと考慮したのであらう。

斯くて自由黨の內にも官權に近づかんとする派が生じたると共に、改進黨との提携にも稍融和を缺くものがあつた。尤も尙血醒き選擧の直後たると官僚の橫暴に倦厭たるものあり、自由黨の多數は政府と提携する事を欲せず、改進黨との持續を希望して居た。

尙自由、改進兩黨の外に政府反對の旗幟頗る鮮明なるものがあつた。同盟俱樂部と稱し、楠本正隆、鈴木重遠、大東義徹、河島醇、中村彌六等之を率ひた。

此他に大井憲太郎が率ゐる東洋自由黨なる一派があつた。斯くして政府反對の旗幟鮮明なるもの百六十七名と數へられた。伊藤內閣はこの多數の民黨に對して議會に臨む事となつた。

第四回帝國議會は明治二十五年十一月二十五日召集された。黨は河野廣中、島田三郎を先陣として官僚の內陣に肉薄し、豫算討議に對しては徹底的に削減を主張して動かない。政府は東洋の形勢に鑑み、海軍振張、條約改正、地價修正をなさんと辯解大に努めたが、民黨は依然之に同意しない。殊に海軍擴張の如きは不必要なるが爲め豫算を否決せるに非ず、海軍部內の積弊之を托するに足らずとの理由を附するに至り、此兩者の妥協容易に成らず、遂に政府は困憊の極、人が苦しくなれば天に訴へる、立憲國としては最惡例たる　至尊を煩はし、大詔煥發に依りて漸く收拾し、製艦費も原案通り復活し、結局原案より貳百六拾貳萬圓の削減のみで、二十六年度の豫算は成立し、二十六年三月一日閉會した。

本會議に於て民黨は實に能く奮戰した。然し彼等が口にする如き民力休養、負擔輕減をなすべく財政上の智識の乏しき爲めか、剩餘金の處分、歲出入の不權衡等に對して適當の批判を欠き、唯攻擊せんが爲めの攻擊に失したのである。また一方憲法創立者たる伊藤首相が、藩閥政治家の殼を脫せざる爲め、畏くも大詔煥發といふが如き最も忌むべき惡例を憲政史上に殘すが如き事をしたのは、重大なる彼

の失態である。初期に於ける議會は、朝野何れも未だ立憲的に行はれたものと云ふを得ないのも、亦已むを得ざる次第であらうか。

九　第五議會の解散

第四議會閉會後、伊藤内閣は公約に基き行政整理の斷行に着手したが、頗る不徹底なりとして世論は沸騰した。加ふるに條約改正及内地雜居の問題、英國ＰＯ會社に對する千島號事件等に於て國論の統一を缺いた。時に東洋自由黨・熊本國權黨・福岡玄洋社・國民協會・議員倶樂部等集つて大日本協會なるものを組織し、大井憲太郎・佐々友房・神鞭知常・鈴木重遠・阿部井盤根等を中心として、對外強硬論を唱へた。

また一方に自由・改進兩黨と同盟倶樂部は、第四議會に於て結束し政府に當りしたが、大日本協會のあるものは、元來感情同一の論鋒を以て、第五議會に向はんとしたが、大日本協會のあるものは、元來感情の疎隔せる自由・改進の兩黨を割きて、各自己の黨派に有利に轉回せんと企て、各々運動するのであつた。而して自由黨の首領星亨は、才氣縱橫なれども傲慢不遜、夙に陸奥宗光の知遇を得、漸次政府に接近せるに對し、黨内に之を喜ばざるもの多數生じ、甚だ統一を缺いてゐる。斯くて各派・各黨融和の實擧らざるに第五議會の開會を見た。

第五議會は明治二十六年十一月二十八日開會された。議長星亨は内部の信認漸く薄らぎつゝあるに加へて、當時疑惑視されつゝある取引所問題に關し、屢巨商と會見し、其地位を利用して不正の利益を得つゝありとの風説頗る盛んであつたので、衆議院は開會直後の二十九日、緊急動議により議長星亨に辭職を勸告する事を議し、非自由派・改進黨・同盟倶樂部・國民協會・吏黨・無所屬の六派は之に贊成した。而して議長不信任案は多數を以て衆議院を通過したが、剛情なる星は「縱令如何なる決議を受くるも、衷心疚しき所なきが故に之に從はず」とて依然議長の職に傲然たるものあつたので、非自由派の前記六派のみならず、自由黨内に於て星を喜ばざる硬派の議員も亦大に激昂し、遂に上奏案を提出するに至つた。斯くて遂に道理の前には無理は通らず、星も遂に議會より放逐せらるゝに至つた。

亞で衆議院は條約勵行の建議案に依り、政府と決戰を試みんとせる内に、政府は停會又停會、遂に十二月三十日議會を解散するに至つた。政府は何等其理由を示さない。

大体議會を解散するや其理由を明かにするは立憲國として當然であり、非立憲の評あつた松方内閣すらも第二議會を解散して其理由を示した。伊藤内閣はその前例あるにも拘はらず、而も伊藤總理は憲法の草案者たるにも拘はらず、この當然の途を採らなかつたといふ事は、如何にも當時憲政を守る上に於ても、まづ第一に自己周圍の藩閥政府の地盤擁護に腐心し、之を主とせしかを推するに難からざる次第である。然れども斯る不合理は何時までも許さるべくもあらず、二條公等三十八名の貴族院議員より忠告的質問書を寄せられたのである。之に對し彼は漸く其解散の理由を明かにした。右復書は長文の者であるが、右に依るとその理由は曾に條約勵行の建議案提出によるのみならず、議長の進退に關して上奏案を提出したる事、官紀振肅の上奏案を決議したる事、豫算を大削減し行政整理を力説したる事等を述べてゐるが、要するに甚だ不徹底なもので、結局衆議院が政府の意に反し、政府の希望する如く行動しなかつたといふに過ぎない。斯くては何の爲めの議會か、其存在理由が疑はしくなるのである。當時伊藤博文の心中、帝國憲政の發達上、頗る遺憾不可解なものがあつたのである。

十　第三回の總選擧

第五議會の解散に依り、政府は明治二十七年三月一日第三回の臨時總選擧を行ふ事を發表した。而して政府は取引所問題に於て彈劾に遇ひし農相後藤象次郎・同次官齋藤修一郎を辭職せしめ、榎本武揚を以て後任とし、民論の緩和を計ると共に、一方に於て言論集會の取締を嚴にし、政府に不利なる新聞の停刊を命じ、甚しく政黨の活動を拘束した。殊に第五議會に於て、政府に强硬に反對せる大日本協會を解散せしめ、國民協會・同盟・同志の兩倶樂部も亦政社と認定するに至つた。之が爲め國民協會は國民政社と改稱し、同盟・同志の兩倶樂部は合同して立憲革新黨を組織するに至つた。

誠意なき議會の解散と、不當なる政府の政黨抑壓は、甚しく民黨の反撥心を挑發し、徹底的に政府を糾彈せんものと選擧場裡に臨んだ。政府に於ても亦總選擧に當り各地方長官・警察部長・憲兵隊長等を召集し、嚴重に公平に取締るべきことを訓示した。而して松方内閣の選擧干渉が結果に於て非常に失敗なりしに鑑み、力め

て選擧干渉は避けやうとした。その爲めか政府反對の輿論は頗る熾烈なりしにも拘はらず、選擧は概して公平に行はれた。然しながら各候補者間の競爭激甚を極め、一名の死者と百十餘名の負傷者を見るに至つた。選擧の結果は左の如くである。

立憲自由黨	一二〇名	立憲改進黨	六〇名
國民政社	三五名	立憲革新黨	四二名
大日本協會派	八名	政務調査派	五名
無所屬	三〇名	合計	三〇〇名

本縣に於ける當選者は左の通りである。

第一區（國）大野龜三郎（再選）		次点	高橋儀左衛門
第二區	岸　小三郎（加茂蜂屋）	仝（國）	鈴木　徹
第三區	高木貞正（下石津多良）	仝（自）	佐久間國三郎
第四區	松原芳太郎（池田萩原）	仝	堀部松太郎
第五區	須田萬右衛門（武儀上有知）	仝（自）	三輪文三郎
第六區（自）淺見與一右衛門（惠那岩村）		仝（國）	熊谷孫六郎（前）
第七區	永田吉右衛門（大野高山）	仝（自）	杉下定七

十一　第六議會の解散

明治二十七年五月十五日第六回帝國議會は開會された。衆議院は直ちに正副議長の選擧を行ひ楠本正隆は議長に、片岡健吉は副議長に當選した。議會は前議會の解散の不當を責むるため、自由黨は河野廣中を、聯合民黨は之に飽き足らずとして犬養毅を以て決議案を議決した。

されど右の如く決議案は衆議院を通過したが、政府を動かす事が出來ない。進んで政府の失敗を數へ、政府彈劾上奏案を提出するに決した。政府は百方其通過を妨害したが、遂に六月二日楠本議長は之を闕下に捧呈した。然るに翌日宮内大臣を經て、衆議院の上奏は御採用に相成らずとの聖旨を傳達した。而して政府は之と共に再び衆議院の解散を命じた。時に明治二十七年六月二日。

政府は前議會の解散に於て、其理由を發表せざりし爲めに世論の反動が多かつた事に鑑み、今議會の解散に於ては即日官報を以て其理由を發表した。即ち政府

は諸般の整理及國權伸張に盡瘁しつゝあるにも拘はらず、衆議院は政府の意を諒する能はず、叨りに放言壯語して政府の措置を難じ、百年の大計を破壞する恐れがあるといふのであつた。

元來議會の解散は、議會が國民の意思に反すると認めたる場合に斷行せらるべきものである。されば政府は其理由を發表し、政府の見解が正しきか、將又議會の主張が正當なるか、之を國民に問ふのである。而して解散の上總選擧の結果に於て再び敗れたるか、仍ち辭職より途はないのである。然るに同一の理由に依て再び解散するが如きは、當を得たる處置とは云ひ難いのである。伊藤首相がこの暴擧を敢てせしが如きは、唯政權執着に汲々たるのみで憲政上は頗る遺憾な次第である。

尤も一方民黨の行動も穩當であるといふ事は出來ぬ。彼等は唯第五議會の解散を怨み全く感情に驅られ、內外の事情、時勢の如何をも顧みず、突進以て政府を倒すに努めたなどは、稱して立憲國民なりと賞する事は出來ぬ。誠に以て喧嘩兩成敗である。唯衆議院の上奏が却下されたなどの事は、伊藤總理の宮中・府中の勢力を極端に亂用したるものと云ふべく、憲政發達上憂慮すべき事である。

十二　縣制施行以前の縣會

多く治水派の優勢に推移して來たが、さり迚國會の如く少數派の議を容れずといふ事もなく、穩健に山嶽派とも協合して縣勢の發達に資した。

【二十四年縣會】　計らずも二十四年十月二十八日に突發せる濃尾大震災に對して、十一月二十日第十六回臨時會を開會、大震災救濟善後策を議し、同二十五日閉會した。

【二十五年縣會】　第十七回臨時會は二月一日開會された。昨年の震災の爲め通常縣會開會不能に了つたので開かれたのである。一週間の會期にては議題未了なので、二月八日より第十四回通常會に移し議決した。曩に第二回總選擧に於て熊谷議長衆議院議員に當選したので辭職し、神戸彌助（加茂）議長に當選した。總豫算貳百四拾四萬九千四百餘圓を決議し、三月八日閉會した。尙本會に於ては震災救濟策として地方稅全部國庫補助の件に付陳情の爲め委員を上京せしむる事を議決した。

四月議員の第七回半數改選の結果、當選したるもの左の通りである。

厚見郡　堀　治郎（次木）　加茂郡　林　泰乙（久田見）　大畑市太郎（上古井）
各務郡　坂井銀右衛門（鵜沼）　可兒郡　野呂万次郎（御嵩）
中島郡　野口代治（大浦）　土岐郡　安藤茂左衛（土岐）　青木達四郎（土岐津）
多藝郡　松永道三（三郷）　惠那郡　伊藤善兵衛（東野）　吉村彦太郎（坂下）
上石津郡　日比俊造（多良）　大野郡　役田貢（宮）
安八郡　伊藤隆造（池尻）　桐山泰一（今宿）　片野純三（四郷）
吉田孫三郎（瀬古）　松永九十郎（深坂）
大野郡　堀金作（政田）
池田郡　坪井伊助（草深）
席田郡　堀口庸五郎（上保）
山縣郡　白木豊太郎（山縣）
武儀郡　村井里藤田（南武藝）　永井國五郎（乾）　佐藤八右衛門（富野）
河村喜助（關）
郡上郡　玉井文桂（越佐）

同年四月十五日第十八回臨時會を開き議員半數改選に依る役員を改選した。
議長に野呂萬次郎（可兒）副議長に馬淵與曹（厚見）常置委員に佐久間藏也・神戸彌助・坪井伊助・田島正衛・野呂代治當選した。尙前通常縣會に於て地方稅全部國庫補助の件に付政府へ陳情の爲め上京委員を派したるも、內務省に於て詮儀に及び難き旨を以て阻却せられたので、今回は帝國議會へ向つて運動の爲め委員を派する事とし、更に五名を選び、同二十一日閉會した。

同年九月二十日第十九回臨時會開會、常置委員、豫備員選擧及地方稅收入追加豫算等を議したが、纏まらずして同二十六日閉會した。

同年十一月三十日より第十五回通常會を開き、總豫算百四萬千七百餘圓を可決し、懸案の備荒儲蓄法・土木費問題等を議し十二月二十九日閉會した。當時自由黨

議員並に西濃治水派の中、小崎知事黨と稱する者に反對の西濃の有力者佐久間國三郎・金森吉次郎等東濃及飛驒議員と會同し、復舊工事土木費不始末問題を以て知事を攻擊した。事遂に衆議院の問題となり、第一回縣會以來否明治八年權令時代より縣宰たりし小崎知事は、明治二十六年三月二十二日を以て依願免官となり、之が爲め治水派は頽勢に赴いた。曾我部道夫代つて知事に任せられた。

【二十六年縣會】　明治二十六年三月十五日第二十回臨時會を開き、二十六年度の縣收入豫算及敎育費追加豫算を議決し同二十一日閉會した。

同年十一月二十七日第十六回通常會を開會した。議長辭任、副議長死亡に依り選擧した結果、議長に野呂萬次郎（前出）副議長に山田省三郎（厚見）當選したが、何れも辭退したので、次点者佐久間國三郎（前出）議長に、松野祐次郎（不破）副議長に擧げ、常置委員に關谷貫三・伊藤隆造・井上利右衛門・小栗彌藏・河村喜助當選した。豫算六拾萬參千貳百餘圓を決議し、本年の水害に對する復舊費國庫支辨の陳情を內務大臣に致す事とし、其陳情委員を選び十二月二十六日閉會した。

明治二十七年三月議員の第八回半數改選に依り左の通り當選した。

厚見郡　山田省三郎（佐波）　堀江友四郎（茜部）
方縣郡　西川鷹太郎（中村）　脇田靜三（鵜沼）
羽栗郡　馬島小左衛門（直道）　加藤市太郎（柳津）
海西郡　佐藤襄（鹿野）
下石津郡　服部信逸（城山）
不破郡　松野祐次郎（靑野）　松岡五郎（岩手）
安八郡　伊藤彰（西島）
大野郡　横山彌五郎（大野）
池田郡　松岡善之助（八幡）
本巢郡　關谷貫三（本田）　飯尾米治郎（見延）
郡上郡　三輪文三郎（爲眞）　中島金治郎（和良）
加茂郡　前島丈之助（下麻生）
可兒郡　藤掛文平（兼山）
惠那郡　柘植武三郎（中野方）　五島信助（上村）
大野郡　橫山作助（丹生川）

益田郡　都築清右衛門(川西)　住幸　謹(小坂)
吉城郡　駒田孫市(國府)　本田六三郎(古川)

【二十七年縣會】　同年四月十日第二十一回臨時會開會、議長に野呂萬次郎（可兒）副議長に横山彌五郎(大野)常置委員に駒田彌市・關谷貫三・山田省三郎・青木達四郎・藤掛文平を選擧し、諮問案を議し同十六日閉會した。

同年十一月二十二日第十七回通常會を開き、二十八年度地方稅支出增加案を可決し、前年度決算報告に入り無諮問工事に關し紛議を極めたが、遂に停會を命ぜられ、間もなく解散となつた。十二月五日である。

本縣會開會以來最初の解散に依る總選擧は明治二十八年二月第九回改選を行つた。左の通り當選した。

厚見郡　山田省三郎(佐波)　堀　治郎(次木)　堀口友四郎(茜部)
各務郡　水野唯七(伊飛島)
方縣郡　西川鷹太郎(中村)　脇田靜三(鵜沼)
羽栗郡　馬島小左衛門(直道)　赤塚治太郎(田代)
中島郡　今井出治郎助(須賀)

海西郡　寺倉英逸(海西)
下石津郡　服部信逸(城山)
多藝郡　谷金吾(笠郷)
上石津郡　三輪準一(時)
不破郡　松野祐次郎(青野)
安八郡　伊藤隆造(池尻)
　　說田武之助(川並)
大野郡　横山彌五郎(大野)
池田郡　松岡善之助(八幡)
本巢郡　中島榮太郎(土貴野)
席田郡　堀部義德(佛生寺)
山縣郡　石井　鼎(嚴美)
武儀郡　鈴木司馬之助(上有知)
　　松岡清司(上牧)
郡上郡　三島榮太郎(北濃)
　　西脇貫一(多岐)
　　古井由之(垂井)
　　清水佐太郎(西保)　牧野鐵九郎(仁木)
　　伊藤彰(西島)
　　山田善助(揖斐)　引削藤四郎(清水)
　　岡崎竹之助(沓井)
　　加藤榮三(生津)
　　大西元三郎(葛原)
　　龜山治吉(小金田)　中村鯛六(富之保)
　　中島金治郎(和良)　大坪佐平(口明方)

加茂郡　前島丈之助(下麻生)　林　泰乙(久田見)　塚原蔵三郎(富岡)
可兒郡　藤掛文平(兼山)　西山文雄(久々利)
土岐郡　深萱盛一郎(土岐津)　西浦圓治(多治見)
惠那郡　市岡政香(中津)　五島信助(上村)
安保豐次郎(福岡)
大野郡　役田貢(宮村)　住民平(高山)
益田郡　住幸謹(小坂)　都築清右衛門(川西)
吉城郡　本田六三郎(古川)　駒田孫市(國府)

【二十八年縣會】　二月十四日第二十二回臨時會を開き役員選擧を行つた。議長松野祐次郎(不破)副議長三輪準一(上石津)常置委員に山田省三郎・藤掛文平・加藤榮三・牧野鐵九郎・石井鼎・鈴木司馬之助・駒田孫市當選した。治水派がまた復活した。尙土地の公賣に關し知事の不法行爲に依り損害を受けたれば、其賠償の責は知事即ち國庫支出に俟たざるべからずの問題起り、同十九日閉會した。

第十八回通常會は翌二十日開き、地方稅支出總額七十五萬六千余圓を議決した。尙諸種の建議案中「知事ハ法律規則ヲ遵守スヘシ」との件がある。これは前回の無諮問土木工事の波瀾より解散を見るに至つた事に原因し、從て震災費目土木費支拂は正確と認め難しとの理由で、內務・大藏兩大臣へ上申し、三月六日閉會した。

同二十七日曾我部知事島根縣に轉じ、樺山資紀來任した。

同年七月二十九日第二十三回臨時會開會、本年水害急破修理の爲め土木費三萬圓の追加支出を議決し、八月七日閉會した。

同年十一月二十七日第十九回通常會開會、支出總額五十四萬三千余圓を議決し、十二月二十六日閉會した。

【二十九年縣會】　明治二十九年二月二十一日第二十五回臨時會を開會し、二十八年度豫算追加更正の件等を議了し、尙議員半數改選退任者抽籤を執行し、尙前通常會に於て問題となれる、縣會議員の任期は曆年を以て計算すべきものなりと主張するに、知事は通常會の度數を以て計算すべしと抗辯し、結局法制局の裁定を仰ぐに至つたが、議員任期問題は知事意見の如く裁定せられ、同月二十七日閉會した。

四月議員第十回の半數改選を行ひ、左の者當選した。

厚見郡　山田省三郎(佐波)　近藤瞭太郎(南宿)
方縣郡　春日善一(本田)
羽栗郡　伊藤要(柳津)
中島郡　渡邊乙馬(市ノ枝)
多藝郡　早野繁(高田)
上石津郡　三輪準一(時ノ)
不破郡　竹中重時(岩手)　土川清一(清水)　長尾四郎兵衛(谷汲)
安八郡　大場竹次郎(南平野)　設田武之助(川並)　後藤壽太郎(名森)
大野郡　横山彌五郎(大野)　今西文吾(池田)
池田郡　野原又一(宮地)
席田郡　堀部松太郎(佛生寺)
武儀郡　鈴木司馬之助(上有知)　村井里藤田(南武藝)　加藤靜夫(神淵)
郡上郡　三島榮太郎(北濃)　中島金治郎(和良)
加茂郡　西尾豐三郎(和知)
土岐郡　青木達四郎(土岐津)　小栗彌藏(余戸)

惠那郡・後藤道郎(遠山)
大野郡　三宅光次(宮村)
益田郡　中川源治郎(下呂)

同年四月二十七日第二十六回臨時會を開き、議員半數改選の結果として、役員を改選した。議長に石井鼎(山縣)副議長に住幸謹(益田)、常置委員に駒田孫市・中島金次郎・林泰乙・山田省三郎・三輪準一・古井由之・今西文吾當選し、電氣鐵道布設出願に付諮問案及縣有土地貸與の件諮問案の二案を議了し、五月三日閉會した。

同年九月二十一日第二十七回臨時會を開き、本年七八九三ヶ月間に於ける縣下水災・風災・崩災に付救助及び備荒儲蓄金規則改正案を議し、同二十五日閉會した。

同年十月十四日第二十八回臨時會を開き、水害復舊工事經營並に土木費合計金二十二萬圓余國庫補助を仰ぐ事を議決し、同二十日閉會した。

同年十一月二十八日第二十回通常會開會、百五十六萬七千八百余圓の支出總額を可決し、森林中國土保安に關する件、中學校分校增設の儀、道路改修の儀等を縣知事に、伊勢灣埋立の儀、木曾・揖斐・長良三川上流改修の儀等を內務大臣樺山資紀伯に建議する等の件を議了し、七日閉會した。

【三十年縣會】　明治三十年二月十日第二十九回臨時會を開き、昨年の水害に依り復舊工事國庫補助額三分の一起債の件を議し、公債額を三十一萬三千余圓と決し、尙土木公債規則、木曾川改修費積立方法改正案等を議了し、同十六日閉會した。

四月七日樺山知事宮崎縣に轉じ、湯本義憲來任した。第十代目である。

同四月九日第三十回臨時會を開く。近年水害頻りに起り遂に國庫の補助を仰ぎ、其三分の一即ち約三十余萬圓の縣債を起すに至つたが、尙不足を來し爲めに町村土木補助費三萬三千余圓を可決し、同十五日閉會した。

是年四月一日新たに郡村成り、新に十八郡となり、尋で郡制及縣制を施行せられた。議員の定員は從來の五十四名より三十五名と改定された。以上は總て縣會の前時代の者で、初期の縣會とも言ふべきものである。

第五　日清戰爭後の十年間（其一）

一　平穩なる第四回の總選擧と第七・八議會

第五回・第六回と引續き議會の解散を喫せられたる民黨は怨み骨髓に徹し、如何にもして政府を破壞せんものとて、政府攻擊の氣勢頗る獰猛であつた。彼等は逸早く總選擧本部を設け、新聞同盟會を組織し、自主的外交の確立、責任內閣の樹立なる二大綱領を提げて、飽くまでも政府に肉薄せんと試みた。政府はまた極端なる高壓手段を以て之に臨み、政社法を勵行して政黨の連絡を禁じ、言論の自由を束縛して彼等の活動を妨げ、殊に民黨に對しては一層の峻烈を極めた。

時恰も朝鮮に東學黨の亂起り、日清兩國出兵の事に於て紛糾し、東亞の風雲頗る急を告げた。我國論は概ね主戰論に傾き、擧國一致以て時局に當らんとするの建言さへも政府に呈せらるゝに至り、遂に明治二十七年八月一日宣戰布告を見るに至つた。

日清に一度び戰端開かるゝや、憤慨突撃を試みんと企てゝ居た政府反對黨も、突如として其攻撃の鋭鋒を收め、純然たる吏員と共に政府の後援者となり、政爭の影を絶つに至つた。從つて二十七年九月一日行はれた第四回の臨時總選擧も、解散當時の意氣込みに反し、殆どいつ終へたるか知らぬ程の間に頗る平穩裡に終結し、左の當選者を見た。

自由黨	一〇五名	改進黨	四五名
革新黨	四〇名	國民協會	三〇名
大手倶樂部	二五名	無所屬其他	五五名
合計	三〇〇名		

本縣に於ける當選者は左の通りである。

第一區（國）	大野龜三郎（再選）	次点	天野若圓（元）
第二區	細井金四郎（不破・垂井）	仝	岸　小三郎（前）
第三區（改）	野口代治（中島・大浦）	仝（自）	松永道三
第四區	井深　幹（大野・稻富）	仝（自）	堀部松太郎
第五區	吉田常三郎（武儀・吉田）	仝（自）	永井國五郎
第六區（自）	淺見與一右衛門（再選）	仝（國）	熊谷孫六郎（元）
第七區	井上利右衛門（吉城・國府）	仝	池之端惣助

斯くて第七議會は二十七年十月十五日、大本營たる廣島の地に召集せられ、會期一週間にして一億五千萬圓の軍費も、政府提出の諸法案も、一人の異議を唱ふるものなく、眞に滿場一致を以て可決せられた。恐らく世界國廣しと雖この議會程無事平穩なる事はあるまい。蓋し空前絶後の事であらう。

第八議會は仝年十二月二十四日東京で開會された。この議會も亦我陸海軍の連戰連勝は恰も政府の御蔭なるかの如く考へ、國民と共に熱狂の中に、議會は一億の軍事費も追加豫算も、其他悉く可決した。偶竹內正志等は議會の責任を重んじて豫算案に對する從來の査定方針を固執せん事を主張したが、殆ど何人も之を顧みるものすらなき有樣であつた。斯くて二十八年三月二十八日無事に閉會を告げた。

由來外患起る時、內治の振はざるは當然であり、各國皆悉く其實例を示してゐる。しかし日清戰爭の爲め擧國一致、軍國議會の美名の下に質問も、審議も、攻撃も、批評も措き忘れ、唯政府をして名を爲さしむるが如きは、立憲國としては慨むべきでは

ない。立憲政治は諒解政治である。諒解を根抵とせざれば立憲政治の存在は意味をなさない。諒解せず盲從や仰合にて議會を通過するなれば、立憲政治の主義に反し、まだ眞に國家に盡す所以でもなければ、忠誠の實を擧げ得るものとは信せられない。唯當時の民智未だ幼稚にして、議會亦立憲政治の眞髓を會得するもの少かりしと、戰捷に陶醉する事深かりしを爲め、遂に斯る結果を招來したのである。之が爲め國運の隆昌に好影響を及ぼせしや否やは別問題として、立憲政治の發達に及ぼせし影響は實に著しいものありと云ふべきである。

また若し日清戰爭起らざりせば、流石の伊藤も第七議會の通過は蓋し困難であつたであらう。前二回の解散に反抗せる民黨、剩へ解散に依つて多く其黨員に增減なく、依然多數なる政府反對黨に對し、三度び解散を以て臨む事は由々敷き事件を起す以外の蓋し何物でもないであらう。此兩議會の無事通過は斯くして種々の問題と事實を史上に殘し、眞の憲政の發達を遲らしめたと云ふ事實丈けは看逃すわけには行かないのである。

二　第九議會と政變

日清戰爭は連戰連勝の裡に終りを告げ、明治二十八年四月十七日日清兩國全權大使の間に頗る我國に有利なる媾和條約が締結せられた。我國民は上下扑舞歡呼に惑溺した。然るに狂喜せる國權發揚の祝宴未だ醒めざる一週間の後、即ち四月二十四日、露獨佛の三國より遼東還附の議を申込んで來た。朝野忽ち愕然、採るべきの策を知らなかつた。當時の我國力到底彼等三大强國と相對すべく負擔の過重を信じて、文武高官は連日御前會議を開き、審議の結果遂に三國の議を容るゝに決し、政府は臥薪嘗膽の語と共に之を天下に宣した。

しかし戰捷に誇り熱狂せる國民は之に耳を藉さず、昨日の歡喜は今日の激怒と化し、民論は一時に勃發した。對外硬派は再び復活して對外交失敗を彈劾し、反政府熱は翕然として起つて來た。改進黨・革新黨・國民協會・大手俱樂部等の大小各派は、中央議員俱樂部を組織し、自由黨にも交涉して國民的大運動を起さんとしたが、自由黨は第六議會以來漸く態度を一變しつゝあつた。即ち星亨・林有造・岡崎邦輔

等の策士は、政府の陸奥外相・書記官長伊東己代治等の謀士と暗中に手を握り、自由黨を民黨聯合に參加せしめないのみか、却て政府に結ばせ、遂に第九議會の開かれんとする前月、即ち十一月に於て政府と提携することを公表するに至つた。

二十八年十二月二十八日第九議會開かるゝや、改進黨・革新黨等の民黨聯合軍は、結束して政府攻擊の鋭鋒を以て、外交失敗の彈劾上奏案を提出した。發案者尾崎行雄は約三時間に亘る大演說を以て其理由を說明した。然し自由黨と國民協會は中立派を擁して之を否決した。尙民黨は豫算案に依りて肉薄したが、之れ亦自由黨以下熱心なる政府擁護者の爲めに敗れ、結局一億五千萬圓の豫算は僅か一日半の審議により原案を可決し、二十九年三月二十九日、戰後第一回の議會は無事に閉會するに至つた。

閉會後間もなく自由黨忠勤振りの報酬として、總理板垣退助は、內務大臣野村靖の後を享けて入閣した。これが爲めに從來政府の擁護たりし國民協會は何等の恩典に浴せずとの理由に於て政府に離叛し、却て政府反對の氣聲を擧げた。之が爲め伊藤內閣は板垣の入閣に依り却て內閣の統一に苦しみ、其聲望を失墜するに至つた。

斯くする內に陸奥外相は、病嵩じて國務を視ること能はず、渡邊藏相は戰後の經營に困難を來して何れも辭意が固い。茲に於て伊藤首相は井上馨と諮つて、總ての私情を排し大隈を外務に、松方を大藏に据へて所謂擧國一致內閣を組織し、茲に戰後の經營を全うせんと計畫し、山縣も亦贊同し、閣員概ね之に同意するに至つたが、大隈は肯んぜず、板垣は承知しない。茲に於て乎、勢の赴く所已むを得ず二十九年八月末日、伊藤內閣は遂に瓦解した。

三　進步黨と松隈內閣附第十議會

對外硬を唱へ政府反對を標榜して來た改進黨・革新黨（第六議會を前に同盟俱樂部と同志俱樂部を合同せるもの）財政革新會（第六議會解散後、總選擧によつて田口卯吉が初めて議會に入り、東京府選出議員四名にて作れる政黨）中國進步黨（第六議會を前にして、改進黨から脫出した岡山縣の犬養一派五名の作るところろ）大手俱樂部（當時對外硬論を主張せる者が團結して組織せるもの）越佐會の面々は、政府の抑壓苛酷なる爲め、同志會なるものを組織し一致の步調を採る事

にしたが、團結を鞏固にする必要益切なるを感じ、第九議會開會中即ち明治二十九年三月一日、進歩黨なるものを組織した。參加議員百名、將に自由黨百十名を凌がんとする盛況であつた。黨首は事實上に於て大隈伯であつた。

進歩黨は斯く多種の分子を集めて結成したが、如何にもして自由黨を叩きつけやうといふので、「伊藤内閣は遼東還附といふ外交上の大失敗をやつた。戰後の外交はよろしく大隈の如き巨腕を有する者にやらせたがよい」と大宣傳を始めた。また薩派は自派の勢力を盛り返すには、まづ伊藤を倒さねばならぬ。それには自由黨を退けて進歩黨に近づくに如かずとありて、薩派と進歩黨が一致して、伊藤内閣を攻撃した。薩派は「戰後財政の經營は松方の如き巨頭の手を煩はさなければならぬ」と唱へた。とにかく松方と大隈とは相接近することになり「戰後の財政と外交を料理するのは貴公と乃公との二人を措いて外にはない」と頗るいゝ氣持であつた。

伊藤内閣の瓦解に依り、樞府議長黒田清隆が臨時首相を兼ねる事約一ヶ月で、松方伯に大命が下つた。松方は豫期せる如く、野黨の總師大隈伯と共に内閣を組織せんと欲し、その援助を求め世に言ふ松隈内閣を組織した。其閣員は左の通りである。

内閣總理大臣兼大藏大臣	伯爵	松方正義
内務大臣	伯爵	樺山資紀
外務大臣	伯爵	大隈重治
陸軍大臣兼拓植務大臣	子爵	高島鞆之助
海軍大臣	侯爵	西郷從道
農商務大臣	子爵	榎本武揚
司法大臣		清浦奎吾
文部大臣	侯爵	蜂須賀茂韶
遞信大臣	子爵	野村靖

松方は嘗ては政黨撲滅策を講じ、蠻勇を揮つて選擧干渉を試み失敗したる經驗の所有者であるが、時勢の推移を通觀せると、長州の伊藤が政黨に接近し自由黨と提携して第九議會を通過せる事實に鑑み、薩州の自分も從來の方針を一變し、政黨と聯絡を保つに至つたもので、大隈の手腕を信ずると共に其背後に於ける進歩黨なる大政黨を期待したものである。

松方內閣の組織せらるゝや、進歩黨は其與黨たるの事實を聲明し、政府も亦極めて進歩的態度を以て其施政方針を發表し、尙「言論・出版・集會等憲法上人民の享有すべき權利自由は政府厚く之を尊重し、其保障を堅からしめんことを謀るべし」などゝ政黨や國民を喜ばせた。此宣言一度び出るや新聞と云はず雜誌と云はず久しく待ち構へた大旱に雲霓を望むが如く、盛に書き立てる。宮中の腐敗、長州人の罪惡、宮內大臣の攻擊と頗る獰猛なる素つ張拔きをやる。恰も進歩黨の領袖高橋健三が、其主宰せる雜誌「二十六世紀」に伊藤博文と土方宮相の宮內省內部に於ける私曲を暴露したので、世論湧くが如く內閣の內外に於て議論容易に終熄しない。政府は言論の自由を保障せる手前直ちに抑壓も出來ず、また城鼠社狐攻擊するのも無理とは强ち云へないが、長閥の壓迫益急なので、已むを得ず右「二十六世紀」の發行を禁止し、且之に關係した諸新聞にも亦發行停止を命じ漸く時局を收拾した。然し之が爲めに政府は食言せりとて、その威信は漸く失墜するに至つた。

二十九年十二月二十五日第十議會を開會した。進歩黨の後援に依り二億四千萬の豫算案も僅か一萬七千余圓の削減を見たのみで、全部通過した。尤も野黨自由黨は反對したが、之れ迎重要なる政策は殆ど前內閣の夫れを踏襲したゝめに甚しく反對する事も出來ず、遂に三十年三月五日平和裡に閉會した。

進歩黨は唯一の與黨丈けに種々の進言をしたが、優柔不斷なる松方首相は直ちに採用する事をせず、或は拒否したので進歩黨は憤慨し、政府との絕緣を決議するに至つたので、遂に大隈外相は十一月六日辭職し、同時に進歩黨の任官者は悉く連袂下野した。

進歩黨と絕緣したる松方內閣は、今迄の反對黨自由黨との提携を計つたが、自由黨も今更進歩黨の糟粕を嘗むる事を潔しとせず、且は今薩派に近づかんよりは、伊藤に依りて長閥と提携するの有利なるべきを判つて、十二月議會開會前大會を開き、內閣不信認を決議した。

また薩派の番犬を以て任じてゐた國民協會、即ち松方の屬僚品川彌二郎に依つて組織せられ、西鄕從道の總理たりし國民議會すらも、政府が進歩黨と提携した事を喜ばず、また松方內閣の前途最早短命なる事を看取し、斷然反對の態度を採るに至つた。

斯く進歩・自由・國民と三大政黨全部の反對を聲明せる上に、尙幾多の新聞雜誌記者は同盟會を組織し、彼等に應援し、變節せる議員あれば容謝なく之を筆誅すべき

旨を決議した。斯くして松方内閣は四面全く楚歌の裡に、第十一議會に臨まねばならなかつた。

四　第十一議會の解散と松方内閣の瓦解

明治三十年十二月二十四日、第十一議會は開會せられた。果せる哉其翌二十五日三派聯合の政府不信任案は提出せられた。剩へ其提出者は衆議院議員總員の三分の二を占めてゐたのである。衆議院は同案を提出するや、直ちに日程を變更して之を議事に附し、提出者代表鈴木重遠將に登壇、その理由を說明せんとするや、政府は衆議院解散の詔勅を傳達したのである。實に不相變立憲の何物たるかを解せざる松方は、議會に其不信認案說明の機會をも與へなかつたのである。

而して議會解散と共に松方首相は辭表を捧呈した。他の閣員も亦之に倣ひ斯くして松方内閣は瓦解したのである。

抑も立憲國の政府が議會を解散するは、其信認を國民に問ふが爲めである。然るに議會を解散し總選擧の結果をも見ずして辭職するが如きは殆ど意味をなさず、全く立憲政体の本旨に背くものである。曩の無暴なる選擧干涉と云ひ、今また此解散といひ、松方の憲法に對する認識は、不足といふよりは寧ろ皆無であると云ふべきである。尤も彼が議會を解散し自ら辭職した事は、憲法上の解釋如何と云ふよりは、偖りに政黨の反對猛烈であり、這回は如何に干涉を試むるも到底勝味なく、前回以上の恥辱を繰返すに止る事を洞察せると、一方當時戰後紊亂せる財政收拾の途無きを痛感したが爲めであらう。何れにしても松方が行掛けの駄賃に議會解散を行ふの亂暴さは、當時非常なる非難の的になつたものである。

五　第三次伊藤内閣の出現と第五回總選擧

悲慘なる最後を遂げた松方蠻勇内閣の後を享けて、伊藤博文に大命が下つた。伊藤は最早政黨を無視して内閣組織の至難なるを察知してゐるので、外務大臣の椅子を提供して進步黨の大隈伯の入閣を希望した。然し進步黨よりの入閣の員數に於て折合はず談判は不調となつた。仍て伊藤は已むを得ず自由黨との聯絡を板垣伯に諮つた。林有造・伊東己代治等斡旋して板垣入閣を條件としてその提

携を承諾した。然し伊藤は總選擧以前に政黨の首領を内務大臣に任命するは公平を示す所以に非ず、總選擧の終るを待つて更に謀らんと云ふので、板垣の入閣を承諾せず、第三次伊藤内閣は左の顔觸を以て、明治三十一年一月十二日成立した。

内閣總理大臣	侯爵	伊藤博文
内務大臣	子爵	芳川顯正
外務大臣	男爵	西　徳次郎
大藏大臣	伯爵	井上　馨
陸軍大臣	子爵	桂　太郎
海軍大臣	侯爵	西郷從道
遞信大臣	男爵	末松謙澄
農商務大臣	男爵	伊東己代治
司法大臣		曾根荒助
文部大臣	侯爵	西園寺公望

全くの超然内閣である。しかし自由黨との默契あり、自由黨は政府黨を標榜して、三十一年三月十五日第五回總選擧に臨んだ。その結果は、

自由黨	九八名	
國民協會	二六名	
山下倶樂部	四八名	
合計	三〇〇名	

縣下の當選者は、

第一區（國）大野龜三郎（再選）
第二區（國）岸　小三郎（再選）
第三區（國）森川寛衛（海津吉里）
第四區（進）井上源衛（本巢穗積）
第五區（國）武藤互三（郡上八幡）
第六區（自）前島丈之助（加茂麻生）
第七區（進）松下太郎右衛門（吉城國府）

與黨を誇りとして選擧場裡に臨みたる自由黨は多數を得て意氣揚々、板垣總理を内務大臣として入閣せしめん事を要求した。然るに政府部内には感情上自由黨を喜ばざるもの あり、特に井上馨の如き極力その入閣を拒んだ。結局板垣の入

進歩黨	九一名	
同志倶樂部	一四名	
無所屬其他	二三名	

次点　中島豐之助
同（國）田島正衛
同（國）天野若圓
同（自）石井　鼎
同　青木達四郎

閣は不可能となつたので、自由黨は伊藤に欺されたるものとして大に憤慨し、政府反對の態度を明かにした。

時に東亞の風雲急なるものがあつた。即ち我國が露獨佛の干渉に依り還附したる遼東半島に露西亞、膠州灣に獨逸、廣州灣に佛蘭西、威海衞に英吉利は、夫々清國を壓迫して強制的に租借し、我國は僅かに清國をして福建省の不割讓を約せしむるのみであつた。斯くの如く重大なる外交に忙殺されてゐる政府は、政黨操縱に心を專らにする余裕を有たなかつた。而して遼東を還附したるは第二次伊藤內閣で、歐州列國が競ふて清國の利權を獲得し、東亞の天地を擾亂するを傍觀するは第三次伊藤內閣である。斯る無能無策の內閣は須く反對せざるべからずといふので、進歩黨はまづ同志を糾合して、對外同志會なるものを組織し、盛んに輿論の喚起に努めた。

六　第十二議會の解散

明治三十一年五月十九日、第十二回帝國議會は開會された。進歩黨は劈頭東洋政策に對し政府彈劾の上奏案を議會に提出した。然し右上奏案は自由黨及國民協會の反對に遇ひ否決された。尤も自由黨並に國民協會が上奏案に反對したのは、政府の東洋政策を是認したのではない。唯第二次伊藤內閣の當時番犬の役を勤め其案に贊成した行掛り上、上奏案に贊成し得なかつたのである。爲めに鬱憤を洩すは他に在りとなし、彼等は豫算案に依つて痛擊せんと企てた。即ち增稅諸法案中まづ地租增額案を二十七對二百四十七といふ大多數を以て否決した。右は政府の爲めには非常なる苦痛なので、遂に六月十日政府は衆議院を解散した。

唯この十二議會中特に記錄すべきは、明治二十一年以來政黨政社の政治運動撲滅に最も魔力を振つた保安條例廢止案の通過した事である。これに依つて政界十年間の暗雲が排除されて、今後の民權發達の上に一段と光彩を放つ事になつたのである。

七　憲政黨の成立と伊藤內閣の辭職

第十二議會に於て地租增徵案に依り結束せる進歩自由の兩黨は、その解散に遭

ふや、藩閥と握手し官僚と提携する事の結局何等目的達成の所以に非ず、却て政黨相互の軋轢を深くし、何等國家の爲めにも憲政の爲めにも貢献するものに非る事を痛感し、從來の感情と行き懸りを一擲して民黨の大合同をなさんとの議が兩黨の間に熾烈になつて來た。平岡浩太郎之を主唱し、犬養毅・杉田定一・大石正巳・箕浦勝人・伊藤大八等之に和し、嘗ては背信不義と罵り合つた板垣も大隈も再び互に舊怨を棄てゝ握手し、愈合同を見るに至つた。斯くて明治三十一年六月二十一日臨時大會を開き、同時に公然兩黨は解散の決議をなし、翌二十二日新富座に於て結黨式を擧げ、憲政黨と名付けた。其宣言書に曰く

憲法發布議會開設以來將に十年ならんとす。而して此間解散は既に五回の多きに及び、憲政の實未だ全く擧らず。政黨の力亦大に伸びず。是を以て藩閥の余孽尙圖結し、爲めに朝野の和協を破り、國勢の遲滯を致せり。是れ擧國忠愛の士の深く慨嘆する所なり。今や吾人は內外の形勢に鑑み、斷然自由進歩の兩黨を解き、廣く同志を糾合して一大政黨を組織し、更始一新以て憲政の完成を期せんとす。因て茲に之を宣言す。

議會解散後僅か十二日である。大隈・板垣兩伯も其式場に列席し公然入黨を宣した。黨員感激の涙を以て之を迎へ、士氣大に振ひ一擧官僚閥族を壓せんとするの氣勢を示した。

從來自由進歩の反目を巧に誘導して政黨を操縱し來れる薩長政府にとつては、潮の如きこの大勢力の出現に依り狼狽忽ち色を失ひ、翌々二十四日御前會議を開き、或は元老會議を繰返し其對抗策を審議した。席上山縣の如きは革命でも起つたかの如く感じ、大に興奮する。結局伊藤は現下代議政體の下到底超然內閣を持續し得べからざる事を力說し、次の三案を提出した。

一　自ら朝に在りて一大政府黨を作り之を率ひて國政の進行を謀るか
二　斷然野に下つて自ら政黨を組織し政府を擁護するか
三　憲政黨に內閣を明渡し大隈・板垣をして後繼內閣を組織せしむべきか

山縣は政府を政黨の上に置くは我憲法の精神に悖るのみならず、また我國體に反するものなり、已むを得ずんば一時憲法を中止して豫算に對する議會の協贊權を奪ふべしと、盛んに迷論を吐き、伊藤と激論する事數時、伊藤は遂に其議の容れられざるを憤り、勳位顯爵をも併せて奉還すべき事を認め、遂に骸骨を乞ふたのである。

伊藤首相の辭職に依り、各閣僚も亦辭表を捧呈し、第三次伊藤内閣は遂に瓦解した。茲に於て又復元老會議が開かれ、山縣・黒田・大山・西鄕・井上とお鉢を持ち廻つたが、誰一人敢然起つてこの難局に當らんとする者なく、伊藤の提案に大に反對した流石の山縣も組閣の勇氣なく、遂に明治三十一年六月二十五日、伊藤提出の第三案通り、大隈・板垣を奏薦することに決した。

嘗ては藩閥派より蛇蝎の如く忌み嫌はれたる政黨者、明治二十三年國會開設の當時山縣・黒田・伊藤の輩は政黨に接近するを以て、恰も　至尊の大權を汚損するが如く主張し、數年前大隈は樞府に在り政黨の板垣と會見したりといふ理由の下に、官職を瀆すものなりとして免黜された事がある。然るに世運廻轉、實に茲に到る。時勢の變化とよりは寧ろ如何に彼等藩閥の面々が憲法を自己の利益に解釋し、自己周圍を擁護するに汲々たりしかを推する事が出來る。彼を想ひて茲に到る、誠に以て大隈内閣の出現、第一次政黨内閣の組織は、憲政史上の大革命とも云ふ事が出來るのである。

八　所謂政黨内閣の出現と第六回總選擧

政黨の勢力愈加はりたるに、多年我が物顔に官僚本位を以て終始し、未來永劫變らざるべしと希望し期待し來れる藩閥の面々も、最早斯くなる上は如何ともすべからず、遂に伊藤内閣の瓦解となり、廟議憲政黨内閣と決するや、伊藤は隈板兩伯の來邸を求め、審に廟議の次第を告げ兩氏の蹶起を促した。兩人は何れは政黨内閣の實現を見るべきも、余りに事の唐突なるに驚き、黨内未だ陣容整はずとて固辭したが、伊藤の熱意に動かされ、翌二十六日承諾し、六月二十七日兩人は内閣組織の大命を拜受した。

これより組閣本部を帝國ホテルに置き、愈組織の準備に着手したが、大小の獵官運動者雲集し、醜狀を暴露するに至つたので、遂に進歩派よりは犬養毅・楠本正隆、自由派よりは片岡健吉・江原素六、中間派より平岡浩太郎が取纏め役となつて、漸く六月三十日、左の閣員が決定した。陸海軍は官制の關係上黨員を以てする能はず、前閣員の留任に依つたものである。